

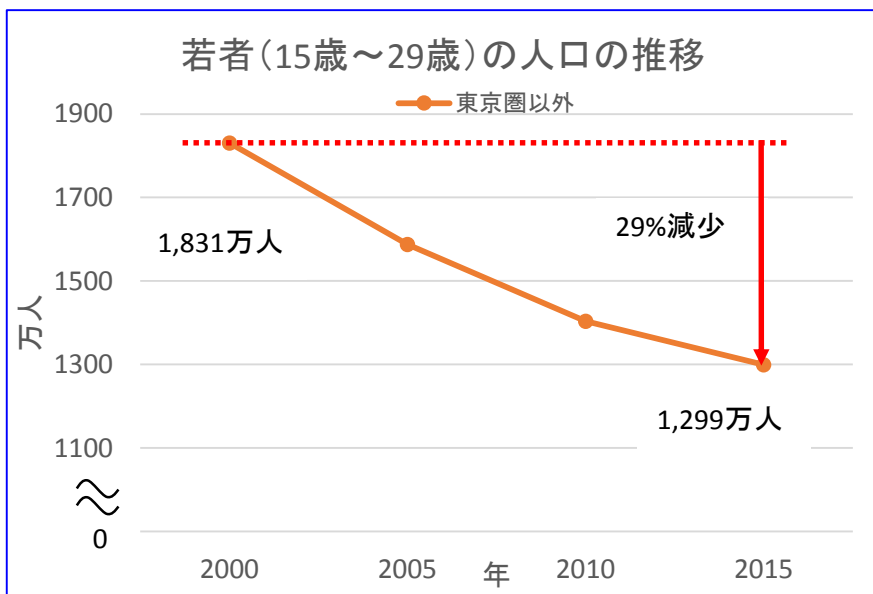
# 論点に関する参考資料

# 1. 東京一極集中の現状

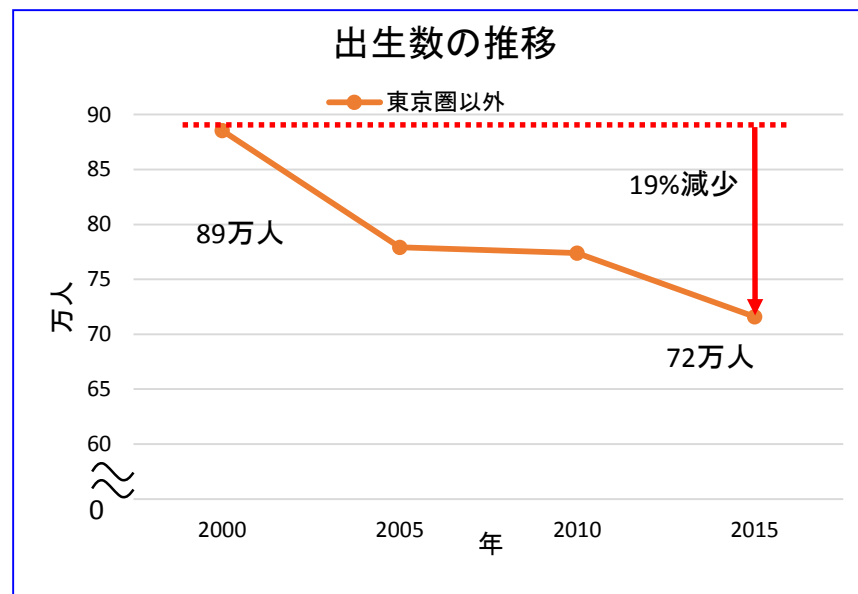
# 地方における若者の減少動向

## 《地方(東京圏以外)における若者・出生数の大幅な減少(2000年～2015年)》

- 若者(15～29歳)人口は、約3割減少(1,831万人→1,299万人と532万人減少)。
- 出生数は、約2割減少(89万人→72万人と17万人減少)



出典: 総務省「国勢調査」よりまち・ひと・しごと創生本部事務局にて作成

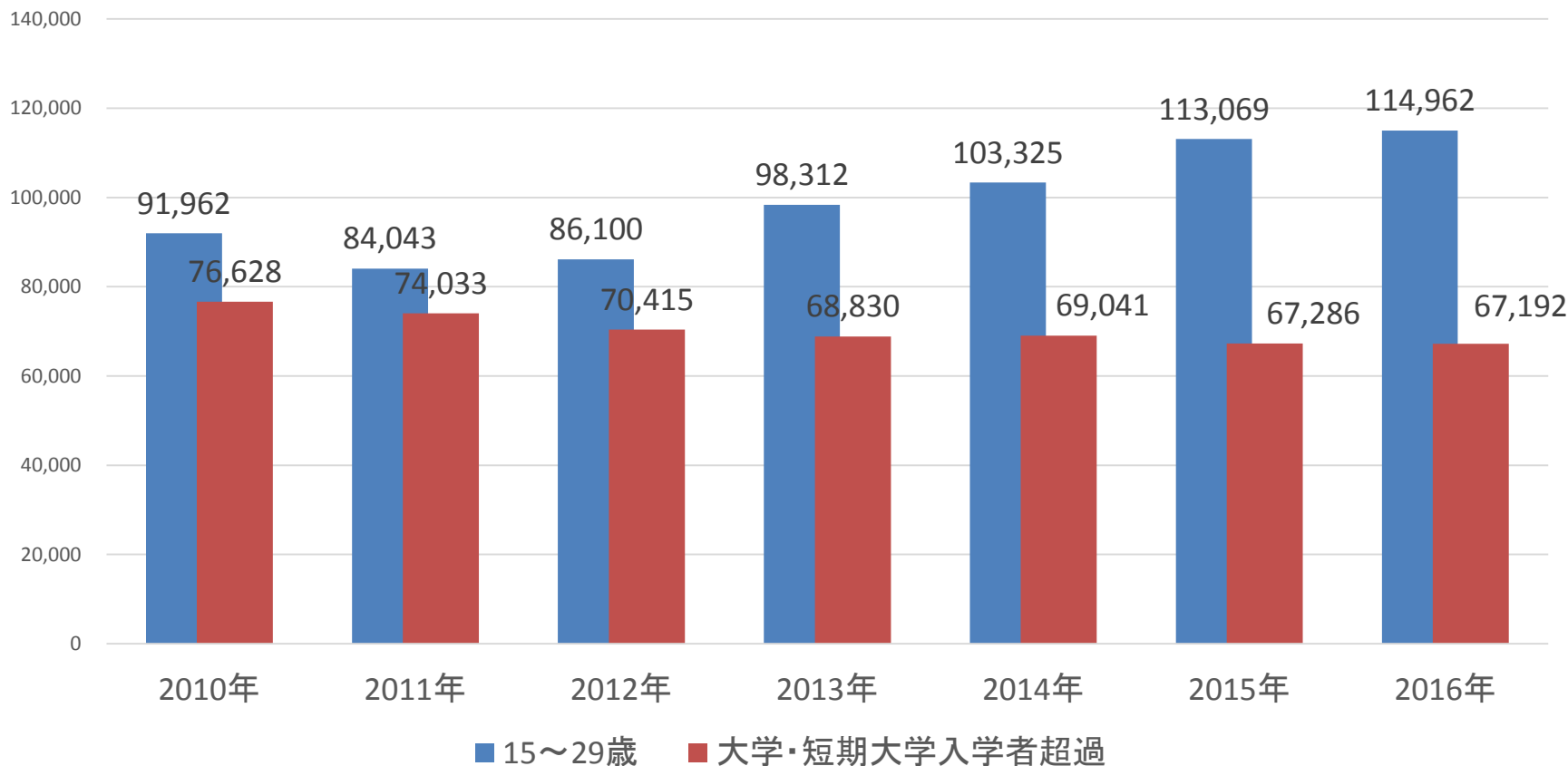


出典: 厚生労働省「人口動態統計」よりまち・ひと・しごと創生本部事務局にて作成

# 年齢階級別転入超過数

- 東京圏への転入超過数の大部分は15～29歳の若者が占めている(約11万5千人程度)。
- また、大学進学者が約7万人程度と半数以上を占めている。

## 東京圏への若者(15～29歳)の人口転入超過数

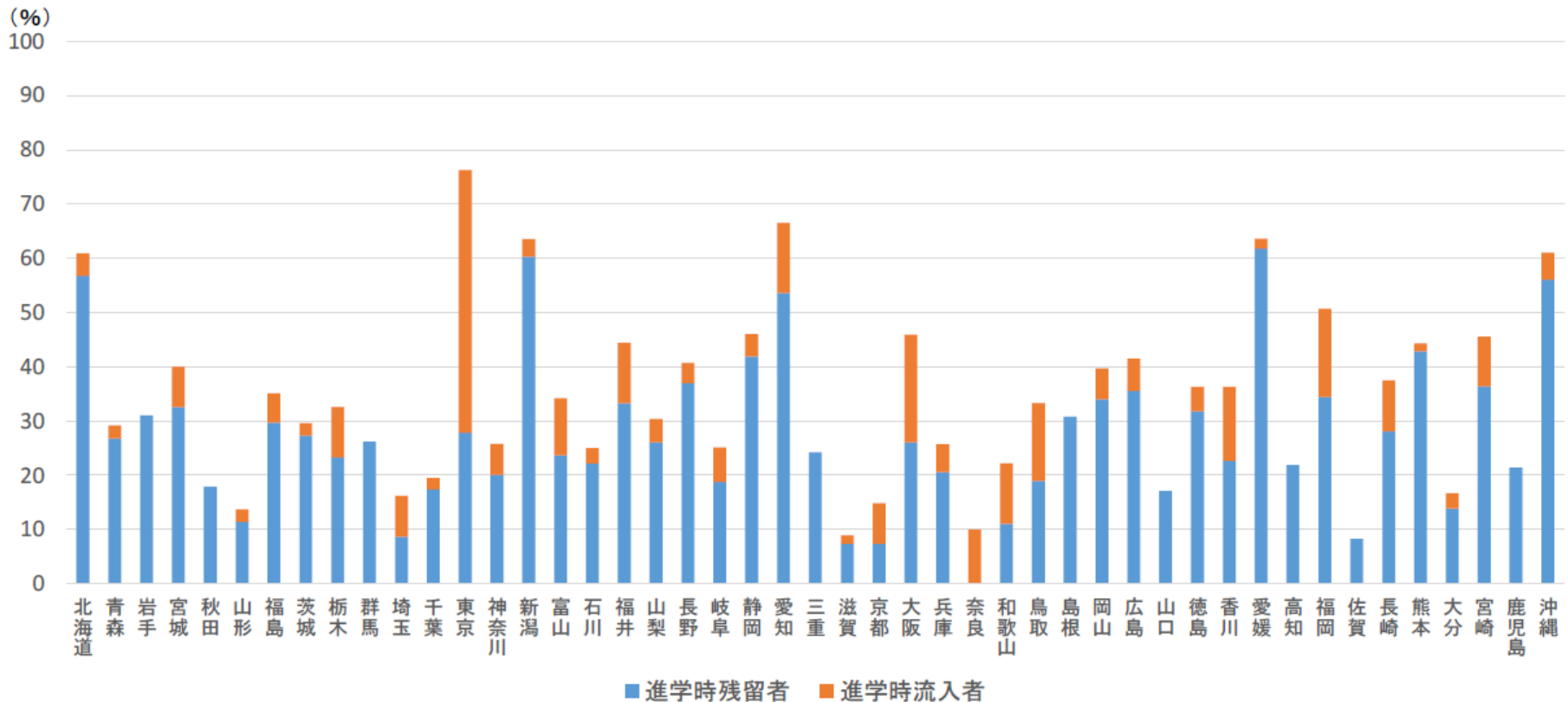


※15～29歳の転入超過は住民基本台帳より作成。大学短期大学入学者超過は学校基本統計より作成。

# 大卒就職者 地元残留率（都道府県別）

- 残留率が高いのは、1位東京(76.2%)、2位愛知(66.5%)、3位愛媛(63.6%)である。
- 東京における残留者の約2/3は、進学時流入者である。

■ 大卒就職者地元残留率(都道府県別)

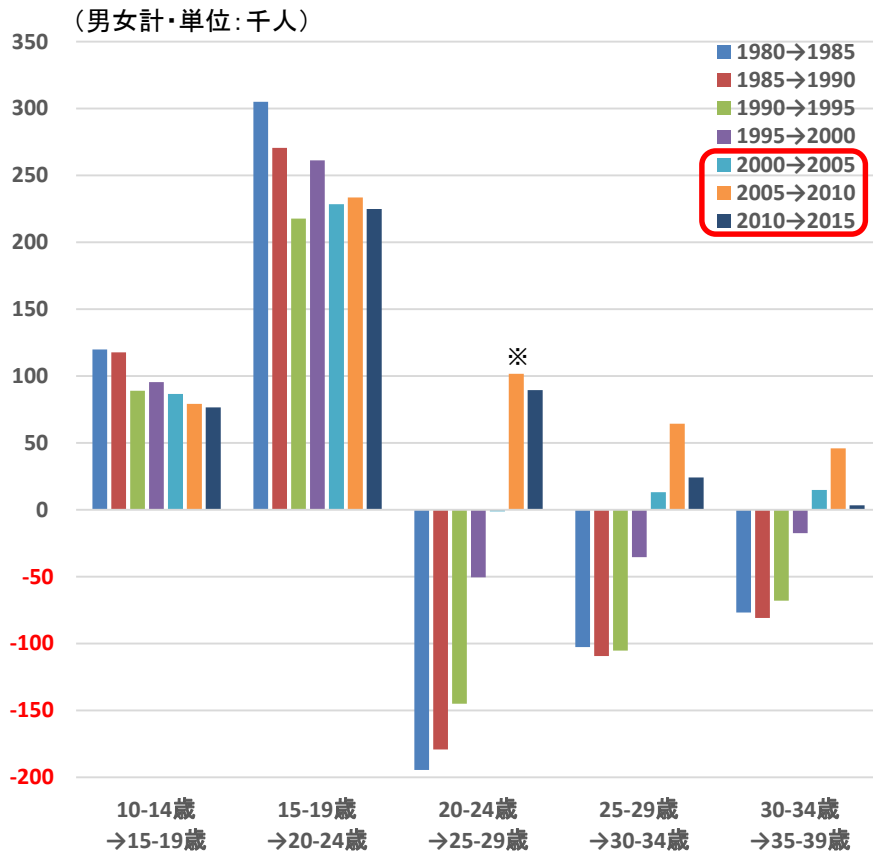


出典：就職みらい研究所『大学生の地域間移動に関するレポート2017』

# 年齢階級別にみた人の移動の動向

## 東京都の年齢階級別人口増減 (コーホートによる比較)

2000年までは、20歳・30歳代で、東京都からの転出が超過していたが、2000～2015年では、20歳・30歳代も東京都への転入が超過している。



※2005年時点で「20-24歳」の人口が5年後(2010年時点「25-29歳」の人口)にどれだけ増加したかを表している。

資料: 内閣官房まちひととしごと創生本部事務局において、各年の国勢調査(総務省)の年齢不詳按分後の総人口データを用いて作成。

## 年齢階級別Uターン者割合

出生都道府県から県外に移動したのち再び出生都道府県に戻った人(Uターン者)の全体割合は過去同水準で推移している。ただし、年齢別に見ると15-29歳におけるUターン者の割合が低下している。

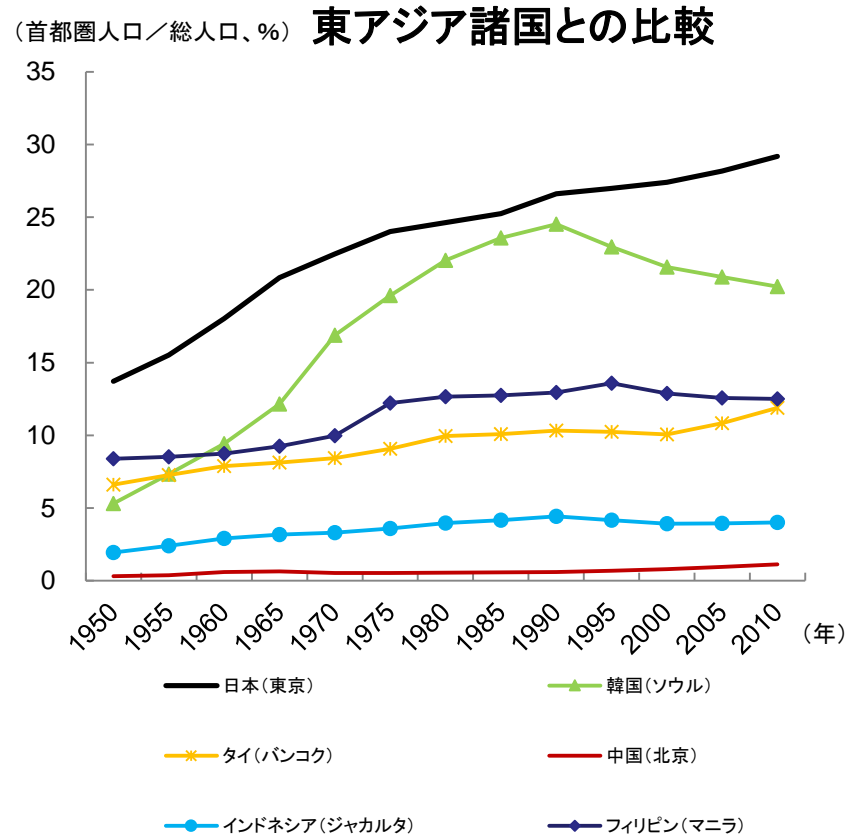
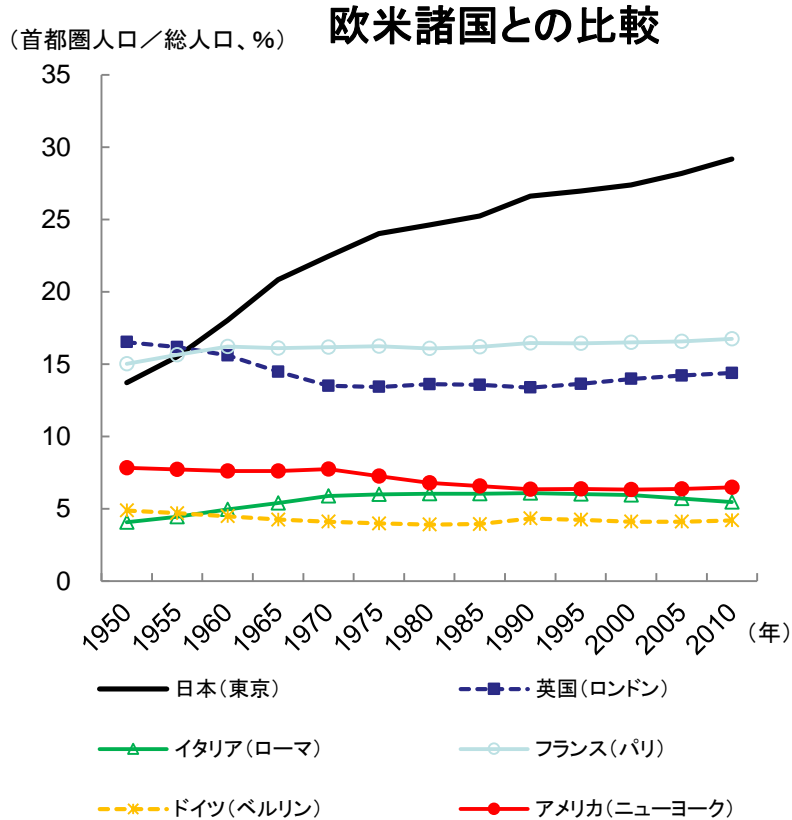
	2016年	2011年	2006年
総数*	20.4%	20.5%	19.9%
15歳未満	2.9%	3.7%	2.9%
<b>15-29歳</b>	<b>11.8%</b>	<b>14.4%</b>	<b>14.5%</b>
30-39歳	24.8%	23.6%	24.5%
40-49歳	24.9%	25.5%	26.0%
50-59歳	27.2%	28.6%	28.3%
60-69歳	28.2%	28.0%	23.9%
70歳以上	20.7%	20.2%	20.5%

\* 総数には年齢不詳を含む。2016調査の集計結果は、都道府県別に設定したウエイト付きの集計結果で熊本県、大分県由布市を除く。第7回の集計結果は、同様に、震災の影響により調査を中止した東北被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の出生者を除く。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第8回人口移動調査」(2017)

# 首都圏への人口集中の国際比較

○ 国際的に見て、日本は首都圏人口の比率が高かつ上昇が続いている。



(備考) UN World Urbanization Prospects The 2011 Revisionより作成。

(注) 各都市の人口は都市圏人口。ドイツ(ベルリン)、韓国(ソウル)は都市人口。

日本(東京)の値は2005年国勢調査「関東大都市圏」の値。中心地(さいたま市、千葉市、特別区部、横浜市、川崎市)とそれに隣接する周辺都市が含まれている。

# 東京一極集中の課題①

- 東京圏においては、過度の人口の集中により、通勤時間が長い、住宅面積が狭い、借家の家賃が高い、待機児童が多い、自然災害リスクが高いといった課題を抱えている。

一日当たりの通勤等時間

都道府県	時間 (分)	都道府県	時間 (分)
宮崎	49	山梨	60
島根	51	長崎	60
鳥取	52	徳島	62
福井	53	群馬	64
大分	53	三重	67
愛媛	53	岡山	67
新潟	54	栃木	67
青森	55	岐阜	67
山形	55	福岡	68
高知	55	滋賀	68
鹿児島	55	広島	69
山口	55	和歌山	70
熊本	56	宮城	71
秋田	56	茨城	72
石川	56	愛知	74
長野	56	京都	77
香川	57	大阪	80
北海道	57	兵庫	84
沖縄	58	奈良	89
岩手	58	東京	93
佐賀	58	埼玉	96
福島	59	千葉	98
静岡	59	神奈川	104
富山	60	平均	65

※平成23年社会生活基本調査より作成

一住宅当たり延べ面積(持家)

都道府県	面積 (㎡)	都道府県	面積 (㎡)
富山	177.03	静岡	131.66
福井	173.29	茨城	131.13
山形	168.01	山口	129.40
石川	162.51	熊本	129.26
秋田	162.04	和歌山	128.78
新潟	161.50	愛知	127.94
島根	159.22	愛媛	127.56
鳥取	156.46	大分	127.35
岩手	154.60	広島	125.16
長野	154.37	長崎	123.66
青森	150.10	北海道	121.53
岐阜	148.23	宮崎	120.11
滋賀	147.43	福岡	119.10
福島	146.37	兵庫	118.56
佐賀	144.97	高知	118.28
岡山	140.01	京都	114.30
山梨	138.86	千葉	110.29
香川	138.31	鹿児島	109.54
徳島	138.05	埼玉	106.96
三重	136.36	沖縄	104.28
栃木	134.24	大阪	101.58
宮城	133.85	神奈川	98.60
群馬	133.08	東京	90.68
奈良	132.03	平均	122.32

※平成25年住宅・土地統計調査より作成

借家のモデル家賃(月額)

都道府県	モデル家賃 (円)	都道府県	モデル家賃 (円)
青森	43,847	山梨	49,742
秋田	44,382	新潟	50,464
宮崎	44,637	富山	50,559
高知	44,922	三重	50,599
鹿児島	45,338	福井	51,324
大分	45,952	長野	51,351
和歌山	47,225	茨城	51,683
島根	47,317	岡山	51,731
山口	47,338	栃木	51,931
徳島	47,406	福岡	53,150
鳥取	47,582	奈良	53,543
岩手	47,584	広島	53,764
熊本	47,730	宮城	53,862
愛媛	48,009	滋賀	55,716
山形	48,031	静岡	56,982
群馬	48,119	愛知	57,695
佐賀	48,355	京都	59,356
北海道	48,517	大阪	61,325
石川	48,744	兵庫	62,526
福島	48,747	千葉	62,832
長崎	48,892	埼玉	63,609
沖縄	49,253	神奈川	74,866
岐阜	49,378	東京	88,339
香川	49,649	平均	52,211

※平成25年住宅・土地統計調査より作成

モデル家賃:1畳当たり家賃に1住宅あたり居住室の畳数を掛けて算出。

1畳当たり家賃は、都道府県別に集計した調査サンプルの家賃合計値額を全畳数で除して算出。1住宅当たりの居住室の畳数は、住宅数合計値を全畳数で除して算出。



# 東京一極集中の課題②

## 保育所待機児童数

都道府県	児童数 (人)	都道府県	児童数 (人)
青森	0	徳島	60
山形	0	京都	64
新潟	0	山口	65
富山	0	三重	101
石川	0	栃木	126
福井	0	鹿児島	144
山梨	0	奈良	175
長野	0	静岡	189
鳥取	0	岩手	194
広島	0	愛知	202
高知	0	熊本	233
宮崎	0	滋賀	339
香川	3	茨城	382
和歌山	4	福島	398
長崎	4	宮城	425
群馬	5	神奈川	465
愛媛	16	兵庫	715
佐賀	18	福岡	797
大分	20	大阪	801
岐阜	23	埼玉	897
秋田	33	千葉	1,246
岡山	35	沖縄	1,977
島根	38	東京	8,327
北海道	46	合計	18,567

## 自然災害リスク指数

### 世界の大都市の自然災害リスク指数

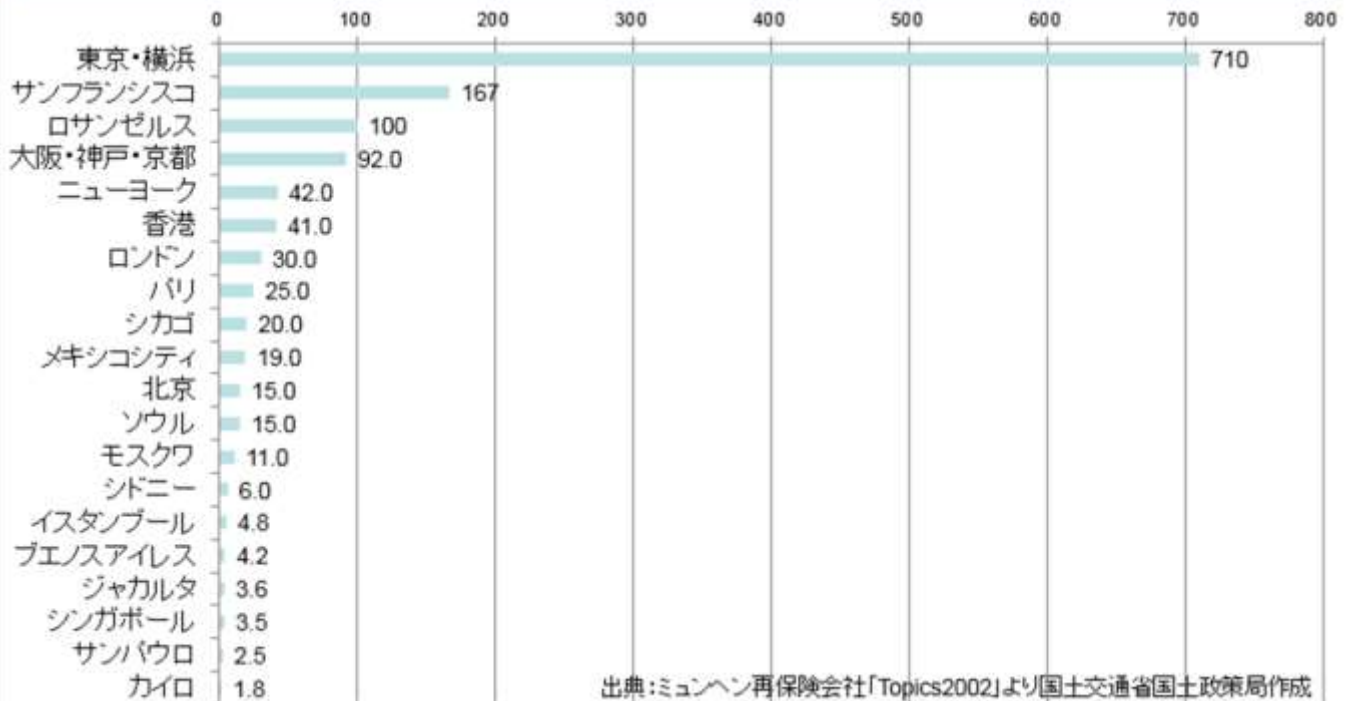


○ドイツの保険会社が、世界の50の大都市を対象として、自然災害リスク指数を算出。

自然災害リスク指数 = ①自然災害発生の可能性 × ②災害に対する脆弱性 × ③危険にさらされる経済的価値

○東京・横浜は、自然災害発生の可能性や災害に対する脆弱性が高位にあることに加えて、世界有数の資産が集中する都市であることから、自然災害リスク指数が最大。

○このことから、東京一極集中は、日本経済全体にとって大きなリスクであり、負担となっている。

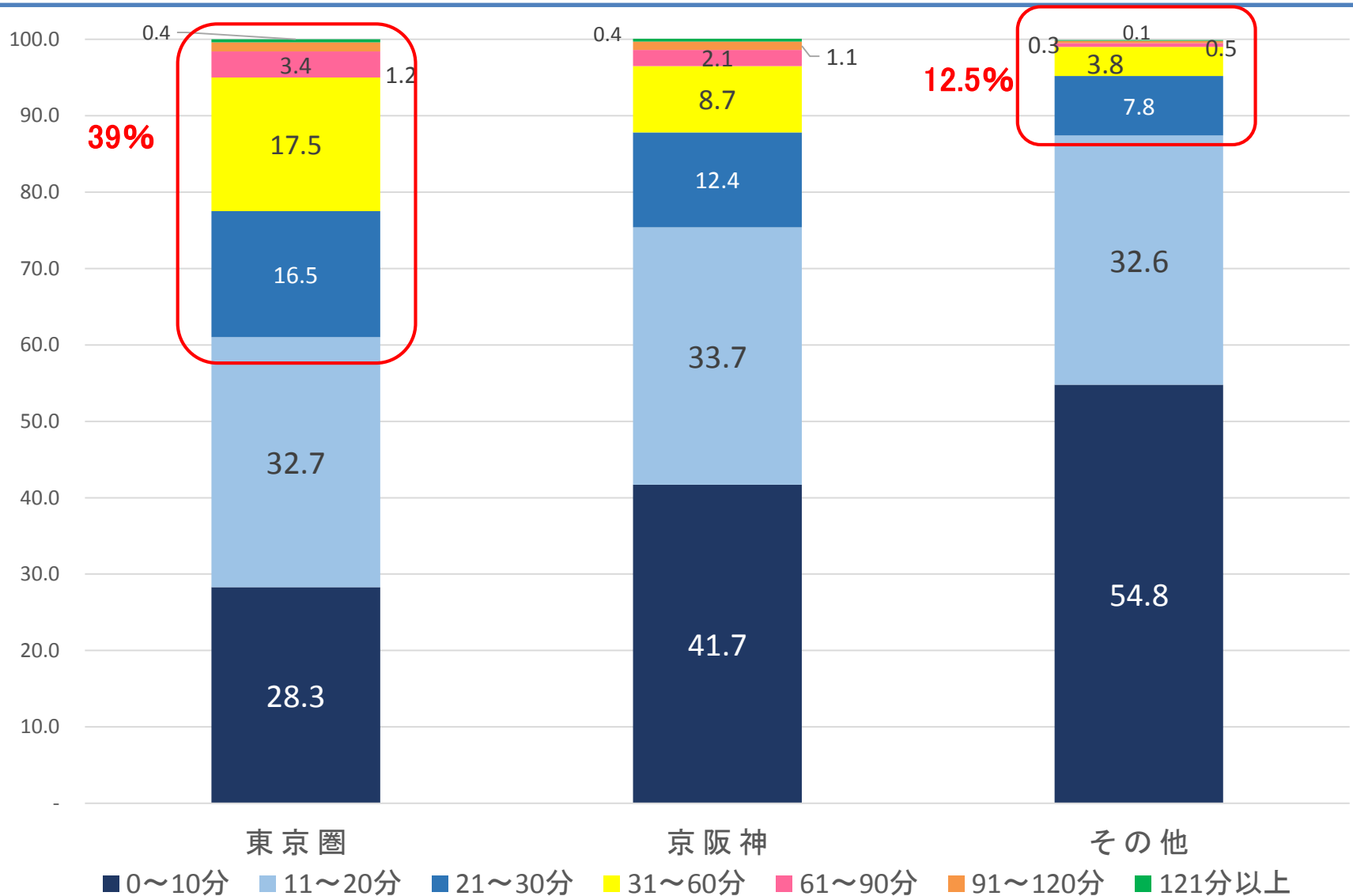


※保育所等関連状況取りまとめ  
(2016年4月1日・厚生労働省)より作成

(「国土のグランドデザイン2050」より)

# 地域別片道通学時間（下宿・アパート等生）

- 下宿・アパート等で生活をしている学生について、片道通学時間が20分以上かかる学生の割合は東京圏で39%である一方、東京圏・京阪神を除くその他地域では、12.5%と顕著な差がみられる。

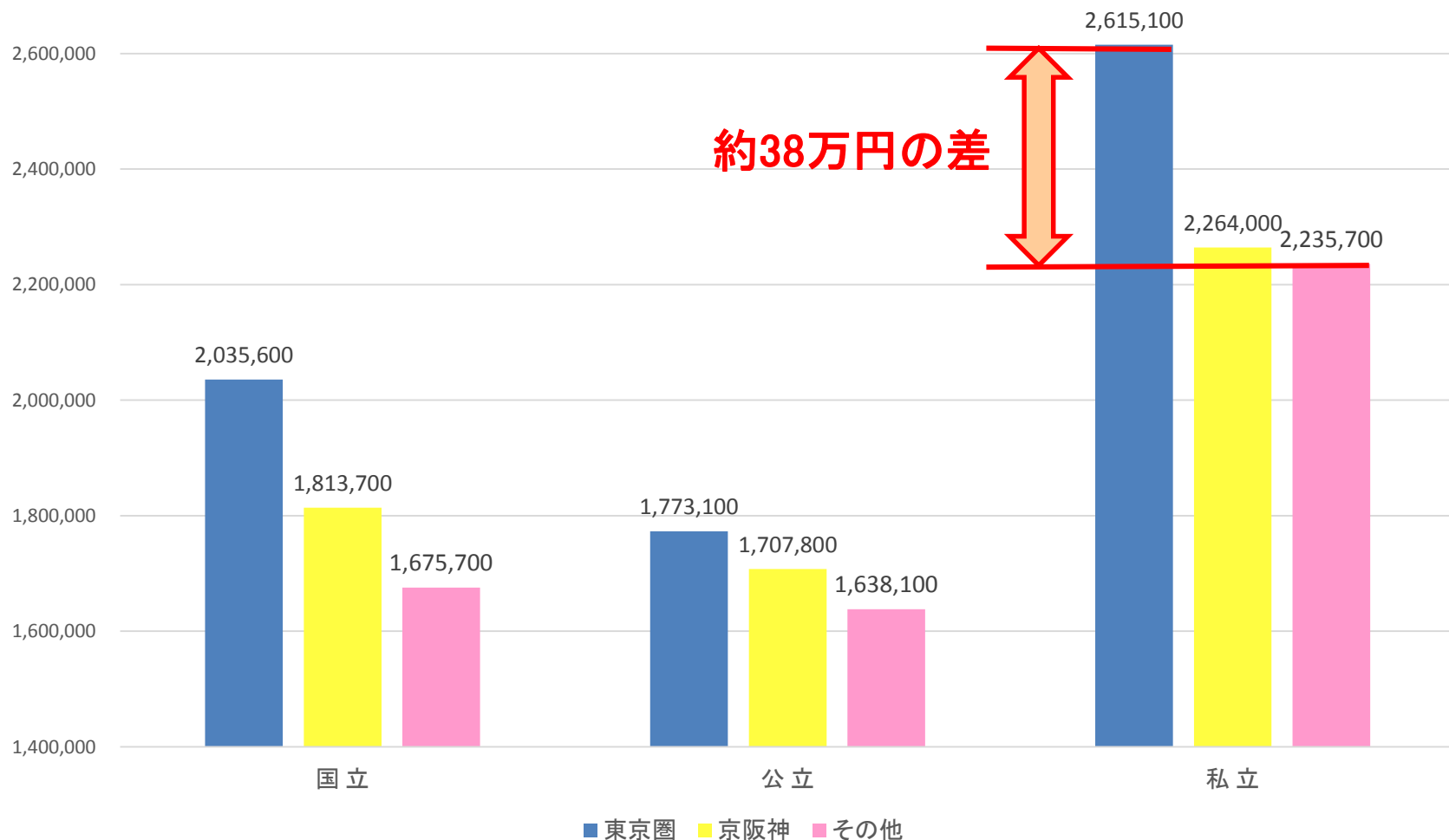


(注)「東京圏」とは、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県をいう。  
「京阪神」とは、京都府・大阪府・兵庫県をいう。

【出典】「平成26年度学生生活調査」(独立行政法人 日本学生支援機構)

# 地域別生活費（下宿・アパート等生）

- 下宿・アパート等で生活をしている学生について、東京圏が京阪神や東京圏・京阪神を除くその他の地域の学生よりも年間の生活費がかかる傾向。
- 特に、私立学校の学生については、東京圏と東京圏・京阪神を除くその他地域では約38万円の差がみられる。



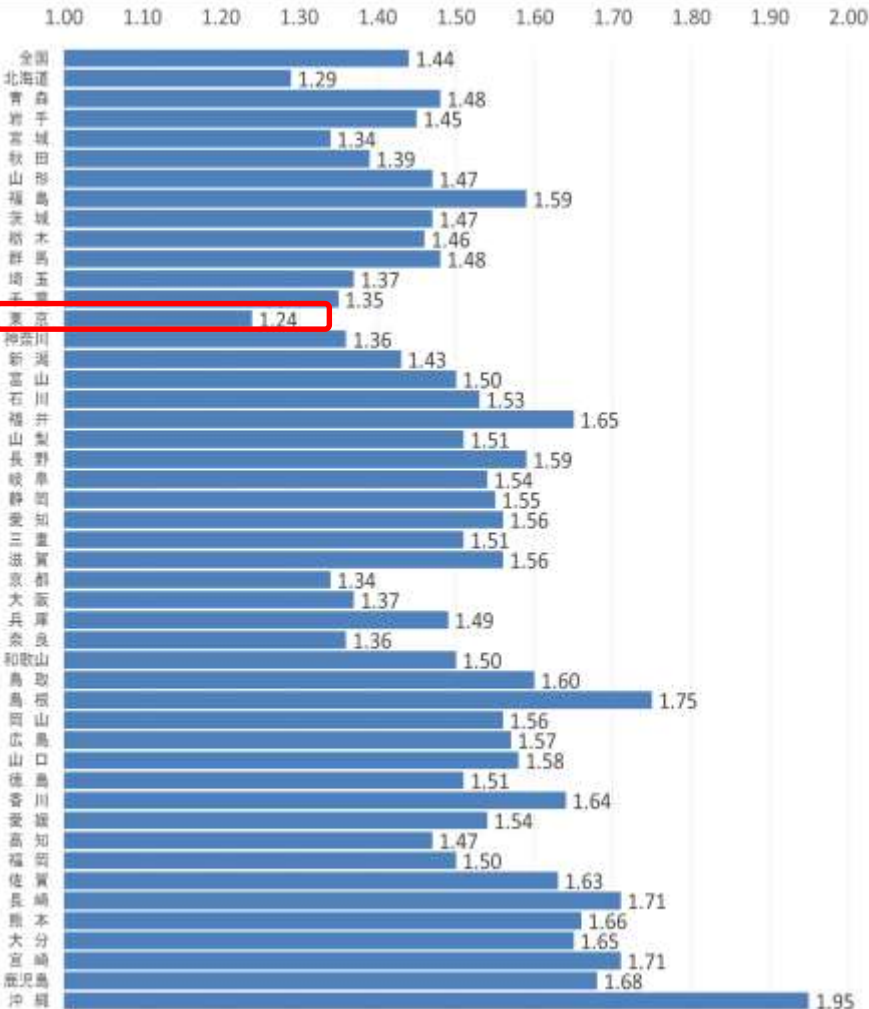
(注)「東京圏」とは、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県をいう。  
「京阪神」とは、京都府・大阪府・兵庫県をいう。

【出典】「平成26年度学生生活調査」(独立行政法人 日本学生支援機構)

# 地域や移動の違いによる出生の動向

## 出生率の地域差

地域ごとに合計特殊出生率は大きく異なり、特に東京都は1.24と全国で最も低い。



## 移動類型による子ども数

出生地が東京圏の場合も非東京圏の場合も、現住地が東京圏の人において平均子ども数が少ない。特に「非東京圏→東京圏」と「非東京圏→非東京圏」との間で平均子ども数に大きな差がある。

### — 初婚後15年以上の平均子ども数 —

出生地		現住地	平均子ども数(人)
東京圏	→	東京圏	1.921
東京圏	→	非東京圏	1.986
非東京圏	→	東京圏	1.949
非東京圏	→	非東京圏	2.112
全国			2.061

※東京圏: 埼玉・千葉・東京・神奈川

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第8回人口移動調査」(2017)

## **2. 地方の特色ある創生のための地方大学の振興**

# 大学の役割等に関する法律等の規定

## ● 教育基本法(平成18年法律第120号)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

## ● 学校教育法(昭和22年法律第26号)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

## ● 我が国の高等教育の将来像(答申)(平成17年1月28日)

### 第2章 新時代における高等教育の全体像

#### 3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

##### (2)大学の機能別分化

##### ○ 高等教育機関のうち、大学は、全体として

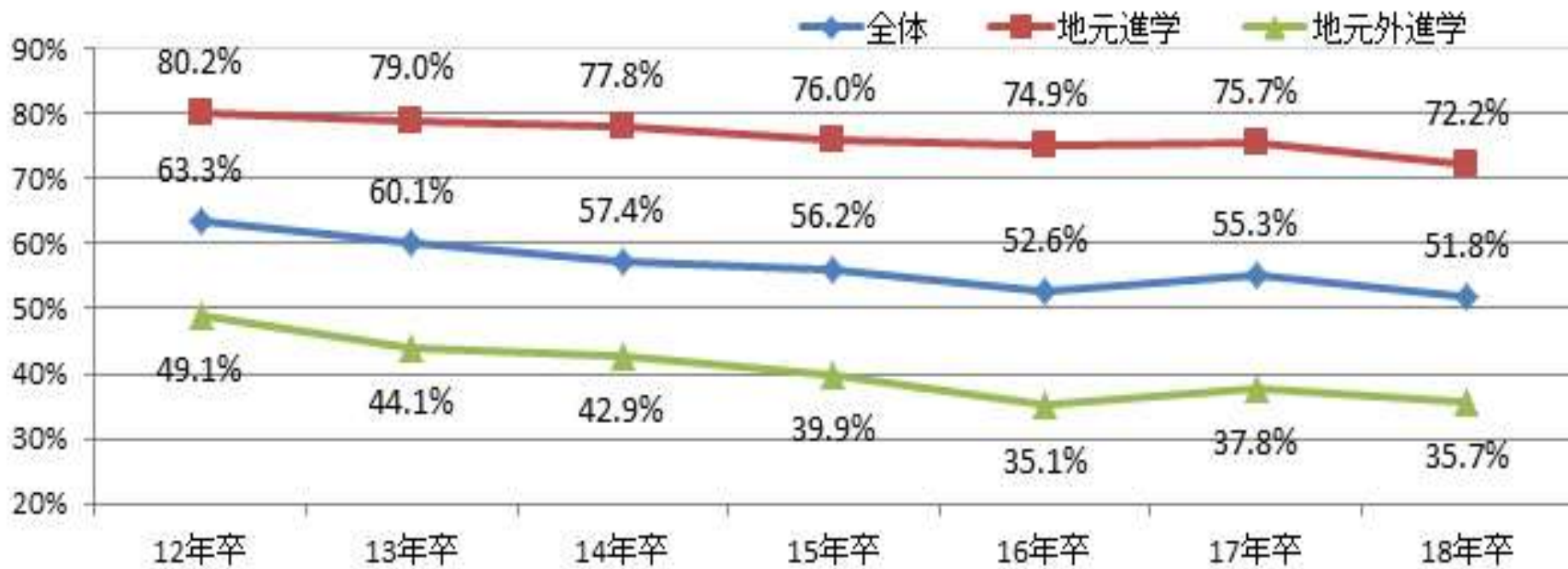
- 1.世界的研究・教育拠点
- 2.高度専門職業人養成
- 3.幅広い職業人養成
- 4.総合的教養教育
- 5.特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究
- 6.地域の生涯学習機会の拠点
- 7.社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

等の各種の機能を併有する。

# 地元進学者の地元就職希望率

○ 地元就職希望率(青線)は、近年減少傾向にはあるものの、地元進学をした場合(赤線)は、地元就職希望率の水準は高くなっている。

地元就職希望率(最も就職したい都道府県が卒業高校の都道府県に一致する割合)

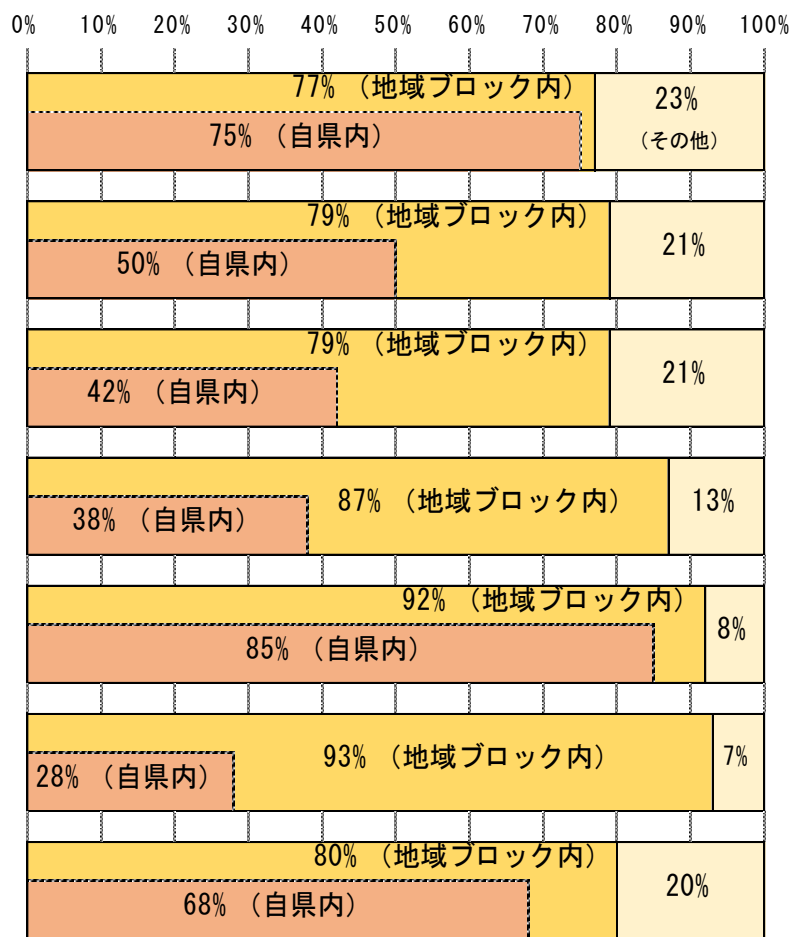


(出典)「2018年卒マイナビ大学生Uターン・地元就職に関する調査」

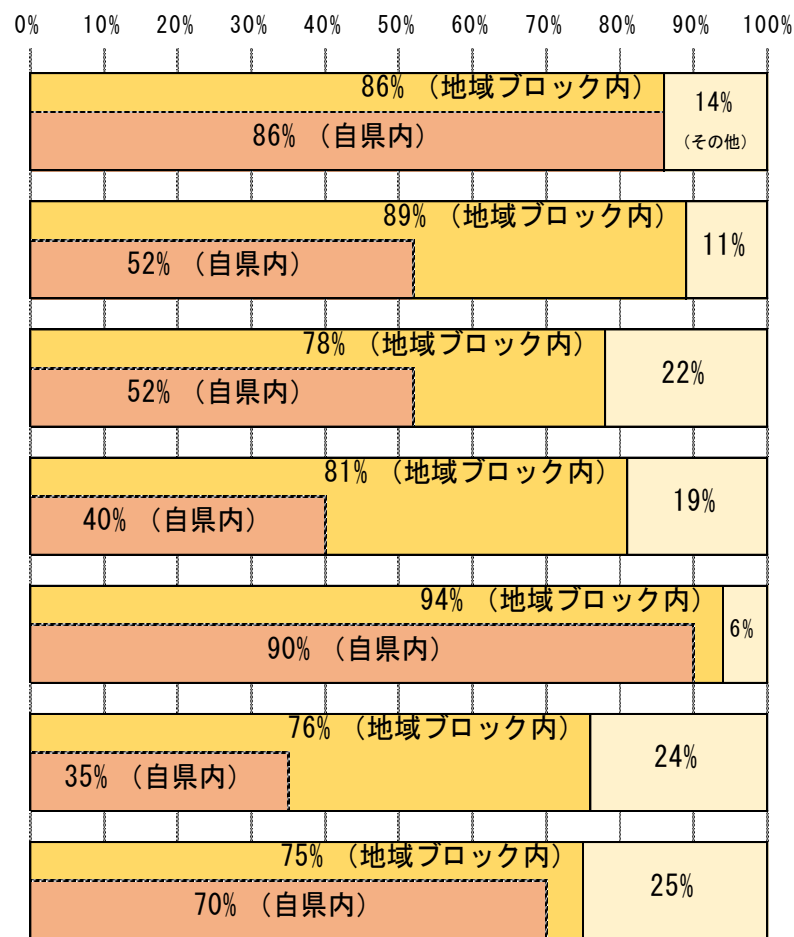
# 地方国立大学の入学者と就職先について（例）

- 医師や教員など職業資格に直接つながる分野の大学に関しては、自県からの入学者や自県への就職者が多い。
- 地方大学の中には、入学者の自県比率よりも卒業生の自県比率が高いところもある。

平成26年度入学者出身地域



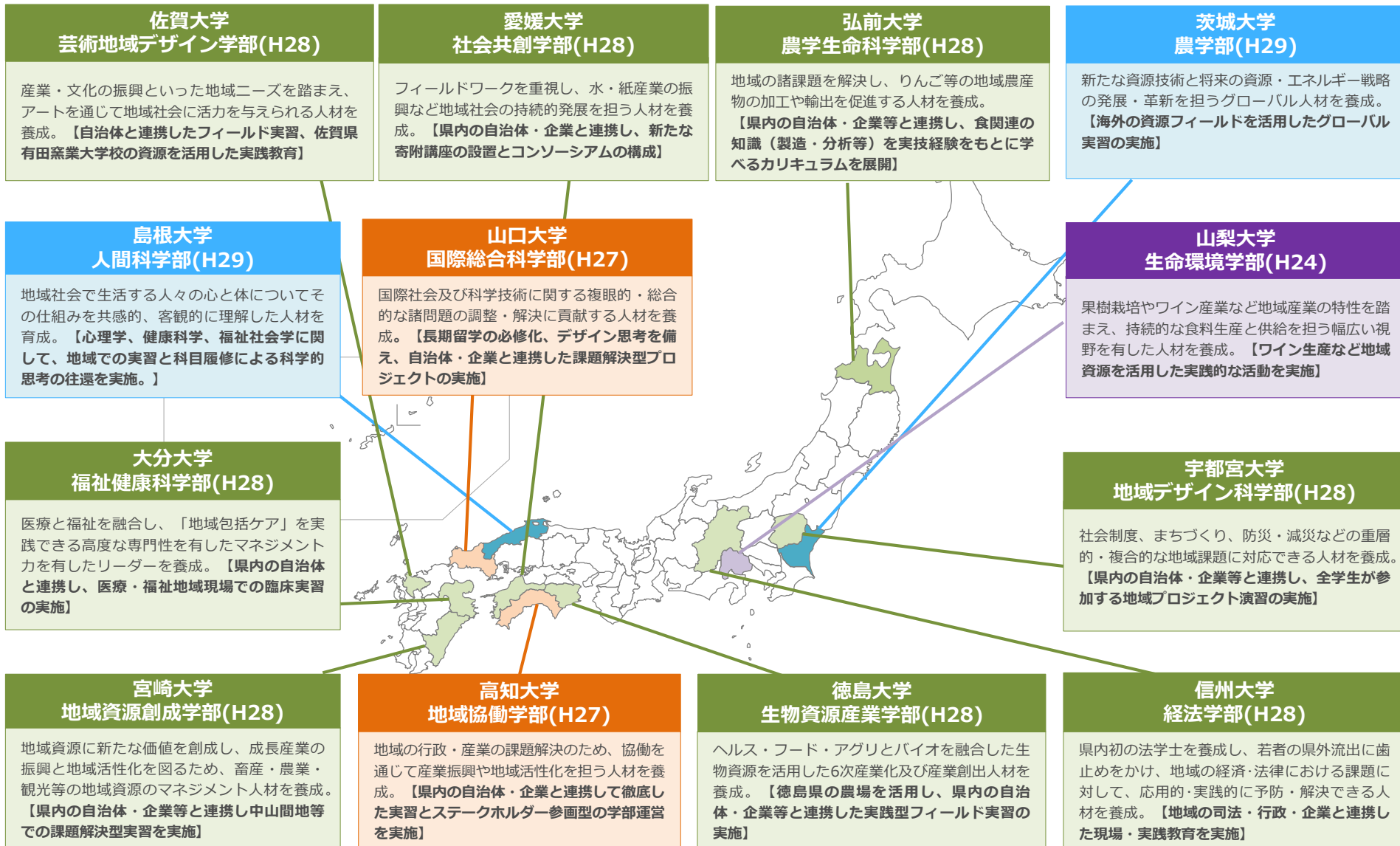
平成25年度卒業生就職地域





# 地域のニーズに合わせて変わる国立大学（例）

## ◆国立大学における特色ある学部等設置の状況（主なもの）



# 特色ある改革に取り組む私立大学（例）



## 立教大学

人材育成・社会貢献の機能強化

通常の高校を卒業した学生に対し、**国際経営学の専門科目を2年次秋学期から英語で履修できる能力を育成**するため、専門教育科目と連動しつつ段階的にレベルアップする英語の授業を実施。

## 国際基督教大学

人材育成・社会貢献の機能強化

准教授以上が学生一人一人の履修計画等に対して指導・助言するアドバイザー制度を実施。4年生の必修科目である「**リベラルアーツ英語プログラム**」では教員による個別指導の時間が必ず設けられ、きめ細やかな指導が繰り返される。

## 金沢工業大学

人材育成・社会貢献の機能強化

学生一人一人のポートフォリオを作成し、一週間単位、学期単位で自らの目標の達成度や、どのような能力を身に付けたかを確認（**KITポートフォリオシステム**）。修学アドバイザーとの個人面談や自己評価を通じて、学修のPDCAサイクルを確立。

## 国際大学

人材育成・社会貢献の機能強化

グローバルリーダーの養成を目指す大学院大学（南魚沼市）。学内の**公用語を英語化**。エコノミスト社のMBAランキングにおいて、**日本で唯一ランクイン**。

## 松本大学

地方創生人材の育成

大学と地方自治体、地元企業が連携し、「ひとつくりに」「まちづくり」「健康づくり」という地域課題を解決するための事業を実施。**「地域づくりコーディネーター」の養成・認定**や、学生や地域の人々が出入りして交流・相談を行う**「地域づくり考房『ゆめ』」**を設立。

## 青山学院、上智、東京理科、立教、明治

人材育成・社会貢献の機能強化

学生の主体性を引き出す教育を実現することを目的に、（一社）Future Skills Project研究会を設立。**複数の大学・企業間の連携**により、1年生前期に、**企業からの課題に対して学生がグループワークを重ね、アイデアをプレゼンテーションし、それを企業が評価するという体験型学習**の講座を実施。

## 早稲田大学

人材育成・社会貢献の機能強化

**学部横断のエデュケーションセンター、ライティングセンター**で**少人数・個人指導**を実施。少人数の英語教育では、学生4人に指導者1人の割合。政経学部の「**フレッシュマンセミナー**」では、大量の書物・論文を読み込み、レポートを書く力を鍛え上げる。

## 慶應義塾大学

人材育成・社会貢献の機能強化

本格的な**文理融合環境と産学官連携**により、世界に先かけて高齢化と成熟化が進む我が国の発展を先導する**高度博士人材を育成**。5年間で**主専攻修士、副専攻修士と主専攻博士の学位を取得**。

## 五川大学

人材育成・社会貢献の機能強化

**履修単位数の上限**（1学期あたり16単位、4年間で最大128単位）を定め、履修する科目の単位を落とせないようにすることで、**学生の学修時間を増加**。



## 長浜バイオ大学

地方創生人材の育成

滋賀県・長浜市が設けた特区（サイエンスパーク）内に立地。バイオ教育研究の中核機関であるとともに、**複数の企業が隣接しバイオクラスターを形成**。インキュベーションセンター設置、実用化研究、ベンチャー企業への支援など**産学官が連携した実学教育**を実現。

## 羽衣国際大学

地方創生人材の育成

京都・大阪・和歌山の市区町と連携し、**商店街活性化事業**、地元特産物を使ったレシピの開発・販売による観光客誘致などの**過疎化対策支援**、学生による**地域の食育活動**を実施。

## 千葉科学大学

地方創生人材の育成

地元の銚子ジオパークを活用した郷土教育や防災教育からなる「銚子学」を設け、**「地域地就」の人材育成**を実施。また、環境危機管理学科において、**「好適環境水」に関する教育研究**を実施。

## 慶應義塾大学

イノベーション創出拠点

**幹細胞医学研究に係る世界的な研究拠点**を形成。霊長類疾患モデルにより、**ヒトiPS細胞やES細胞を用いた再生医療の実現に向けた世界最先端の研究**を実施。**大学スピンオフのバイオベンチャー企業**（山形県鶴岡市）において、高性能タンパク質素材であるクモの糸を人工的に合成し、**次世代バイオ素材として実用化する研究開発**を実施。

## 光産業創成大学院大学

イノベーション創出拠点

企業浜松ホトノクスなどと連携し、**先端の光技術**を駆使した**新しい光産業の開発**と事業化の一体化により新分野開拓を推進するとともに、**実際の「起業・新事業開発」を教学の柱**とし、起業を志望する学生は全員が起業を実施。

## 早稲田大学

グローバル人材育成

高い目標を掲げる「Waseda Vision 150」（長期戦略）と、総長のリーダーシップの下、全学的に国際化を加速。**留学生数は日本一、英語のみで学位を取れるプログラムを7学部**に設置。国際アドミッションズオフィスや国際商を整備するとともに、**学部横断のエデュケーションセンター、ライティングセンター**で**少人数・個人指導**を実施。

## 目白大学

グローバル人材育成

都内で韓国語関係の学科を有する唯一の大学。**学生全員が1年間、韓国の提携大学に留学**する。希望者は留学を継続し、努力次第で、**日韓両大学の学位を取得することが可能**。

## 東京理科大学

イノベーション創出拠点

他の大学に類を見ない**火災科学研究**で、名実ともに世界最高水準の研究拠点を確立。**火災リスク分析**の研究により、世界特に東アジアの諸都市の火災安全に多大なる貢献。

## 芝浦工業大学

イノベーション創出拠点

2006年に立ち上げたナノエレクトロニクス研究室において、**低抵抗銅配線や超低抵抗グラフェン配線など高性能材料の研究開発**を行い、電気機器の電力効率の向上に寄与。

## 北里大学

イノベーション創出拠点

創立100年、生命科学を学ぶ総合大学として確立。約50年奉職している**太村智名堂教授**が、感染症の画期的治療法の発明にて、**2015年ノーベル生理学・医学賞**を受賞。

## 文化学園大学

グローバル人材育成

ファッション教育の国際拠点として、**世界約20か国から1300名を超える留学生**を受け入れ、**高水準専門教育**を実施。服飾文化研究等をデータベース化した「**文化ファッション研究機構**」を共同研究拠点として、世界に向けて研究成果を発信。

## 国際基督教大学

グローバル人材育成

建学以来、日本語と英語による**バイリンガル教育**を徹底。准教授以上が学生一人ひとりに対して、履修計画の指導・助言する**アドヴァイザー制度**を抜本的に充実。学生の日本語と英語による論文作成指導を行う**ライティングセンター**を完備した。（外国人教員等の比率は91.9% 卒業時までの留学経験者の割合 56.5%）

# 魅力的な地方大学の取組（会津大学）

- ICT分野での先駆的大学としてグローバル教育環境を整備し、世界レベルで活躍できる優秀な人材をIT関連企業に供給、ベンチャースピリッツを持った学生も数多く育てている。

## 大学の取組

### 高い国際性

- 学部生全員が卒業論文を英語で作成、発表（それに必要な充実した英語教育）
- 大学院は全科目英語で講義、学部にも全英語コースを新設
- 米国シリコンバレーに海外拠点を設置し、海外インターンシッププログラムや遠隔授業を実施
- 世界20か国・地域の73校と連携協定を締結、学生の相互交流やデュアル・ディグリー・プログラム等を実施

### ガバナンス改革

- 公立大学法人として自主性、自律性を発揮した運営
- 学生、教職員等すべての構成員が互いの個性を尊重しあう大学を宣言

### 教育改革

- 国際標準のカリキュラムと4学期制導入による効果的教育を実施
- 5年間で学士号と修士号を取得できる学部・修士一貫教育プログラムを展開

### 産学連携

- 震災からの復興支援拠点「先端ICTラボ」の開所
- 「会津オープンイノベーション会議」を通じた民間企業支援
- 自治体、民間企業等との連携協定に基づく課題解決

## 成果・実績

- 直近10年間の平均就職率は、学部生が95.7%、大学院生が100%
- H28年10月から学部にも留学生の受入れを開始
- H29年5月現在の全留学生数は67名（15か国・地域）
- 大学発ベンチャー企業数が29社で、公立大1位（H28年度、経済産業省調べ）
- 「ロボットソフトウェアライブラリ」を開設し、オープンリソースとして約100本のソフトウェアを学内外に提供

# 「とちぎ創生15戦略」の推進：工農融合イノベーションの創出と地域人材の育成

## 背景

- ★立地特性，地域資源を活用して，国内有数の「ものづくり県」であり食を支える「農業県」である。
- ★ものづくり，食・農業に関連する工学系・農学系・生命科学系の高等教育機関を有している。

産学官連携による工学系・農学系の関係機関の集積を活用して，県内の大学と製造業・農業関連企業・団体，県が一体となって，工農融合イノベーションを創出するとともに，実践的な教育プログラムからイノベーションを支える人材育成と社会人の学びを推進して，とちぎ創生15（いちご）戦略の実現を図る。

栃木県，栃木県産業振興センター，栃木県産業技術センター，栃木県農業試験場いちご研究所，栃木県の自治体  
 大学：宇都宮大学，帝京大学，足利工業大学，獨協医科大学，小山工業高等専門学校，ほか  
 民間企業：公益社団法人栃木県経済同友会，花王，キャン，仙波糖化，エイム，NEC，誠和，カゴメ，日光種苗，花のギフト社，ほか  
 団体等：全国農業協同組合連合会栃木県本部，とちぎ農産物マーケティング協会，JA，ほか  
 金融関係：足利銀行，栃木銀行，あしぎん総合研究所

**帝京大学，足利工業大学，ほか**

- 工学系の学部での専門的職業人育成と地域イノベーションの創出に貢献
- 実務家教員等による実践的教育を強化
- 宇都宮大学を基幹として，農業，ロボット技術等に関連する研究を推進
- 地域イノベーションを支える人材育成と大学間連携で地元定着化の推進

**国立大学法人宇都宮大学**

- 工学部，農学部，地域デザイン科学部，国際学部，教育学部の5学部に加え，バイオサイエンス教育研究センター，オプティクス教育研究センターを有する総合大学。
- 工農融合研究を積極的に推進
- 地域イノベーションを支える人材育成と大学間連携で地元定着化の推進

**民間企業，団体，金融関係等**

- 1次産業から3次産業まで幅広い企業と団体が連携
- 工農融合研究の支援，参加
- 実務教育の講師派遣やインターンシップ受入れ，フィールドの提供など幅広く支援
- 工農融合イノベーションの実用化に向けた協働，チャレンジ

**<産学官連携による工農融合イノベーションの創出>**  
 工農融合研究を活性化し，農業従事者の高齢化や大規模経営に対応した省力化技術，農業生産向上の研究開発により新産業の創出，既存産業の付加価値化に結びつく地域イノベーションの創出を図る。  
 ★スマート農業とちぎへの挑戦  
 ・ICTやロボット，光技術を活用した高度な環境制御技術や新たな生産システムの開発  
 ・センシング技術やデータ送信技術を活用した圃場管理の効率化  
 ・ロボットなどの先端技術を活用した精密酪農生産システムの開発  
 ★とちぎ特産物の多面的高度利用への挑戦  
 ・輸出拡大を支える非破壊検査や病害虫の早期診断，効率的防除に関する研究  
 ・農産物に含まれる機能性成分に関する研究

**<地域を支える専門職業人の育成と定着促進>**  
 産官学が連携して，地域イノベーションを支える専門職業人として実践的な実務教育を強化するとともに，地元への定着を促進する。社会人・企業人の教育機会を充実させる。  
 ★学生、研究者、エンジニアを対象に，AI、IoT等に関する実践的教育（専門職業人の教育）  
 ★先進的企業者・農業者を対象に，先端技術（AI、IoT、スマート農業関連技術など）の実践的教育（使い手の教育）  
 ★宇大未来塾：未来を支える社会人の教育  
 ★地元とちぎへの若者定着促進

# 富山県の産官学連携に係る取組

## 専門人材の育成と医薬品産業の振興を目指して

富山県医薬品生産金額 平成17年: 2,636億円 (全国第8位) → 平成27年: 7,325億円 (全国第1位)  
10年間で約2.8倍

### 富山大学

- 患者と薬をつなぐ、より優れた高品質な**剤形の研究**
- 大学院医学薬学研究部において**廃棄羊膜を特殊乾燥処理し、再生医療に活用**する研究(米で事業化見込。数百億円の市場)



和漢医薬学総合研究所



医薬品工学科新設

### 富山県立大学

- 生物工学研究センター(H4)を基盤に発展H29.4 **全国初の「医薬品工学科」設置**
- 酵素利用技術開発拠点(ERATO浅野) 酵素活性分子プロジェクト(H23-H29)等)
- バイオ医薬品の構造解析やタンパク質の結合分析研究

### 政府関係機関

医薬品医療機器総合機構(PMDA)

富山県内に北陸支部・**アジアトレセンを開設**(H28.6)

国立医薬品食品衛生研究所

県薬事研究所や県内大学等と生薬エキス剤の**共同研究を実施**

国立成育医療研究センター

小児用医薬品の開発に関する**連携協定を締結**(H29.3)

### 産学官連携

### 富山県(薬事研究所)

- 都道府県立では**全国唯一の薬事専門の研究所**
- バイオ医薬品等の研究開発や富山県の強みである様々な剤形に対応した機器等を整備し、**人材育成や新製品開発を全面支援**



未来創薬開発支援分析センター



新研究棟整備

### 富山県薬業連合会

- 富山県は**全国一の医薬品生産拠点**(H27年生産金額は全国第1位)
- 富山県**中央部から半径10km圏内に100超の医薬品関連産業**(医薬品製造所、容器・包装・印刷企業等)が集積

連携

### グローバル化に対応した医薬品産業を支える専門人材の育成

- 「世界の薬都」スイス・バーゼル大学と**連携**し、サマースクールを開講(県と州で協定)
- PMDA「アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター研修所」におけるセミナーの実施  
東南アジアや東欧など12の国・地域から薬事行政官合計19名が参加
- 国立成育医療研究センターと**連携**した小児用医薬品の技術開発研修

### 医薬品産業の振興

- 富山大学と県内企業が**連携**し、**新型インフルエンザ治療薬(ファビピラビル)を開発**(エボラ出血熱への効果も国際的に注目)
- 眼の角膜などの**再生医療分野の利用**を目指した乾燥羊膜製品の開発
- アルツハイマー型認知症治療薬**の開発
- 小児や高齢者にも飲みやすい医薬品**開発
- 経皮吸収型や粉末吸入**等の医薬品開発

雇用の創出

若者の定住促進

地域産業・大学の振興

# 山梨県都留市の取組

## (大学コンソーシアムつるの立ち上げ)

- 市内に立地する3大学（都留文科大学、健康科学大学看護学部、産業技術短期大学校）の連携の場として、「大学コンソーシアムつる」を立ち上げ（H27.10）。大学相互の連携・交流事業や、合同の地域貢献事業、そして、都留市で生活する方に向けた生涯学習プログラムの形成を進めている。

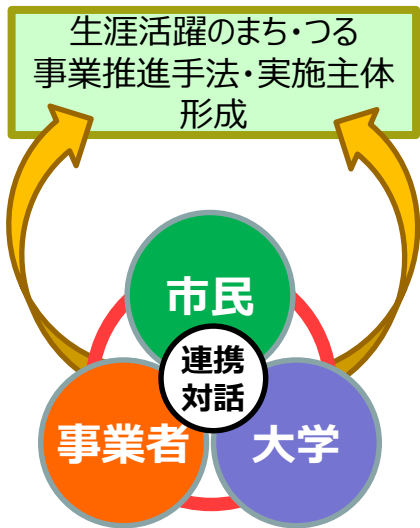
## (都留市CCRC構想研究会の立ち上げ)

- 本市の進める「生涯活躍のまち・つる」に対して関心を持つ事業者・市民等と大学が集い、異業種・市民・大学間の連携・対話を進め、事業推進手法や事業実施主体の形成を検討するための「都留市CCRC構想研究会」を立ち上げ（H28.2）。これまでに7回の会合を実施。

## 都留市CCRC構想研究会



第1回研究会は、H28.2.3開催。県内外より、113社が参加。参加者内訳は、介護福祉関連、建設関連、生活関連、金融関連、大学、IT関連など。



## 大学連携



市民と学生の合同  
農業サークル  
「和み菜や」



都留文科大学学生サークル「Trinity」が夕刻時に定期的開催する、「つる白熱教室」。仕事帰りに来場する人も。写真は「増田寛也氏講演会」の様子



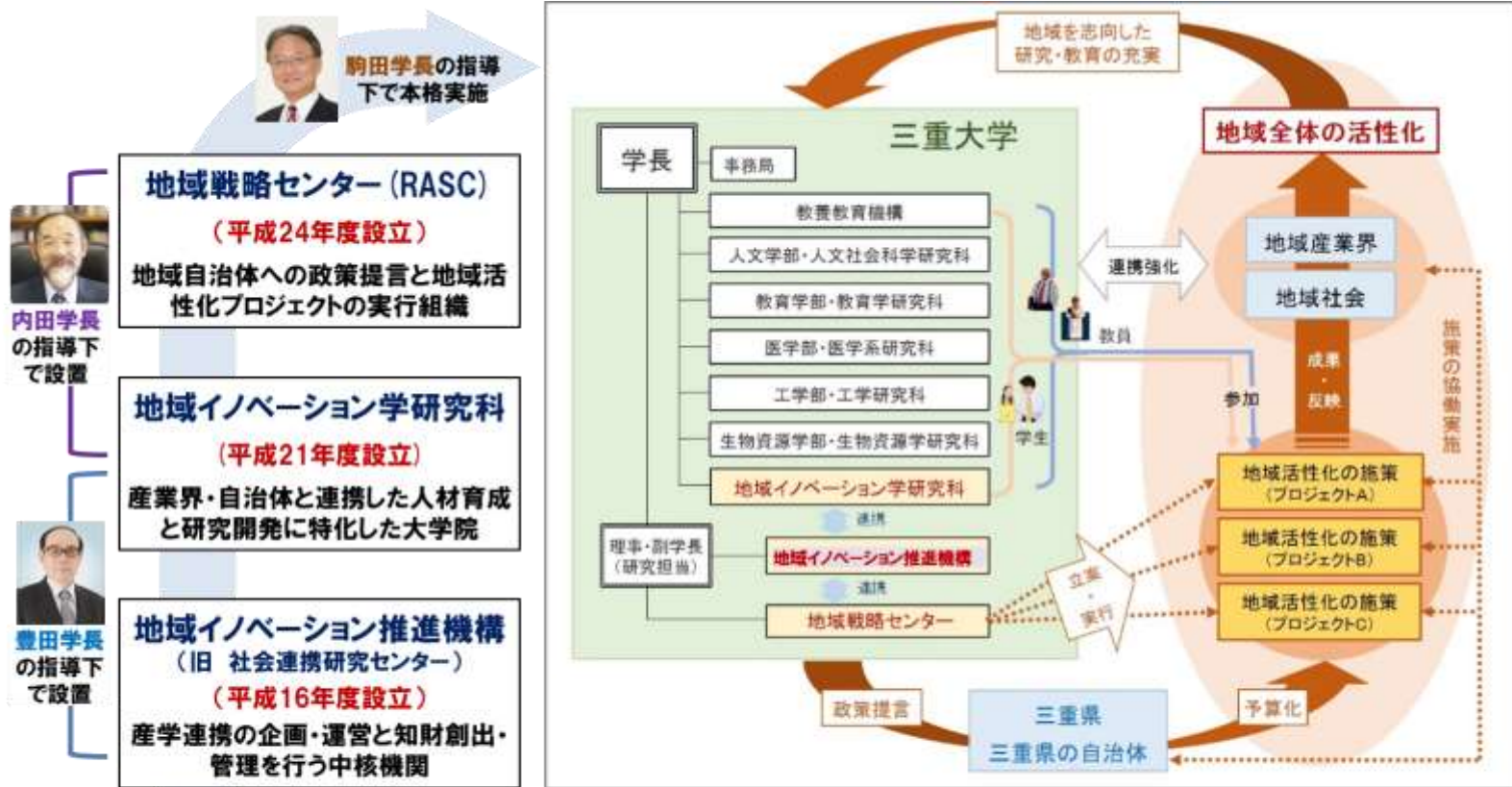
開学したばかりの健康科学大学看護学部の学生も、地域の防災訓練に参加し、トリアージ訓練などを支援

出典)生涯活躍のまち形成支援チーム(第3回、H29.3.22)資料2を基に作成

# 三重大学の取組

## 【ポイント】

- 三重大学は、地域自治体、産業界の全体を見渡した政策提言と政策実現のための施策(プロジェクト)を提供する地域シンクタンクとして「三重大学地域戦略センターRegional Area Strategy Center : RASC(ラスク)」を設置している。
- 地域戦略センター、地域イノベーション学研究所、社会連携研究センター(2016年11月から地域イノベーション推進機構に改組)等が有機的に連携し、三重県の自治体に政策提言を行い、地域課題解決・地域人材育成のハブ機能を担っている。



大学の基本的な目標

**三重の力を世界へ**

地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。

～ 人と自然の調和・共生の中で ～

# 広島県の産官学連携に係る取組

## 「ひろしまものづくりデジタルイノベーション」創出プログラム構想（仮称）

～先進的な自動車開発・生産と産学連携の取組をモデルとした

「デジタルイノベーションを担うづくり」と「産学の創発的研究開発」の推進～

### I 『研究』のデジタル化 (Model Based Research)

#### ◆ ひろしま産学官MMBR講座（仮称）【新規】

- 材料研究をモデルベース開発によりデジタル・モデルベース・サーチ（MMBR）研究
- 広島版フロンティア方式（地元大学連携，民間資金導入）
- 材料分野のMMBRを推進する設備機器の設置（ひろしま産学共同研究拠点内）
- 研究材料を製品化する際の実用性評価試作装置の設置（デジタル製造テストベッド）



### II 『開発』のデジタル化 (Model Based Development)

#### ◆ ひろしまデジタルイノベーションセンター（ひろしま産業振興機構）の機能拡張（既存）

- マテリアルCAEを拡充
- デジタルイノベーション人材の育成（広大，福山大等）
  - モデルベース開発（MBD）人材
  - CAE解析ソフトウェア活用人材



### IV 『消費・サービス』の見える化・デジタル化

#### ◆ 広島大学情報科学部などとの連携

- 広島大学情報科学部等と連携した社会人対象のAI・ビッグデータを活用したプロジェクトベースの生産性向上プログラムの検討

#### ◆ 感性評価ラボの整備（広島大学）

- 広島大学感性イノベーション拠点の成果（感性可視化技術）を活用し，実環境における製品・サービス等の定量的感性評価を実施（感性ビッグデータの活用）



### III 『生産』のデジタル化 (Model Based Production)

#### ◆ デジタル製造テストベッド（広島県）

- 地域中小企業がIoT/AI/ビッグデータを活用した製造ラインを構築するためのテストベッド
- 生産のデジタル化を学ぶ，エキスパート教育実践の場になると共に，MMBR, MBDの検証，試作，実践の役割も担う。



アーヘン工科大デジタルファクトリーの例

### V 第4次産業革命に対応する人材育成

- ◆ 第4次産業革命に向けた学び直しの徹底

- ◆ AI・ビッグデータを活用できる経営人材の育成



# 北九州市の産官学連携に係る取組（北九州学術研究都市）

理工系の国・公・私立大学が共通の理念のもと、同一のキャンパスに集積するという独自の試みとして、平成13年4月にオープン。特に「環境技術」と「情報技術」を中心に活発な教育研究活動を展開。また、キャンパスの一体的運営、産学官連携のコーディネートを担う**産学官連携支援機関**を設置。



大学	学部	修士	博士	研究生	学生数計	教員数
北九州市立大学 国際環境工学部	1,132 (17)	— —	— —	4 (4)	1,136 (21)	85
北九州市立大学大学院 国際環境工学研究科	— —	305 (58)	50 (38)	— —	355 (96)	—
九州工業大学大学院 生命体工学研究科	— —	283 (25)	143 (47)	3 (2)	429 (74)	41
早稲田大学大学院 情報生産システム研究科	— —	350 (309)	57 (39)	— —	407 (348)	30
福岡大学大学院 工学研究科	— —	2 (2)	— —	— —	2 (2)	2
<b>合計</b>	<b>1,132 (17)</b>	<b>940 (394)</b>	<b>250 (124)</b>	<b>7 (6)</b>	<b>2,239 (541)</b>	<b>158</b>

平成28年5月1日現在  
( )内は留学生数

# 魅力的な地方大学の取組（立命館アジア太平洋大学）

- 圧倒的な多国籍・多文化環境を整備し、すべての学生生活で学びの交流を深化させることで、地方からグローバル化を牽引する大学モデルの構築を図る。

## 2023年度の将来像

- ・ 常時、世界100カ所の国・地域からの留学生受入を目指す
- ・ 日本人学生の在学中の海外経験（留学・NGO活動やインターンシップ等）100%を目指す

## 大学の取組

### 国際化

- ・ 世界の大学と伍するため、外国籍教員や学長の国際公募の実施
- ・ 世界からの人材獲得に向け、英語・日本語どちらでも受入れ可能なコース等の教学システム基盤の整備や、ASEAN・アフリカでの留学生リクルート強化
- ・ 海外協定校を拡大し、学生交換の連携プログラムを実施



### ガバナンス改革

- ・ 大学運営の助言機関として、「APUガバニングアドバイザーボード」を設置
- ・ 国際化に伴う日常の英語対応や、英語での業務運営を可能とすべく、事務職員を高度化（全職員のうちTOEIC800以上48%）
- ・ 学生と学長・学部長との意見交換会や学生調査等実態を踏まえた大学運営



### 教育改革

- ・ TOEFL等の外部試験を入試判定に活用
- ・ ビジネススクール国際認証機関であるAACSBの認証評価取得と国際標準のカリキュラム改革を実施
- ・ 海外協定大学と連携した教職員研修の実施

## 成果・実績

- ・ 外国籍及び外国の大学で学位を取得した教員等の割合が87.1%に向上
- ・ 全学生に占める留学生の割合が50%
- ・ 留学生の出身が90カ国・地域に到達
- ・ 多文化教育環境を活かし、学生の学び合いを促進する協働学習の割合が83.3%



# 大学間連携のイメージ①

## 沖縄国際大学

- 桜美林大学(東京都)をはじめとする国内(県外)の大学と単位互換協定を結んでおり、半期または1年間の交換留学をすることができる。
- 修得した科目は1年間で40単位を限度に、卒業単位として認定。
- それぞれの地域の自然や文化、歴史に触れ、沖縄とは異なる環境で見聞を広めることで、様々な視点で物事をとらえる視野を身につけ、その地域の人々との触れあいからも多くのことを学ぶことが期待されている。

(単位互換協定大学)

桜美林大学(東京都)、札幌学院大学(北海道)、名城大学(愛知県)、京都学園大学(京都府)、松山大学(愛媛県)、熊本学園大学(熊本県)



[東京都]桜美林大学

## D. 大学間の教育連携

グローバルエデュケーションセンターを通じた他大学との学生交流

### [国内留学を実施している大学]



同志社大学

交流学生

- ・年10名前後を相互受け入れ
- ・通年または半期(春・秋)
- ・留学先学部は異分野を選択することも可能

国内留学

### [単位互換協定を結ぶ地方大学]



九州大学



大学コンソーシ  
アム京都

- ・夏季集中科目のみ単位互換

単位互換

### [連携講座を実施している大学]



関西大学



奈良医科大学

- ・各大学で科目設置、共同実施
- ・教場は隔年で相互受け入れ
- ・夏季集中科目として実施



東京女子医科大学

※単位互換制度向け科目  
東京女子医科大学提供  
「医学入門」秋学期開講  
(教場・TAは早稲田大学)

連携講座

# 早稲田大学の地域連携プログラム

<早稲田大学による地域貢献のタイプ>

## A.教育・研究拠点の設置

北九州キャンパス。セミナーハウス、研究センター等

## B.地域振興計画・活性化事業等への協力

地域振興や地方活性化に向けた計画の提案、共同事業の実施、起業家の育成など

## C.地方インターンシップ等の体験型学習

インターンシップ、ボランティアその他の体験型学習

## D.大学間連携・産学官連携

地方大学・地域とコンソーシアム等を組み、地域での教育・研究を展開

### A D IPS・北九州コンソーシアム

大学院情報生産システム研究科

### B 佐賀県

### C 高知県宿毛市

留学センター

### D EDGE-NEXT コンソーシアム

### C 岩手県田野畑村

ボランティアセンター

### A 福島県広野町

環境総合研究センター

### B 福島県浪江町

法務研究科／ボランティアセンター

### B C 長野県木島平村

教育連携課

### D 奈良県立医科大学・奈良県橿原市

医学を基礎とするまちづくり研究所

# 地方にキャンパスを置く大学の事例

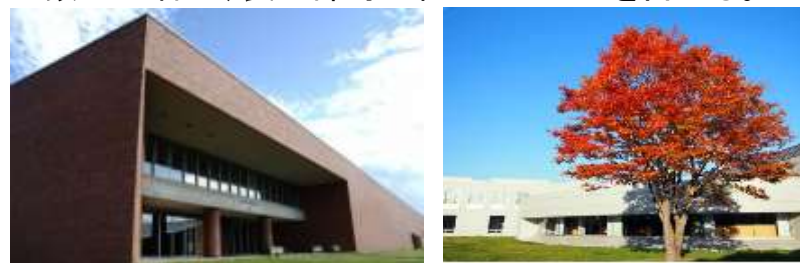
## 昭和大学 富士吉田キャンパス

- 医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の1年次を山梨県富士吉田市で学ぶ。
- 富士山麓の恵まれた自然の中で感性を育むとともに、全寮制教育と学部連携教育との相乗効果により、チーム医療の基礎を身に付けることを目指す。
- 学生数は、約400人。



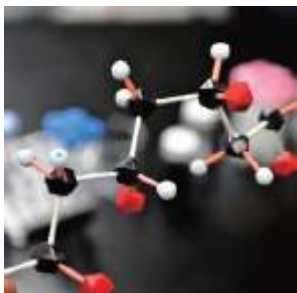
## 東京理科大学 長万部キャンパス

- 基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
- 全寮制による共同生活の中で基礎教育を行う。
- 大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
- 学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



## 京都工芸繊維大学 福知山キャンパス

- 京都府の軽工業地域にある福知山市に立地。
- 1年次から3年次前期まで京都市内のキャンパスで学んだ後、3年次後期から4年次の1年半を産業地域に立地する福知山キャンパスを活かし、インターンシップなど就業を見据えて学習。



基礎教育を恵まれた環境の中で行う事例

地域の立地を活かし就業を見据えた教育活動を実施する事例

# 地方にキャンパスを置く大学の事例

## 慶應義塾大学 鶴岡キャンパス

- 2001年、自然豊かな郊外でこそ豊かな発想を育む、という欧米型キャンパスを目指し、山形県鶴岡市に先端生命科学研究施設を設置。
- 最先端のバイオテクノロジーを用いた教育研究を展開し、研究成果を活用したベンチャー企業が誕生。

Spiber株式会社



クモの糸に代表される高機能構造タンパク質を人工的に合成・生産し、次世代バイオ素材として実用化



鶴岡市、東北公益文科大学、慶應義塾の三者が連携し、共同運営する図書館を設置

## 近畿大学 和歌山キャンパス

- 生物理工学部を和歌山県紀の川市に設置。
- 理工・農学・工学・医学の融合による新たな学問分野6学科で目指す生物メカニズムの工学技術への応用に取り組む。
- 世界初の完全養殖まぐろ「近大まぐろ」などの成果



## 東京農業大学 オホーツクキャンパス

- 北海道網走市に4つの学科からなる生物産業学部を設置。
- 農業の6次産業化や農商工連携にも応用できる実践力を身につけるためのフィールドワークや実習
- 網走市商工会議所が毎年新入生とその保護者を集めて「新入生 父母歓迎会」を開催し、網走市が街をあげて新入生を歓迎



地方で産学連携を展開する事例

学部全体を地域に設置した事例

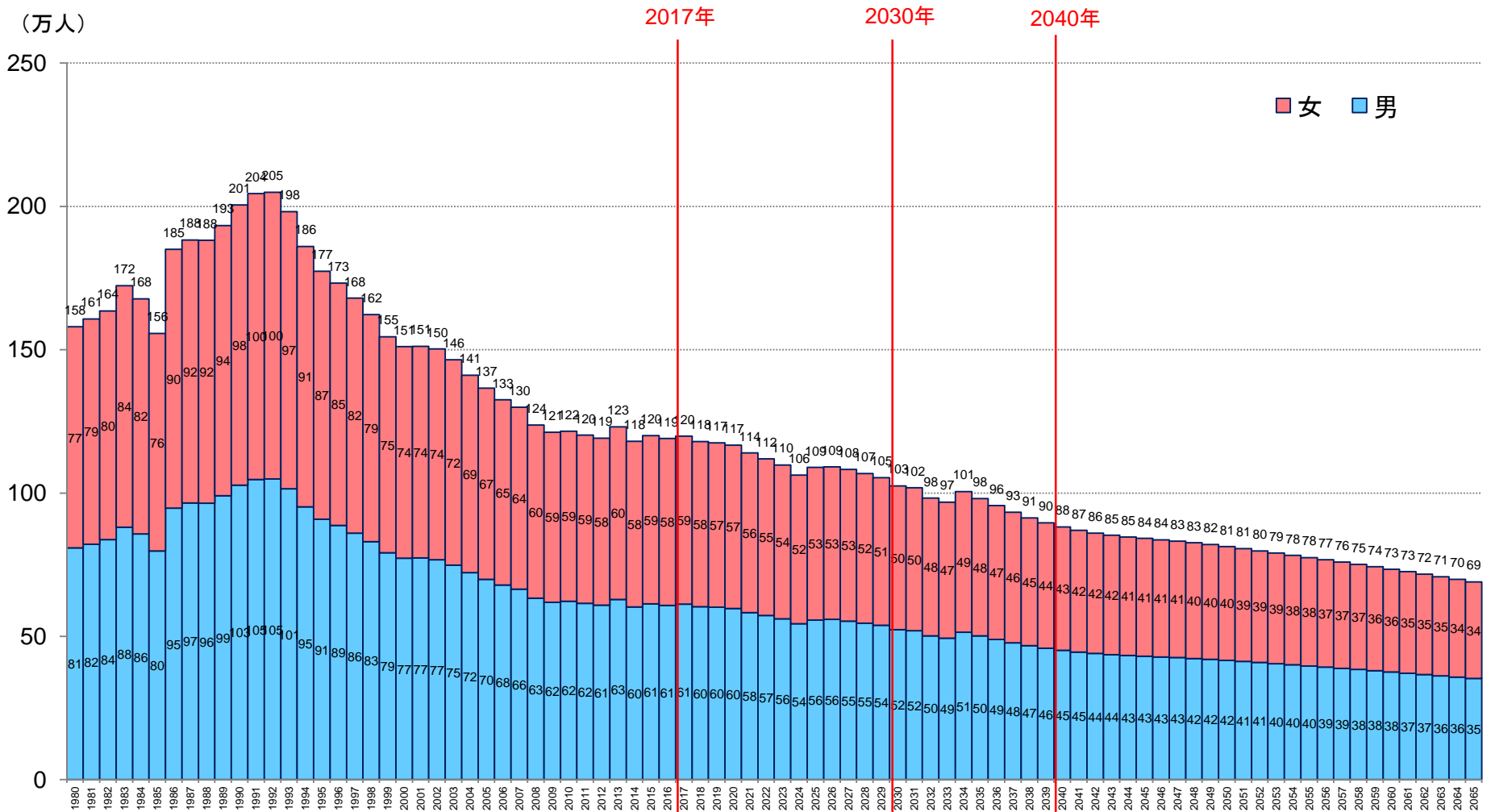
### **3. 東京の大学の定員の抑制**

#### **(1) 抑制の必要性和抑制対象地域**



# 18歳人口（男女別）の将来推計

○ 2017年の18歳人口は、約120万人であるが、2030年には約103万人まで減少し、さらに2040年には約88万人まで減少するという推計となっている。

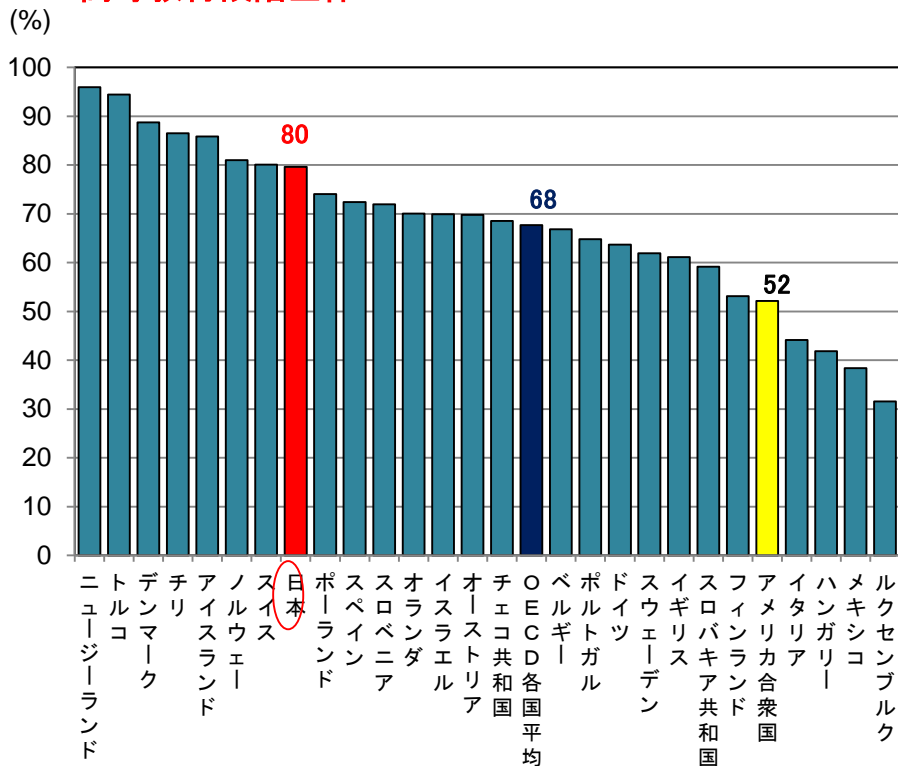


(出典) 2028(平成40)年以前は文部科学省「学校基本統計」、  
2029(平成41)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を元に作成

# 高等教育段階への進学率(2014年)

我が国の大学学士課程への進学率は49%であり、OECD平均の59%と比べると低いが、専門学校等を含めた高等教育機関全体への進学率は80%であり、OECD平均68%を上回っており、世界的に見て高水準になっている。

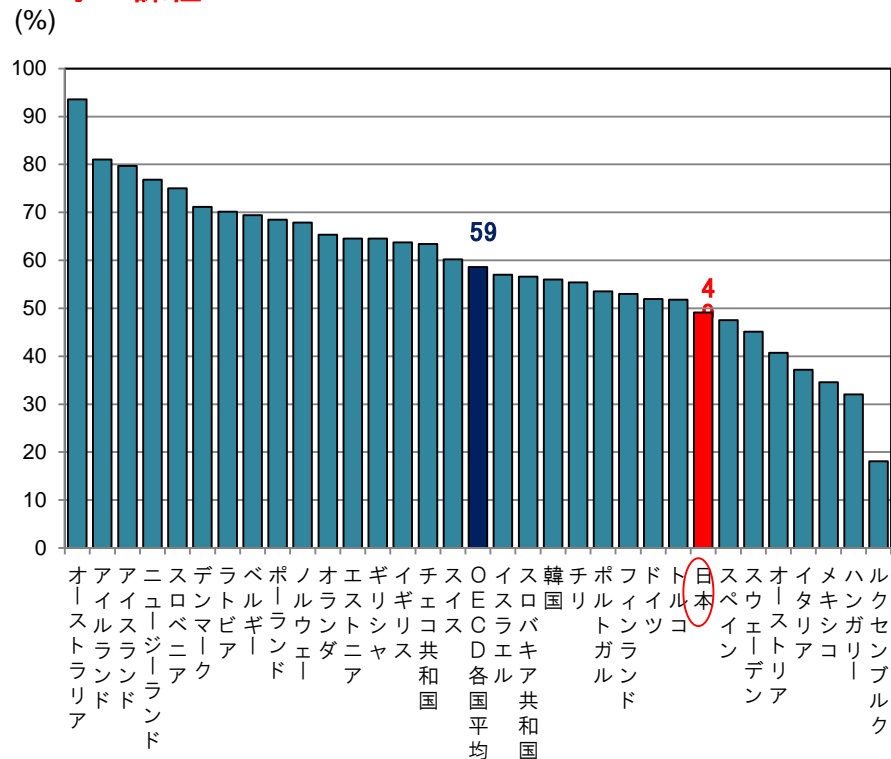
## 高等教育段階全体



注: オーストラリア、カナダ、フランス、韓国等については、数値データが提出されていない。

\* データ提出は27か国

## 学士課程



注: カナダ、フランス、アメリカ合衆国については、数値データが提出されていない。

\* データ提出は32か国

# 大学数の状況の変化

- 学校数及び学生数に関して、私立大学の占める割合は7割を超えている。
- 東京圏に本部を置く大学の割合は高まっている。

2016年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	777	86	91	600	100.0%	11.1%	11.7%	77.2%
東京圏	223	16	6	201	28.7%	2.1%	0.8%	25.9%
東京都	137	12	2	123	17.6%	1.5%	0.3%	15.8%
23区	93	7	1	85	12.0%	0.9%	0.1%	10.9%
神奈川県	31	2	2	27	4.0%	0.3%	0.3%	3.5%
埼玉県	28	1	1	26	3.6%	0.1%	0.1%	3.3%
千葉県	27	1	1	25	3.5%	0.1%	0.1%	3.2%
地方圏	554	70	85	399	71.3%	9.0%	10.9%	51.4%

(注) 青字は増加、赤字は減少しているもの。

2002年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	686	99	75	512	100.0%	14.4%	10.9%	74.6%
東京圏	188	17	5	166	27.4%	2.5%	0.7%	24.2%
東京都	116	13	3	100	16.9%	1.9%	0.4%	14.6%
23区	73	8	1	64	10.6%	1.2%	0.1%	9.3%
神奈川県	24	2	1	21	3.5%	0.3%	0.1%	3.1%
埼玉県	22	1	1	20	3.2%	0.1%	0.1%	2.9%
千葉県	26	1	0	25	3.8%	0.1%	0.0%	3.6%
地方圏	498	82	70	346	72.6%	12.0%	10.2%	50.4%



# 東京都に学部が所在する大学一覧（2002年度）

	大学名	国公私	全入学定員	うち都内
1	日本大学	私	14,460	9,590
2	早稲田大学	私	8,955	8,455
3	法政大学	私	5,933	5,933
4	中央大学	私	5,526	5,526
5	明治大学	私	6,979	5,499
6	慶應義塾大学	私	6,227	4,440
7	東洋大学	私	5,388	3,968
8	青山学院大学	私	3,760	3,760
9	東京大学	国	3,243	3,243
10	帝京大学	私	3,855	3,072
11	駒澤大学	私	3,029	3,029
12	国士舘大学	私	2,750	2,750
13	明治学院大学	私	2,730	2,495
14	立教大学	私	4,483	2,480
15	大東文化大学	私	2,634	2,434
16	上智大学	私	2,186	2,186
17	拓殖大学	私	2,132	2,132
18	東京理科大学	私	3,589	2,041
19	明星大学	私	1,962	1,962
20	國學院大學	私	1,911	1,911
21	学習院大学	私	1,841	1,841
22	立正大学	私	2,593	1,763
23	成蹊大学	私	1,655	1,655
24	東京農業大学	私	2,382	1,632
25	創価大学	私	1,578	1,578
26	工学院大学	私	1,518	1,518
27	玉川大学	私	1,430	1,430
28	大妻女子大学	私	1,400	1,400
29	東京経済大学	私	1,390	1,390
30	桜美林大学	私	1,376	1,376
31	専修大学	私	4,108	1,230
32	東京電機大学	私	2,122	1,206
33	芝浦工業大学	私	1,437	1,197
34	亜細亜大学	私	1,194	1,194
35	日本体育大学	私	1,112	1,112
36	東京工業大学	国	1,068	1,068
37	東京学芸大学	国	1,065	1,065
38	一橋大学	国	1,010	1,010
39	東京都立大学	公	1,000	1,000
40	武蔵野女子大学	私	995	995
41	武蔵野美術大学	私	978	978
42	多摩美術大学	私	957	957
43	東京工科大学	私	926	926
44	成城大学	私	922	922
45	杏林大学	私	900	900
46	大正大学	私	895	895
47	東京女子大学	私	894	894
48	共立女子大学	私	880	880
49	武蔵大学	私	876	876
50	電気通信大学	国	870	870

	大学名	国公私	全入学定員	うち都内
51	東京農工大学	国	865	865
52	武蔵工業大学	私	1,231	841
53	日本女子大学	私	1,230	830
54	東京外国語大学	国	745	745
55	武蔵野音楽大学	私	735	735
56	和光大学	私	734	734
57	東京家政大学	私	971	730
58	実践女子大学	私	686	686
59	東京家政学院大学	私	658	658
60	昭和女子大学	私	656	656
61	文化女子大学	私	640	640
62	国際基督教大学	私	620	620
63	津田塾大学	私	580	580
64	東京薬科大学	私	580	580
65	国立音楽大学	私	560	560
66	高千穂大学	私	511	511
67	日本女子体育大学	私	506	506
68	東京芸術大学	国	477	477
69	お茶の水女子大学	国	452	452
70	聖心女子大学	私	450	450
71	駒沢女子大学	私	450	450
72	昭和大学	私	575	420
73	東京造形大学	私	412	412
74	恵泉女学園大学	私	405	405
75	白百合女子大学	私	400	400
76	二松学舎大学	私	600	400
77	目白大学	私	620	380
78	清泉女子大学	私	360	360
79	明治薬科大学	私	360	360
80	学習院女子大学	私	340	340
81	東京工芸大学	私	877	340
82	東京音楽大学	私	320	320
83	多摩大学	私	308	308
84	東京女子体育大学	私	300	300
85	東京水産大学	国	290	290
86	北里大学	私	1,408	240
87	昭和薬科大学	私	240	240
88	星薬科大学	私	240	240
89	東京富士大学	私	220	220
90	東京医科歯科大学	国	210	210
91	日本獣医畜産大学	私	210	210
92	東京保健科学大学	公	200	200
93	東邦大学	私	834	200
94	日本文化大学	私	200	200
95	東京純心女子大学	私	200	200
96	嘉悦大学	私	200	200
97	東京科学技術大学	公	180	180
98	東京女子医科大学	私	180	180
99	東洋学園大学	私	595	175
100	杉野服飾大学	私	165	165

	大学名	国公私	全入学定員	うち都内
101	東京商船大学	国	160	160
102	共立薬科大学	私	160	160
103	東海大学	私	6,113	160
104	日本歯科大学	私	280	160
105	日本社会事業大学	私	150	150
106	桐朋学園大学	私	140	140
107	文京学院大学	私	745	140
108	東京慈恵会医科大学	私	130	130
109	東京医科大学	私	120	120
110	東京女子館大学	私	115	115
111	日本医科大学	私	100	100
112	上野学園大学	私	170	90
113	順天堂大学	私	370	90
114	ルーテル学院大学	私	90	90
115	聖路加看護大学	私	60	60
116	日本赤十字看護大学	私	50	50
117	東京神学大学	私	35	35
118	女子栄養大学	私	437	20

地域の入学定員合計 136,035

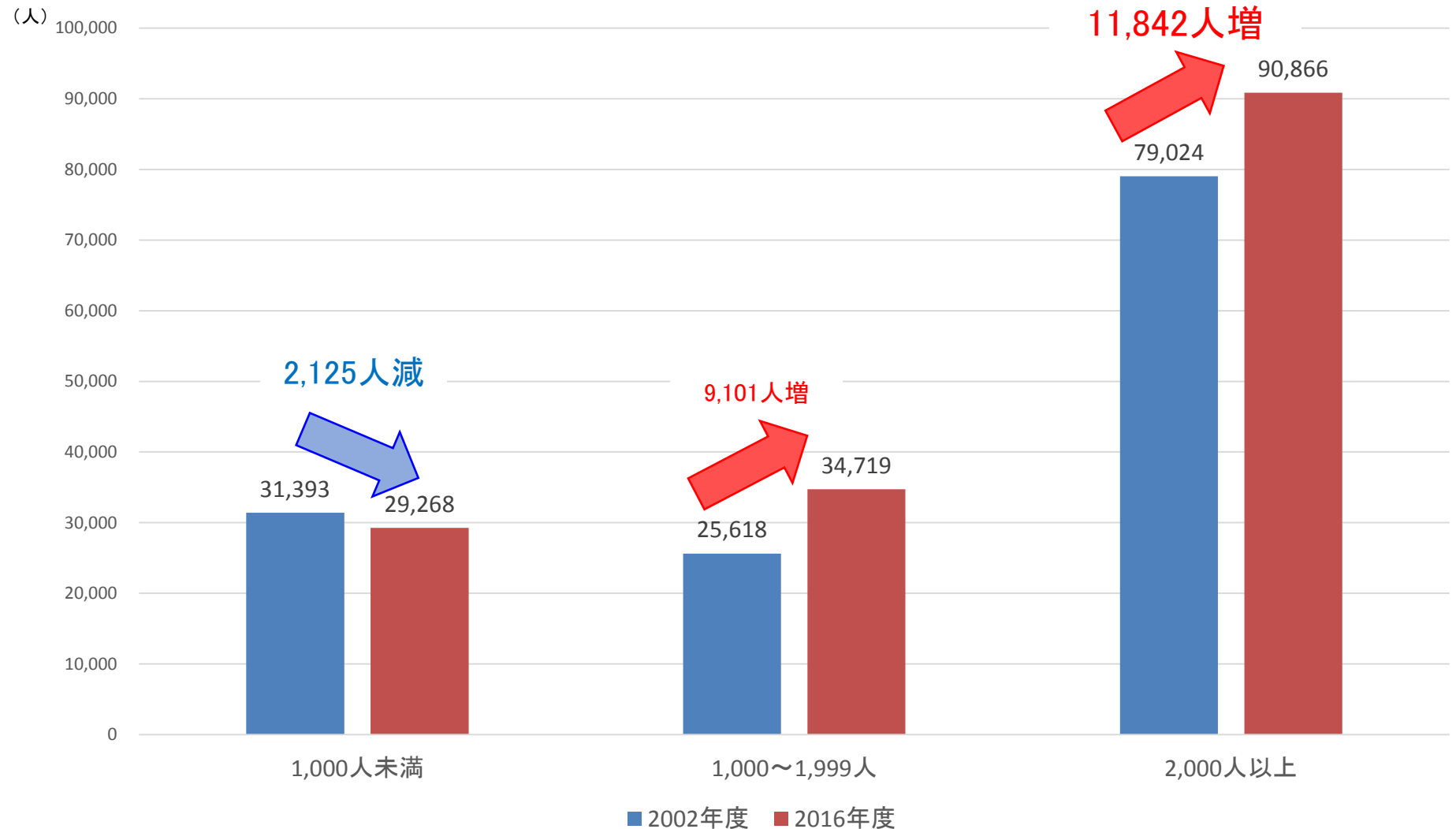
- : 都内に所在する学部が全て23区内 66校
- : 都内に所在する学部の一部が23区内 9校
- : 都内に所在する学部は全て23区外 43校

※「東洋学園大学」「女子栄養大学」の本部の所在地は東京都外。

※ 都内に所在する以下の大学院大学2校は除く。  
「政策研究大学院大学」「国際仏教学大学院大学」

# 東京都に学部が所在する大学の都内定員の変化（規模別）

- 東京都に学部が所在する入学定員が1,000人未満の小規模大学の都内定員は減少している。
- 一方で、入学定員が1,000人以上の中・大規模大学の都内定員は増加している。



【出典】2002年度：「平成14年度 全国大学一覧」を元に作成

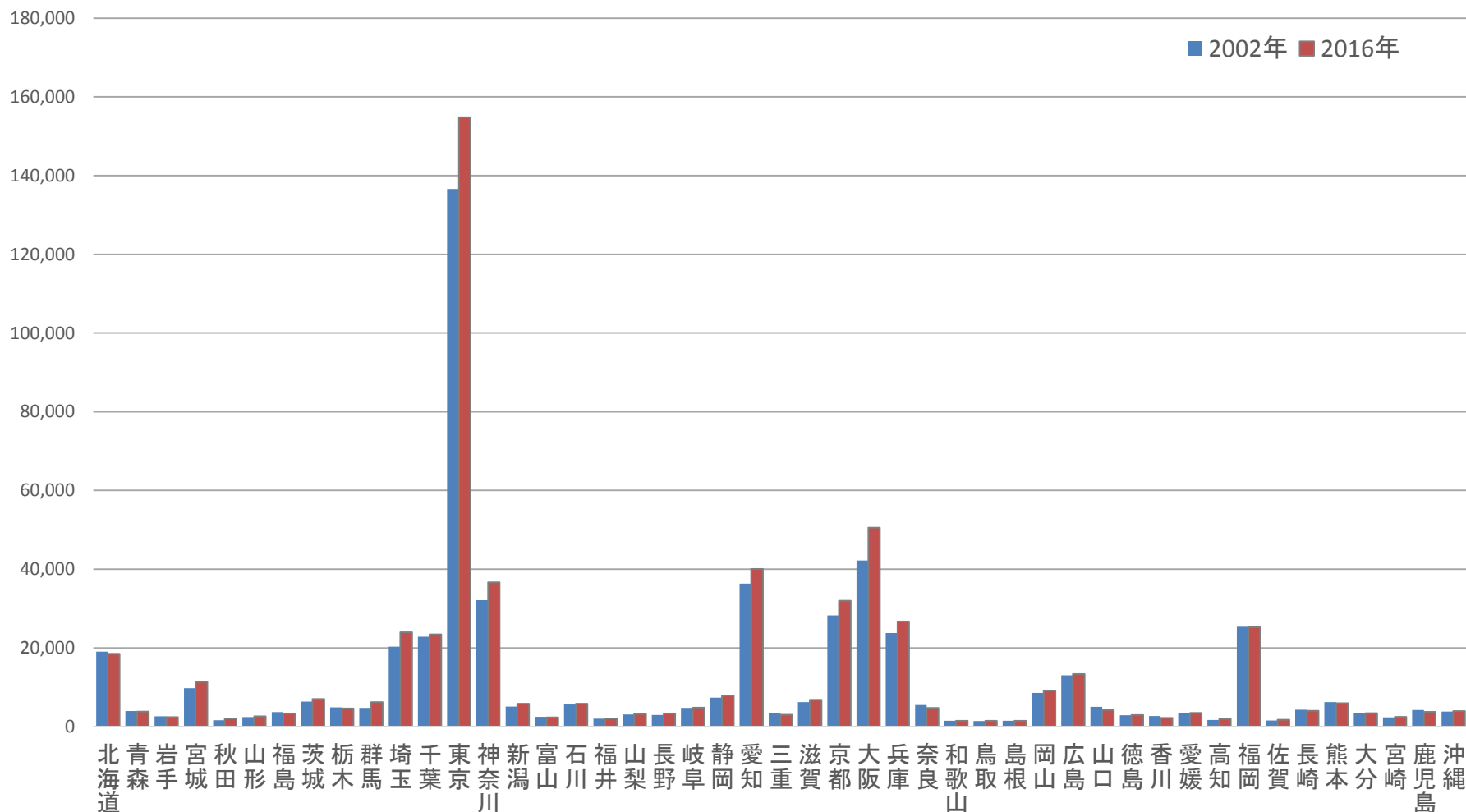
2016年度：「高等教育の将来構想に関する都道府県別基礎データ」（平成29年7月 中教審大学分科会将来構想部会）を元に作成

※都内に所在する大学院大学を除く。

# 都道府県別大学入学定員数の変化

○ 東京都の入学定員数が15万人程度と突出しており、これに続くグループ(東京圏(東京都を除く)、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)は2万人から4万人程度である。それ以外は2万人を切っており、特に和歌山県、鳥取県、島根県、高知県、佐賀県は2千人を切っている。

(人)



# 入学定員の比較

○ 2002年度と2016年度を比較すると、32の都府県で入学定員が増加しており、特に東京圏と愛知県・京都府・大阪府での増加が大きくなっている。

	2002年度	2016年度	増減数	増減率*
北海道	19,038	18,497	△ 541	97.2%
青森県	3,982	3,812	△ 170	95.7%
岩手県	2,650	2,416	△ 234	91.2%
宮城県	9,784	11,334	1,550	115.8%
秋田県	1,600	2,090	490	130.6%
山形県	2,431	2,634	203	108.4%
福島県	3,672	3,389	△ 283	92.3%
茨城県	6,345	7,012	667	110.5%
栃木県	4,878	4,638	△ 240	95.1%
群馬県	4,759	6,256	1,497	131.5%
埼玉県	20,294	24,011	3,717	118.3%
千葉県	22,881	23,458	577	102.5%
東京都	136,572	154,853	18,281	113.4%
神奈川県	32,132	36,641	4,509	114.0%
新潟県	5,125	5,835	710	113.9%
富山県	2,460	2,370	△ 90	96.3%
石川県	5,608	5,827	219	103.9%
福井県	2,022	2,095	73	103.6%
山梨県	3,108	3,225	117	103.8%
長野県	2,975	3,368	393	113.2%
岐阜県	4,780	4,820	40	100.8%
静岡県	7,355	7,865	510	106.9%
愛知県	36,315	40,098	3,783	110.4%
三重県	3,457	3,030	△ 427	87.6%

	2002年度	2016年度	増減数	増減率*
滋賀県	6,244	6,795	551	108.8%
京都府	28,265	31,972	3,707	113.1%
大阪府	42,224	50,582	8,358	119.8%
兵庫県	23,802	26,752	2,950	112.4%
奈良県	5,503	4,753	△ 750	86.4%
和歌山県	1,520	1,520	0	100.0%
鳥取県	1,404	1,496	92	106.6%
島根県	1,455	1,457	2	100.1%
岡山県	8,592	9,149	557	106.5%
広島県	13,056	13,341	285	102.2%
山口県	5,027	4,226	△ 801	84.1%
徳島県	2,899	2,943	44	101.5%
香川県	2,710	2,224	△ 486	82.1%
愛媛県	3,473	3,480	7	100.2%
高知県	1,665	1,935	270	116.2%
福岡県	25,396	25,285	△ 111	99.6%
佐賀県	1,575	1,741	166	110.5%
長崎県	4,322	4,019	△ 303	93.0%
熊本県	6,245	5,982	△ 263	95.8%
大分県	3,393	3,400	7	100.2%
宮崎県	2,325	2,510	185	108.0%
鹿児島県	4,220	3,735	△ 485	88.5%
沖縄県	3,800	3,952	152	104.0%
合計	543,338	592,823	49,485	109.1%

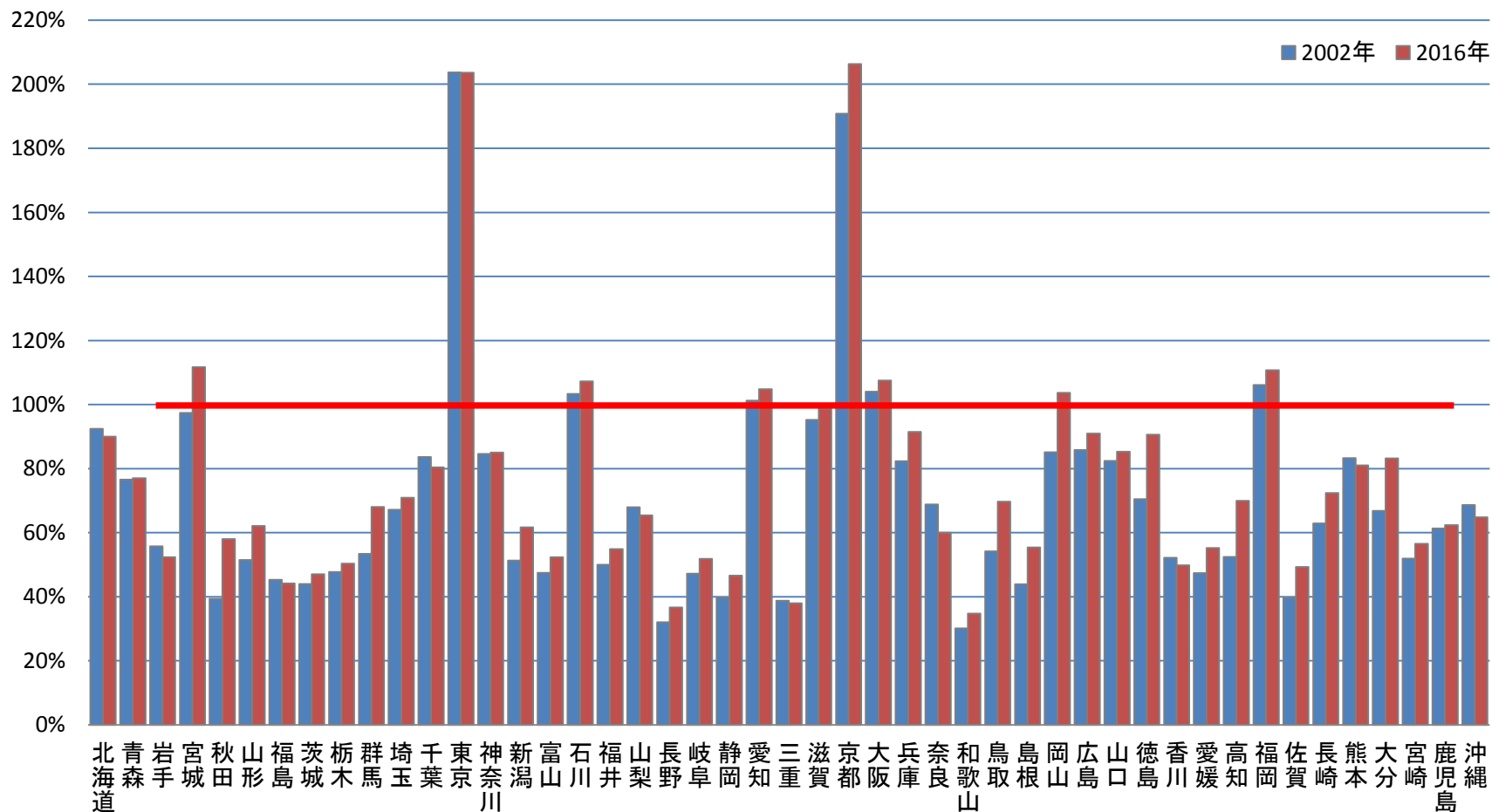
\* 2002年度を基準とした場合の増減率(2016年度の入学定員/2002年度の入学定員の割合)

【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ



# 都道府県別大学進学者収容力の変化

○ 東京都及び京都府の大学進学者収容力が200%程度と突出しており、これに続くグループ(愛知県、大阪府等)は100%から110%程度であり、それ以外は100%を切っており、特に長野県、三重県、和歌山県は40%を切っている。



○ 大学進学者収容力 = (各県の大学入学定員 / 各県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数) × 100

【出典】○ 大学入学定員数…文部科学省調べ ○ 大学進学者数…文部科学省「学校基本統計」

# 都道府県別大学進学者数、入学定員、入学者数及び自県進学率(2016年度)

○ 進学者のうち自県進学者数の占める割合を見ると、4都道県(北海道、東京、愛知、福岡)が6割以上であるのに対し、11県(福島、茨城、富山、長野、岐阜、奈良、和歌山、鳥取、島根、香川、佐賀)が2割未満となっている。

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
進学者数	20,555	4,949	4,612	10,145	3,600	4,242	7,668	14,919	9,211	9,192	33,864	29,188
入学定員	18,497	3,812	2,416	11,334	2,090	2,634	3,389	7,012	4,638	6,256	24,011	23,458
入学者数	18,716 (13,794)	3,309 (1,845)	2,458 (1,187)	11,602 (5,827)	2,074 (844)	2,824 (856)	3,253 (1,451)	7,331 (2,852)	4,459 (2,028)	6,353 (2,685)	30,803 (10,495)	26,116 (9,482)
自県進学率	67%	37%	26%	57%	23%	20%	19%	19%	22%	29%	31%	32%
	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
進学者数	76,039	43,077	9,459	4,527	5,435	3,817	4,930	9,194	9,292	16,890	38,244	7,969
入学定員	154,853	36,641	5,835	2,370	5,827	2,095	3,225	3,368	4,820	7,865	40,098	3,030
入学者数	149,860 (49,926)	48,328 (17,430)	5,948 (3,305)	2,387 (800)	5,895 (2,353)	2,285 (1,100)	4,269 (1,312)	3,496 (1,568)	4,608 (1,752)	8,000 (4,716)	42,047 (27,288)	3,149 (1,618)
自県進学率	66%	40%	35%	18%	43%	29%	27%	17%	19%	28%	71%	20%
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
進学者数	6,882	15,494	47,036	29,241	7,919	4,373	2,147	2,630	8,823	14,672	4,953	3,247
入学定員	6,795	31,972	50,582	26,752	4,753	1,520	1,496	1,457	9,149	13,341	4,226	2,943
入学者数	7,295 (1,435)	33,415 (7,879)	53,354 (26,459)	27,480 (13,323)	4,872 (1,197)	1,661 (490)	1,539 (286)	1,497 (417)	9,044 (3,813)	13,189 (7,698)	4,384 (1,316)	2,843 (1,219)
自県進学率	21%	51%	56%	46%	15%	11%	13%	16%	43%	52%	27%	38%
	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
進学者数	4,461	6,296	2,766	22,829	3,532	5,551	7,381	4,088	4,439	5,988	6,097	601,863
入学定員	2,224	3,480	1,935	25,285	1,741	4,019	5,982	3,400	2,510	3,735	3,952	592,823
入学者数	2,077 (785)	3,439 (1,924)	2,023 (577)	25,884 (14,741)	1,744 (492)	3,904 (1,862)	5,981 (3,320)	2,987 (944)	2,423 (1,159)	3,543 (1,932)	4,275 (3,311)	618,423 (263,093)
自県進学率	18%	31%	21%	65%	14%	34%	45%	23%	26%	32%	54%	44%

【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学進学者数、入学者数及び自県進学率…文部科学省「学校基本統計(2016年度)」 ※カッコ内は自県への進学者数

※自県進学率:全国47都道府県の高等学校を卒業した4年制大学進学者(過年度卒業生を含む)のうち、出身高校の所在地と同じ都道府県の大学に進学した者の割合

# 都道府県別大学進学者数、入学定員、入学者数及び自県進学率(2002年度)

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉
進学者数	20,605	5,201	4,750	10,048	4,060	4,720	8,100	14,434	10,209	8,918	30,221	27,370
入学定員	19,038	3,982	2,650	9,784	1,600	2,431	3,672	6,345	4,878	4,759	20,294	22,881
入学者数	20,277 (14,716)	3,405 (1,719)	2,493 (1,144)	11,158 (5,534)	1,703 (802)	2,678 (902)	3,735 (1,517)	7,024 (2,789)	5,219 (1,965)	4,978 (1,720)	38,398 (11,070)	29,231 (9,342)
自県進学率	71%	33%	24%	55%	20%	19%	19%	19%	19%	19%	37%	34%
	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
進学者数	67,044	37,994	9,990	5,183	5,427	4,046	4,571	9,279	10,116	18,525	35,863	8,918
入学定員	136,572	32,132	5,125	2,460	5,608	2,022	3,108	2,975	4,780	7,355	36,315	3,457
入学者数	129,068 (39,577)	51,641 (16,222)	5,446 (2,984)	2,355 (855)	5,690 (1,795)	2,306 (1,044)	4,103 (1,043)	3,297 (1,209)	4,412 (1,578)	8,033 (3,993)	41,199 (24,884)	3,399 (1,592)
自県進学率	59%	43%	30%	16%	33%	26%	23%	13%	16%	22%	69%	18%
	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島
進学者数	6,558	14,815	40,594	28,902	7,992	5,042	2,591	3,311	10,092	15,211	6,099	4,113
入学定員	6,244	28,265	42,224	23,802	5,503	1,520	1,404	1,455	8,592	13,056	5,027	2,899
入学者数	6,516 (934)	32,060 (6,891)	49,737 (20,683)	27,374 (12,774)	5,531 (1,218)	1,595 (369)	1,544 (409)	1,573 (470)	9,164 (3,586)	13,424 (7,218)	4,222 (1,140)	3,041 (1,224)
自県進学率	14%	47%	51%	44%	15%	7%	16%	14%	36%	47%	19%	30%
	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	計
進学者数	5,193	7,322	3,174	23,939	3,964	6,867	7,497	5,078	4,476	6,885	5,538	590,845
入学定員	2,710	3,473	1,665	25,396	1,575	4,322	6,245	3,393	2,325	4,220	3,800	543,338
入学者数	2,308 (812)	3,488 (1,984)	1,826 (557)	28,487 (15,110)	1,745 (516)	4,213 (2,082)	6,438 (3,546)	3,123 (944)	2,288 (809)	4,301 (2,645)	4,091 (3,258)	609,337 (239,175)

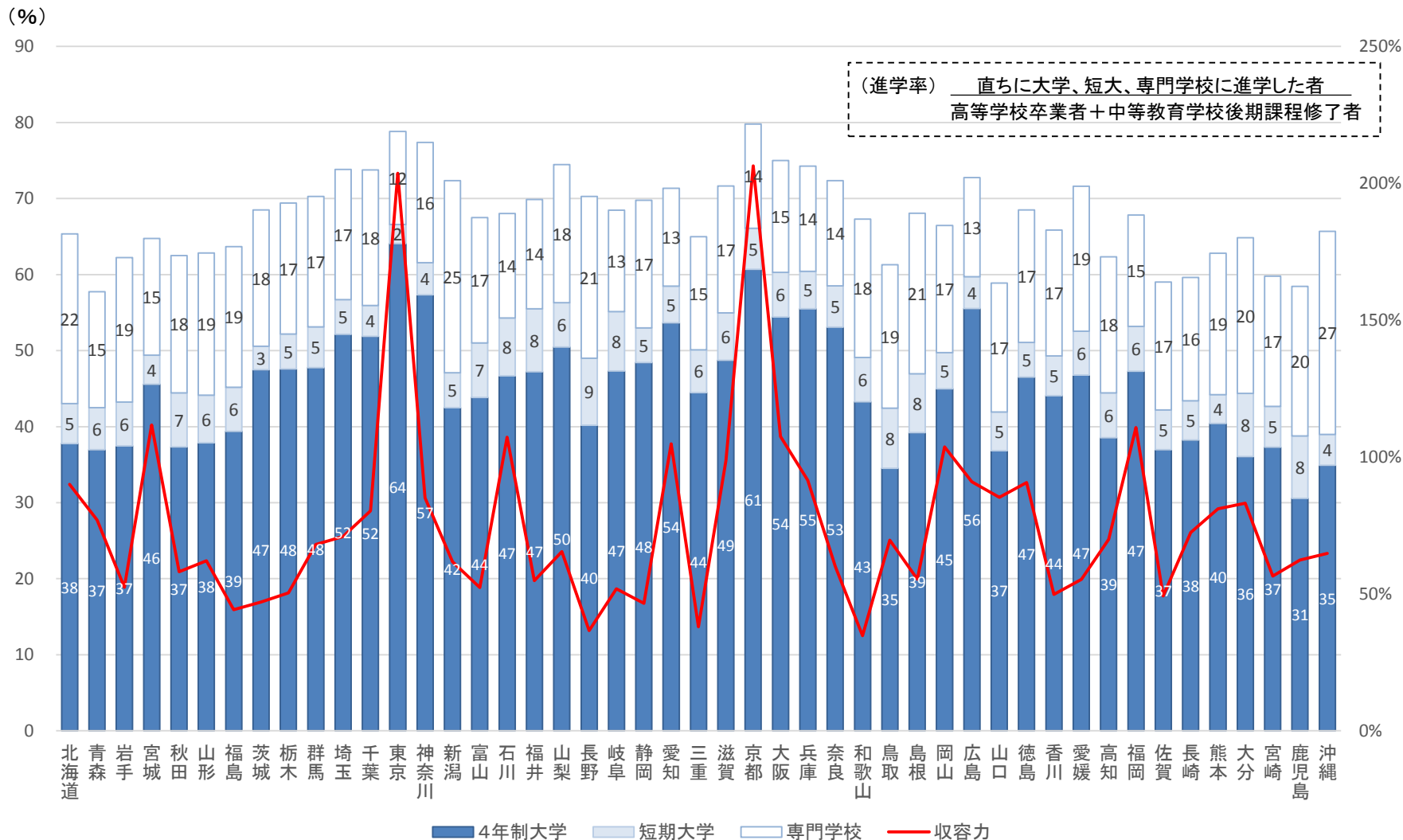
※カッコ内は自県への進学者数

【出典】○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学進学者数、入学者数及び自県進学率…文部科学省「学校基本統計(2002年度)」

※自県進学率:全国47都道府県の高等学校を卒業した4年制大学進学者(過年度卒業生を含む)のうち、出身高校の所在地と同じ都道府県の大学に進学した者の割合

# 都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率と 都道府県別大学進学者収容力(平成28年度)

○ 都道府県別の大学進学率と都道府県別大学進学者収容力の間には、一定の相関関係が見られる。

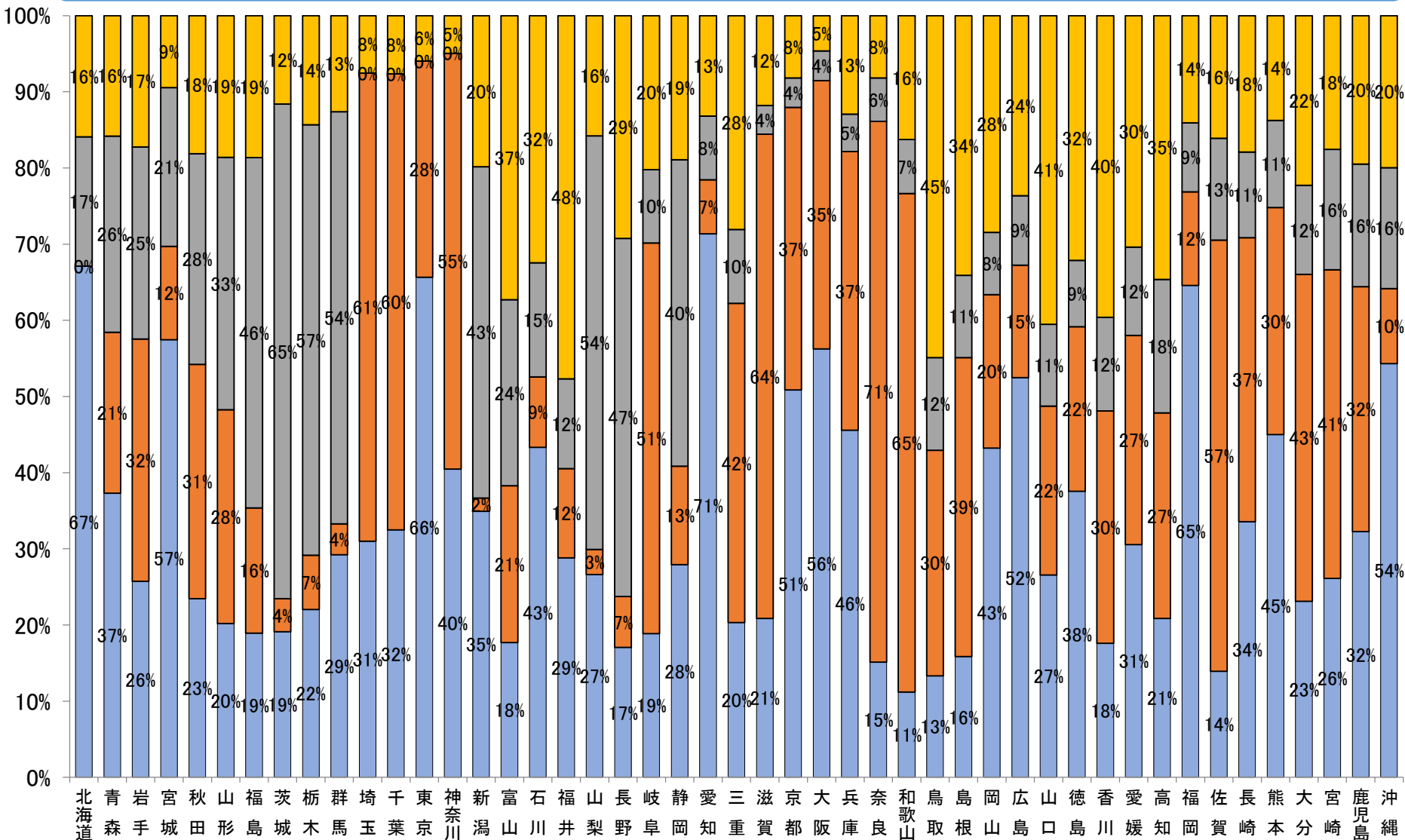


○ 大学進学者収容力 = (各県の大学入学定員 / 各県に所在する高校の卒業者のうち大学進学者の数) × 100

【出典】○ 大学入学定員数… 文部科学省調べ ○ 大学進学者数… 文部科学省「学校基本統計」

# 各都道府県高卒者の大学進学先（自県・域内・東京圏・その他）

- 東京圏の大学には全国から進学しているが、特に東日本が中心となっている。
- 西日本では地域ブロックの中心となる府県への進学が多い。



■ 自県 ■ 域内 ■ 東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉) ■ その他

※地域区分: 北海道、東北、関東(東京圏除く)、東京圏、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

出典: 文部科学省「学校基本統計(平成28年度版)」をもとに作成

# 学生数の状況の変化

- 東京圏の学生数は、全国の4割を占めている。
- 東京圏及び地方圏の双方で国立大学の学生数は減少傾向にあり、公立大学及び私立大学の学生数は東京圏及び地方圏の双方で増加している。一方、東京圏の私立大学の学生数に関しては、東京都以外の3県は減少している。
- 構成比としては、東京圏の割合が高まっている。

2016年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	2,873,624	610,401	150,513	2,112,710	100.0%	21.2%	5.2%	73.5%
東京圏	1,171,386	113,335	18,170	1,039,881	40.8%	3.9%	0.6%	36.2%
東京都	746,397	76,231	9,658	660,508	26.0%	2.7%	0.3%	23.0%
23区	525,987	48,731	1,481	475,775	18.3%	1.7%	0.1%	16.6%
神奈川県	193,878	12,066	6,013	175,799	6.7%	0.4%	0.2%	6.1%
埼玉県	119,999	8,705	1,770	109,524	4.2%	0.3%	0.1%	3.8%
千葉県	111,112	16,333	729	94,050	3.9%	0.6%	0.0%	3.3%
地方圏	1,702,238	497,066	132,343	1,072,829	59.2%	17.3%	4.6%	37.3%

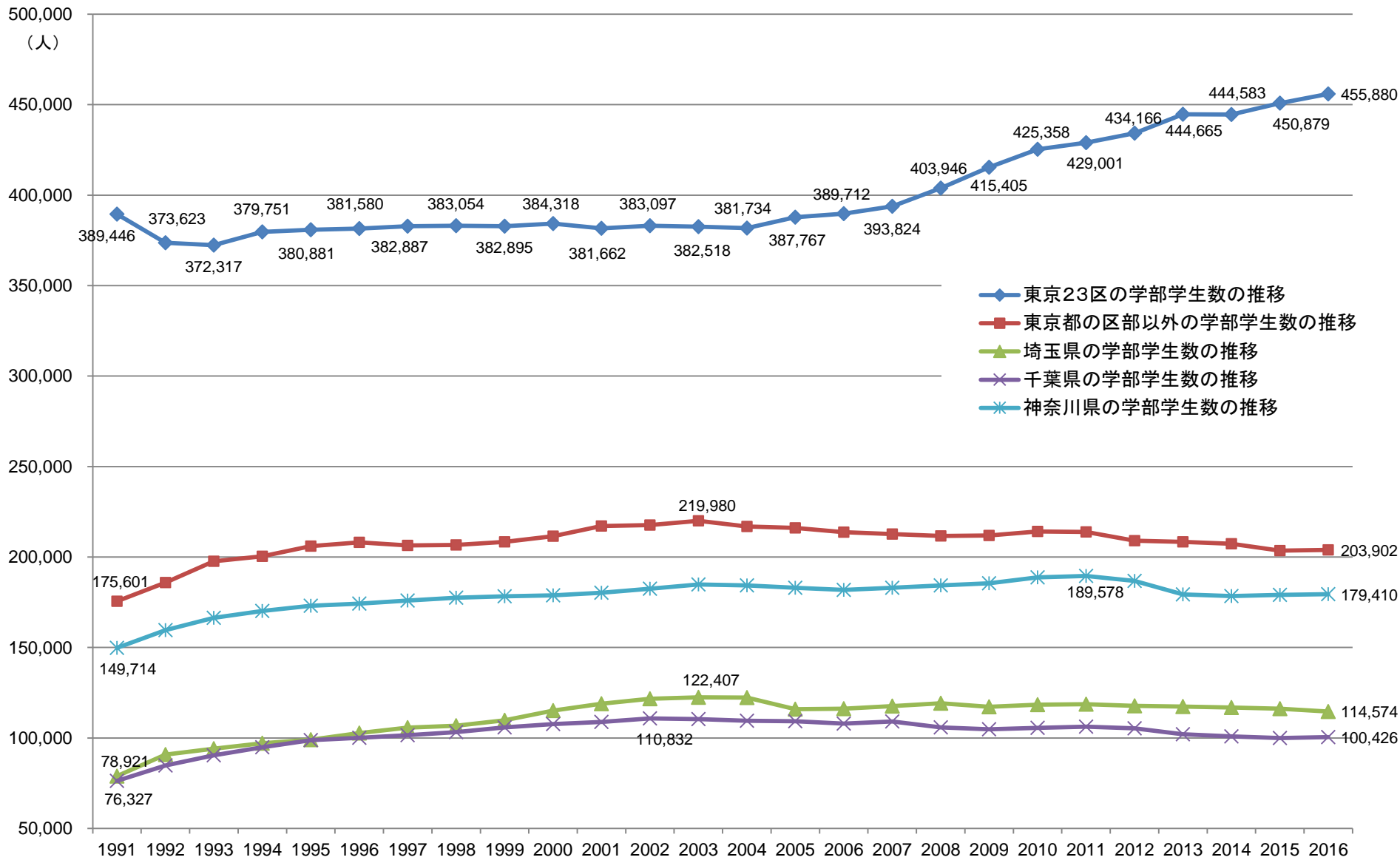
(注) 青字は増加、赤字は減少しているもの。

2002年

	合計				構成比			
		国立	公立	私立		国立	公立	私立
全国	2,786,032	621,487	116,705	2,047,840	100.0%	22.3%	4.2%	73.5%
東京圏	1,122,776	115,494	13,948	993,334	40.3%	4.1%	0.5%	35.7%
東京都	678,431	77,109	9,076	592,246	24.4%	2.8%	0.3%	21.3%
23区	442,812	47,996	920	393,896	15.9%	1.7%	0.0%	14.1%
神奈川県	197,211	13,788	4,173	179,250	7.1%	0.5%	0.1%	6.4%
埼玉県	126,626	8,822	699	117,105	4.5%	0.3%	0.0%	4.2%
千葉県	120,508	15,775	0	104,733	4.3%	0.6%	0.0%	3.8%
地方圏	1,663,256	505,993	102,757	1,054,506	59.7%	18.2%	3.7%	37.8%

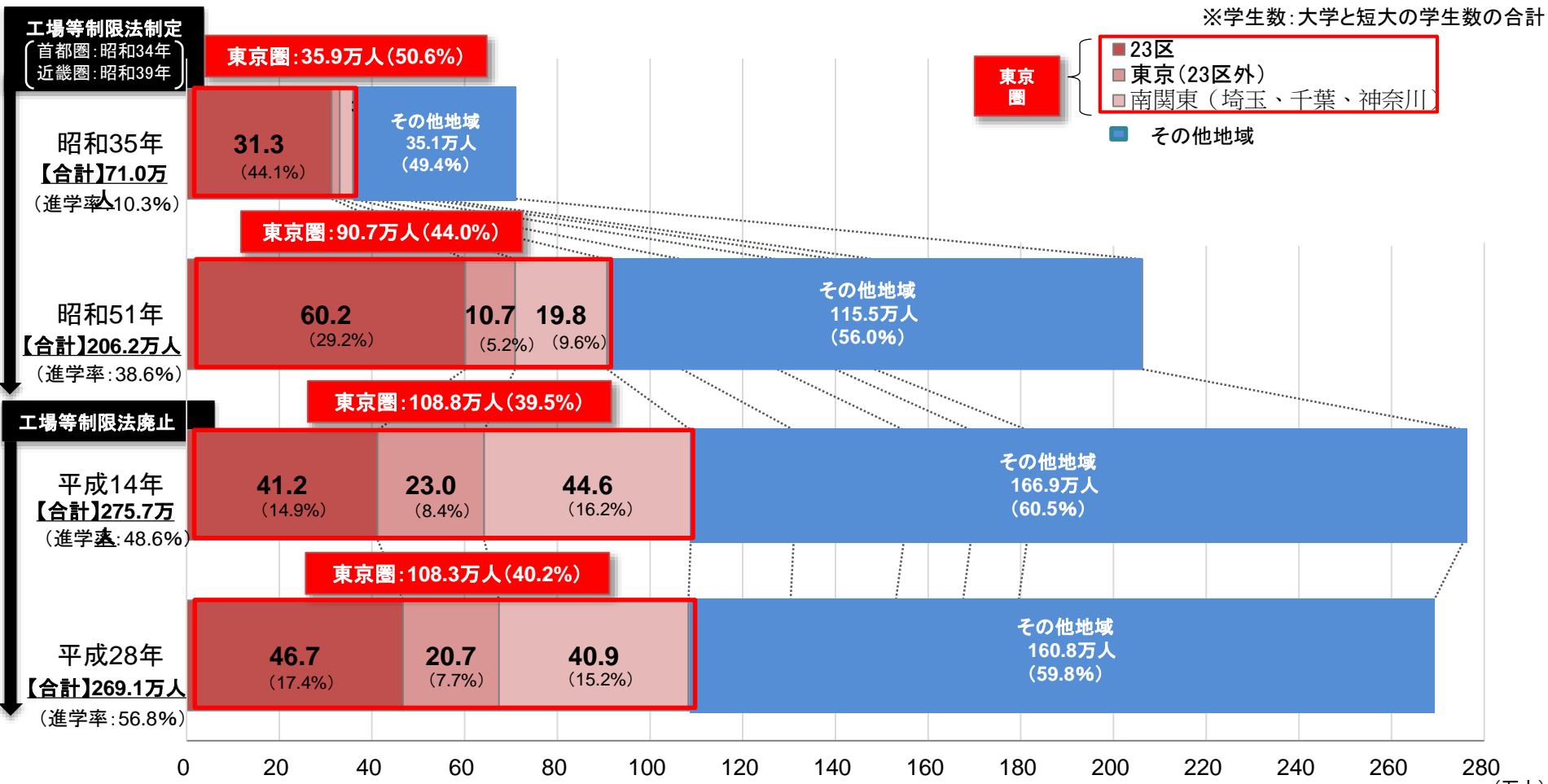
# 東京圏の学部学生数の推移

○ 東京23区の学部学生数は増加傾向にあるが、東京圏のその他の地域においては、最近はやばいで推移している。



# 工場等制限法による教育機会の格差是正効果

- 全国の学生数は昭和35年から平成28年の間に約198万人増加している(71.0万人→269.1万人)。
- 昭和35年から平成14年にかけては、工場等制限法の立地規制により、全体に占める東京23区の大学の定員の割合が大きく減少した一方、地方圏の大学の定員の充実により、東京圏と地方圏での教育機会の格差が是正された。
- 平成14年から平成28年にかけては、全体に占める東京23区の割合がやや増加しているが、東京23区外や南関東の割合は減少しており、東京圏全体で見るとほぼ横ばいである。



※進学率：当該年度の大学+短大の入学者数/18歳人口

※数値は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」より



# 工業（場）等制限法について

## 【工業（場）等制限法について】

- 工業（場）等制限法は、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（昭和34年制定）及び「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律」（昭和39年制定）の2つの法律を総称した呼称
- 工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もって既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的
- 一部の例外を除き（※）、制限施設（1500㎡以上の床面積を持つ大学の教室）の新設又は増設を禁止  
（※：例外事項）
  - ・ 大学院、夜間大学の設置等
  - ・ 制限区域内の移転で、人口の増大をもたらさない新增設（要許可）
  - ・ 社会人受入れ等のための新增設、災害等に伴う新增設 等（要許可）

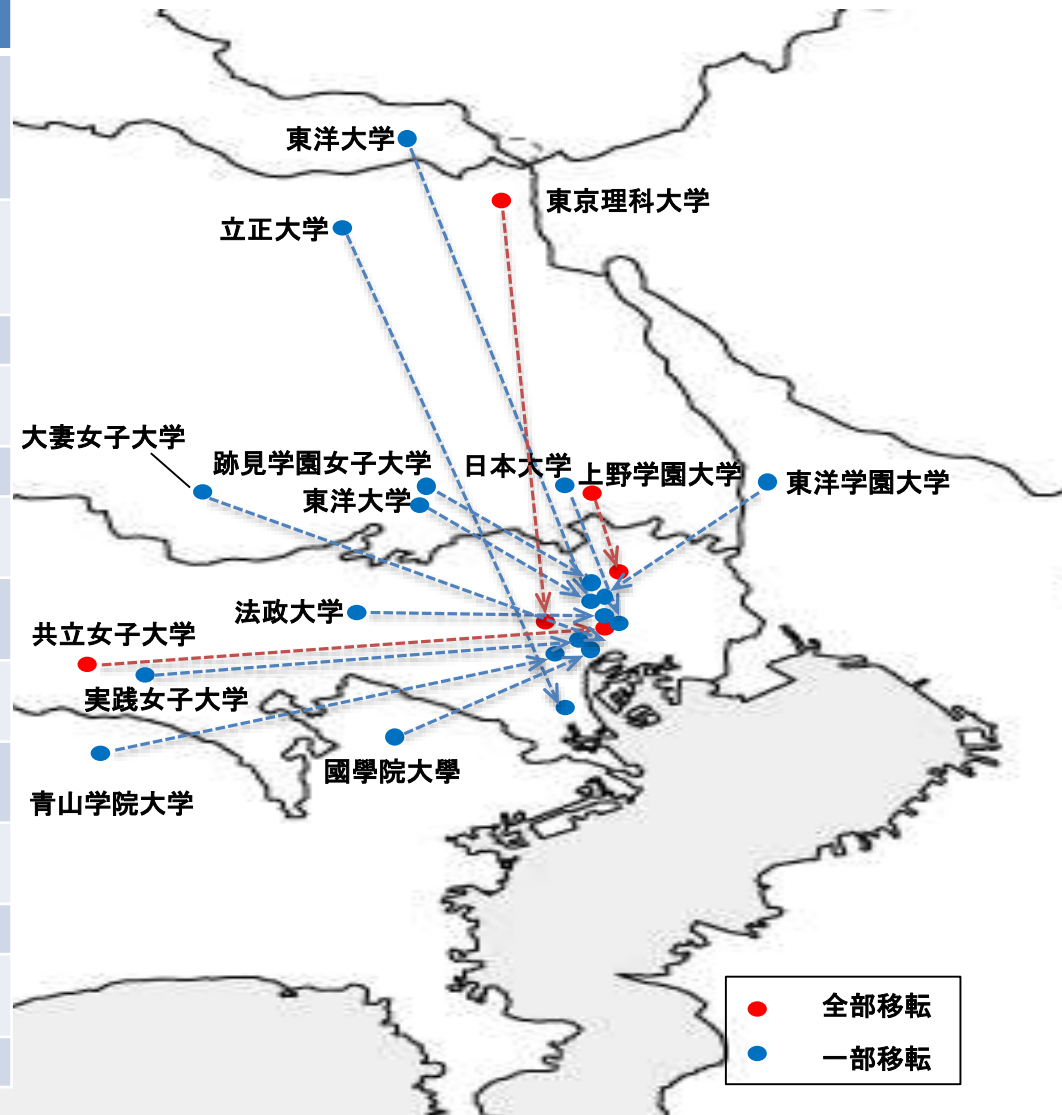
## 【廃止について】

- 総合規制改革会議等における議論を踏まえ、平成14年7月に法律を廃止。  
（参考：対象制限区域（平成13年11月時点））

首都圏	近畿圏
東京特別区及び三鷹市の大部分、武蔵野市の全部、横浜市及び川崎市の約半分並びに川口市の一部(約919km <sup>2</sup> )	大阪市の大部分、尼崎市の約半分並びに京都市、神戸市、芦屋市、西宮市、堺市、東大阪市及び守口市の一部分(約421km <sup>2</sup> )

# 近年の東京23区への大学のキャンパス移転の例

大学名	実施年	旧所在地	移転先
立正大学	H14、18、19、26	埼玉県熊谷市	東京都品川区
東洋大学	H17	埼玉県朝霞市	東京都文京区
	H21	群馬県板倉町	東京都文京区
共立女子大学	H18	東京都八王子市	東京都千代田区
法政大学	H19	東京都小金井市	東京都千代田区
上野学園大学	H19	埼玉県草加市	東京都台東区
東洋学園大学	H19	千葉県流山市	東京都文京区
跡見学園女子大学	H20	埼玉県新座市	東京都文京区
日本大学	H22	埼玉県さいたま市	東京都千代田区
國學院大學	H22	神奈川県横浜市	東京都渋谷区
青山学院大学	H25	神奈川県相模原市	東京都渋谷区
実践女子大学	H26	東京都日野市	東京都渋谷区
大妻女子大学	H27	埼玉県狭山市	東京都千代田区
東京理科大学	H28	埼玉県久喜市	東京都新宿区

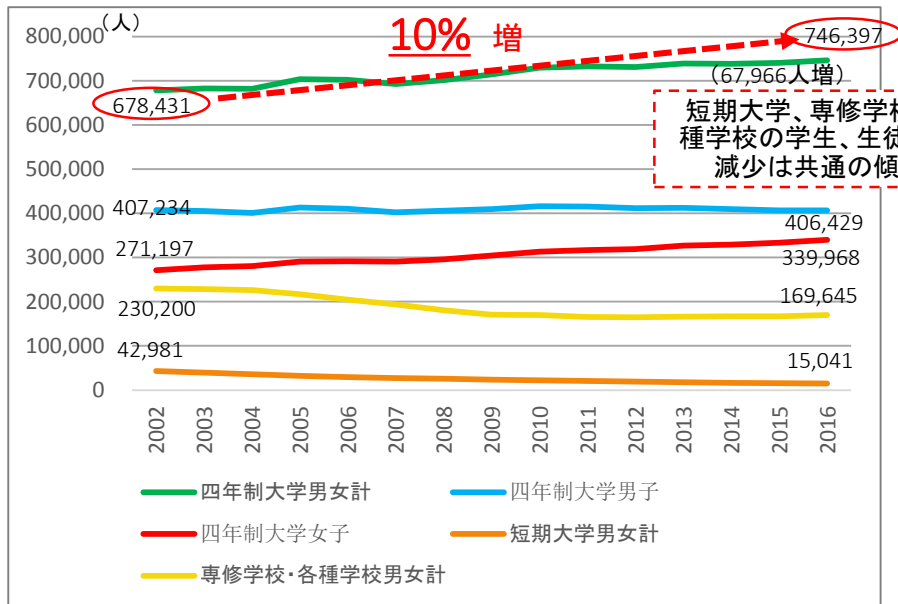


(出典)大学のホームページ等をもとに作成

# 学生・生徒数の推移

- 四年制大学、短期大学、専修学校及び各種学校の総学生・生徒数の合計を比較すると、**東京都を除く全国の方が減少率大きい。**
- 平成14年度以降、**東京都を除く全国の大学生数は1%増とほぼ横ばい**である一方、**東京都の大学生は10%増。**

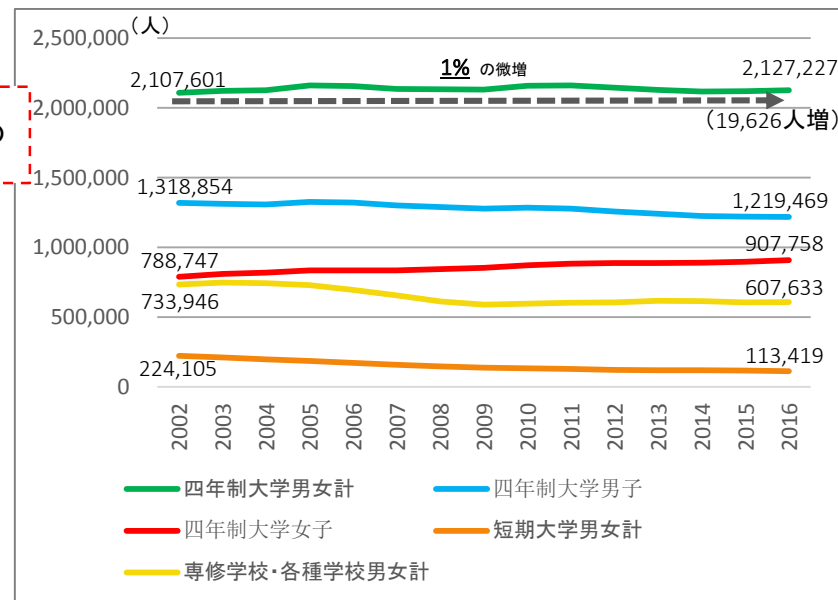
## 【東京都】



- 四年制大学（男女計） ⇒ 約 6万8千人 増加
- 四年制大学（女子） ⇒ 約 6万9千人 増加
- ※ 「四年制大学（男女計）」増加人数は女子の増加分とほぼ同数であり、男子は横ばい（約1千人減少）。
- ※ 「四年制大学（男女計）」の増加率は約10%増となっている。
- 短期大学 ⇒ 約 2万8千人 減少
- 専修学校・各種学校 ⇒ 約 6万1千人 減少

東京都における四年制大学、短期大学、専修学校及び各種学校の総学生・生徒数  
⇒ 約 2万1千人 減少（平成14年度比 98%）

## 【全国（東京都を除く）】



- 四年制大学（男女計） ⇒ 約 2万0千人 増加
- 四年制大学（女子） ⇒ 約 11万9千人 増加
- ※ 「四年制大学（男女計）」増加人数は女子の増加によるところが非常に大きい（男子は約9万9千人減少）。
- ※ 「四年制大学（男女計）」の増加率は約1%増で、**ほぼ横ばい。**
- 短期大学 ⇒ 約 11万1千人 減少
- 専修学校・各種学校 ⇒ 約 12万6千人 減少

全国（東京都を除く）における四年制大学、短期大学、専修学校及び各種学校の総学生・生徒数  
⇒ 約 21万7千人 減少（平成14年度比 93%）

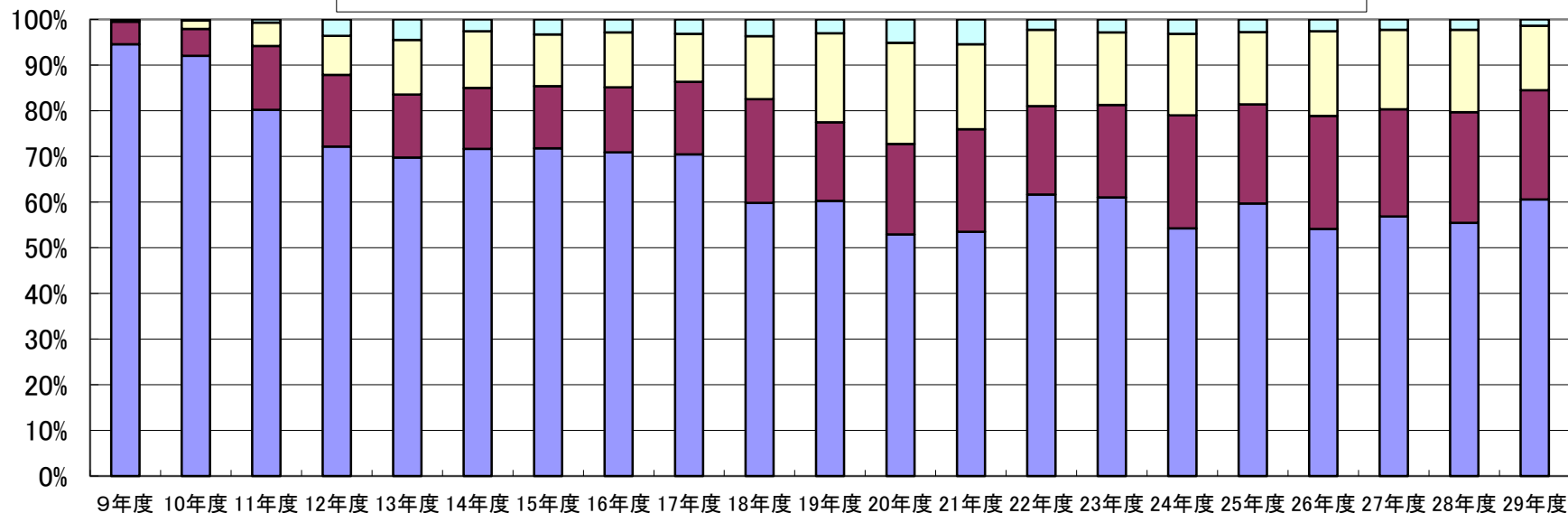
# 私立大学の入学定員充足状況

○ 私立大学の入学定員の充足状況に関しては、近年厳しくなる傾向にある。

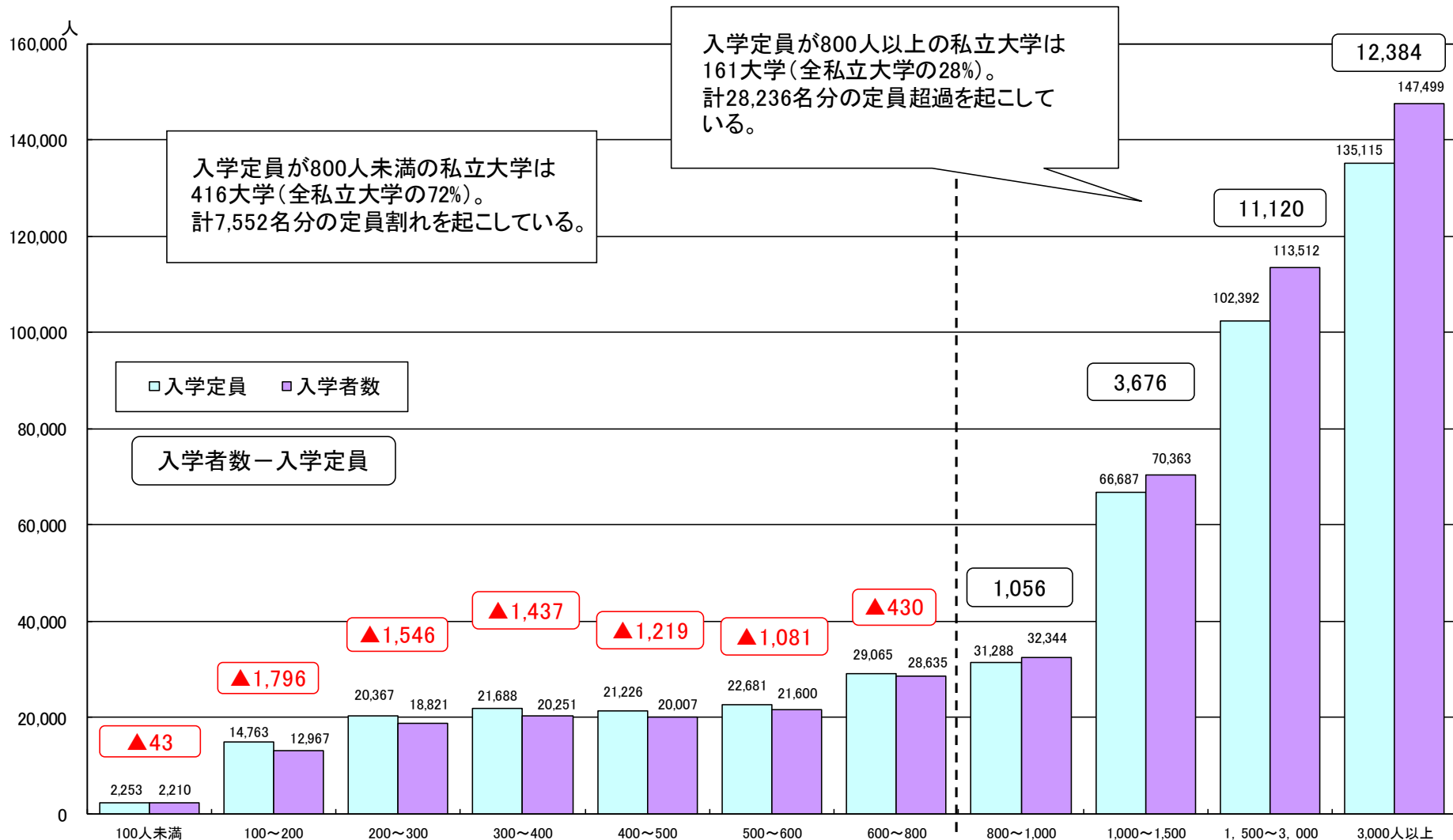
区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
大 学 数	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577	581
100%以上の学校数	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320	352
割合	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%	60.6%
80%~100%の学校数	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140	139
割合	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%	23.9%
50%~80%の学校数	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104	82
割合	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%	14.1%
50%未満の学校数	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13	8
割合	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%	1.4%
入学定員未充足校	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257	229
割合	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%	39.4%
充足率80%以上校	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460	491
割合	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%	84.5%

(注) 大学数に、学生募集停止中の学校、株式会社が設置する学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。

■ 100%以上の学校数 ■ 80%~100%の学校数 □ 50%~80%の学校数 □ 50%未満の学校数

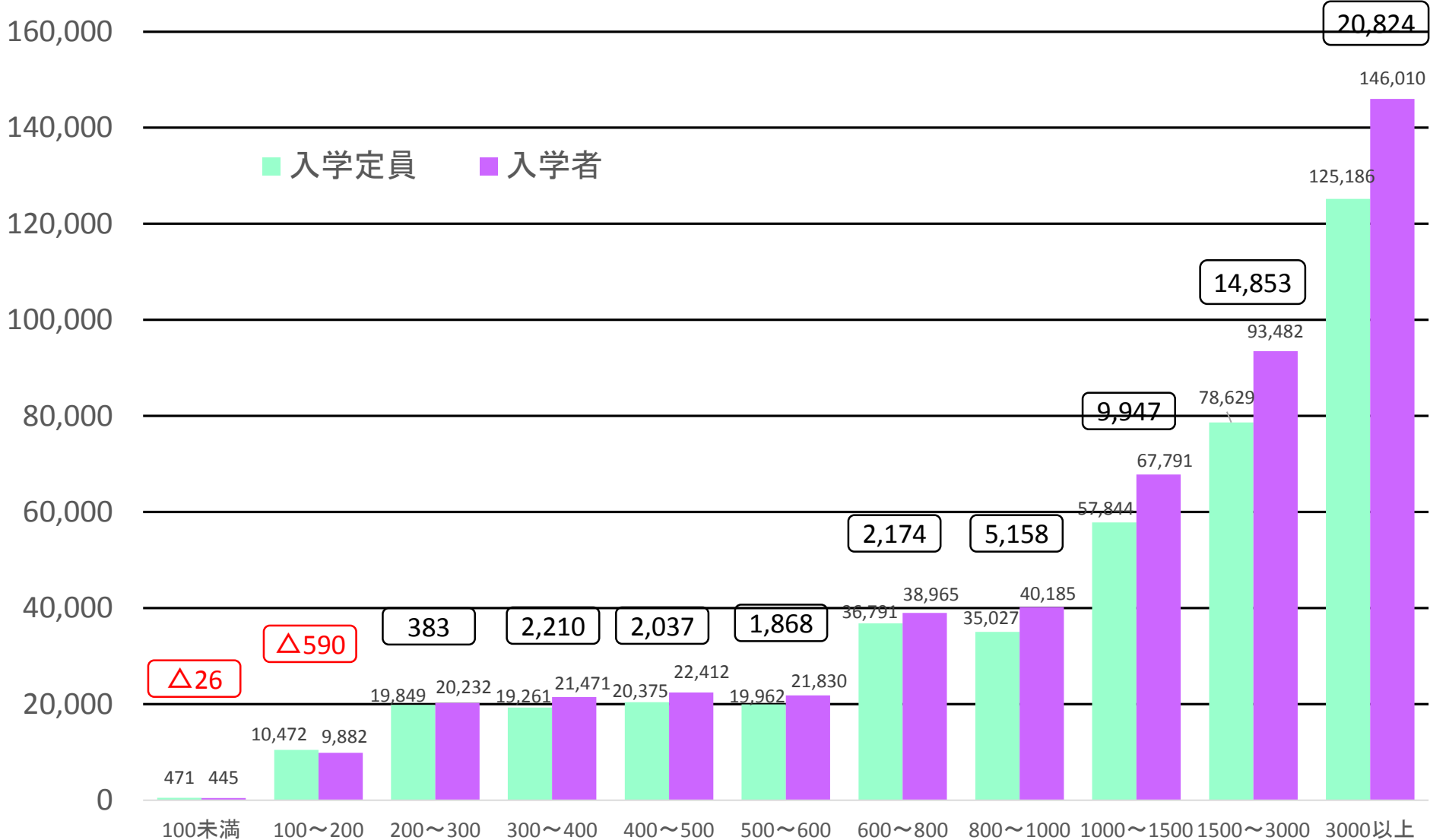


# 規模別の入学定員、入学者数等（2016年度、私立大学）



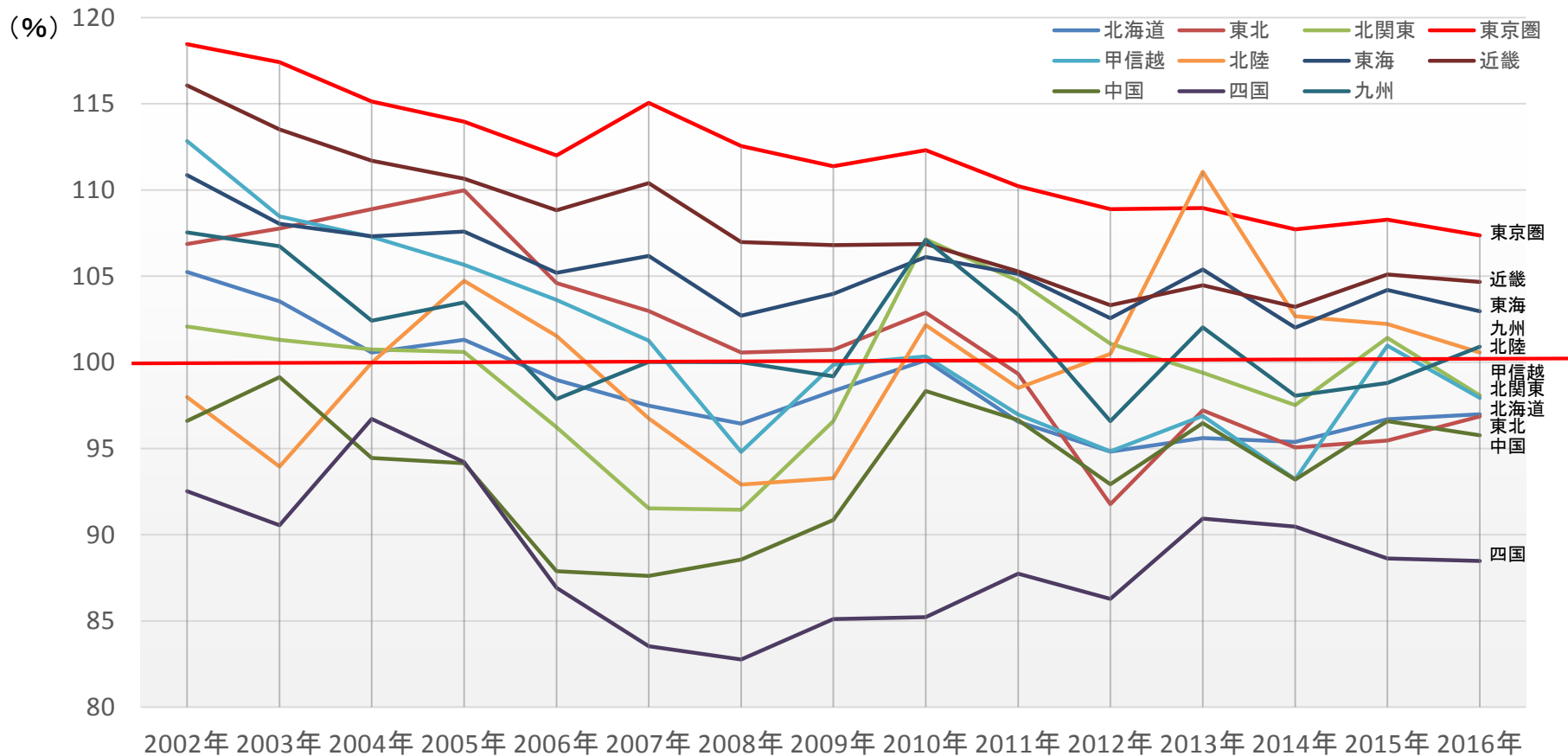
(日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

# 規模別の入学定員、入学者数等（2002年度、私立大学）



# 私立大学におけるブロック別入学定員充足率の推移

- 私立大学の定員充足率は、全体として低下傾向。
- 工場等制限法が廃止された2002年以降、充足率100%を切るブロックが3から6へ増加。



地域	北海道	東北	北関東	東京圏	甲信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州
2002年	105%	107%	102%	118%	113%	98%	111%	116%	97%	93%	108%
2016年	97%	97%	98%	107%	98%	101%	103%	105%	96%	88%	101%
増減	-8%	-10%	-4%	-11%	-15%	3%	-8%	-11%	-1%	-4%	-7%

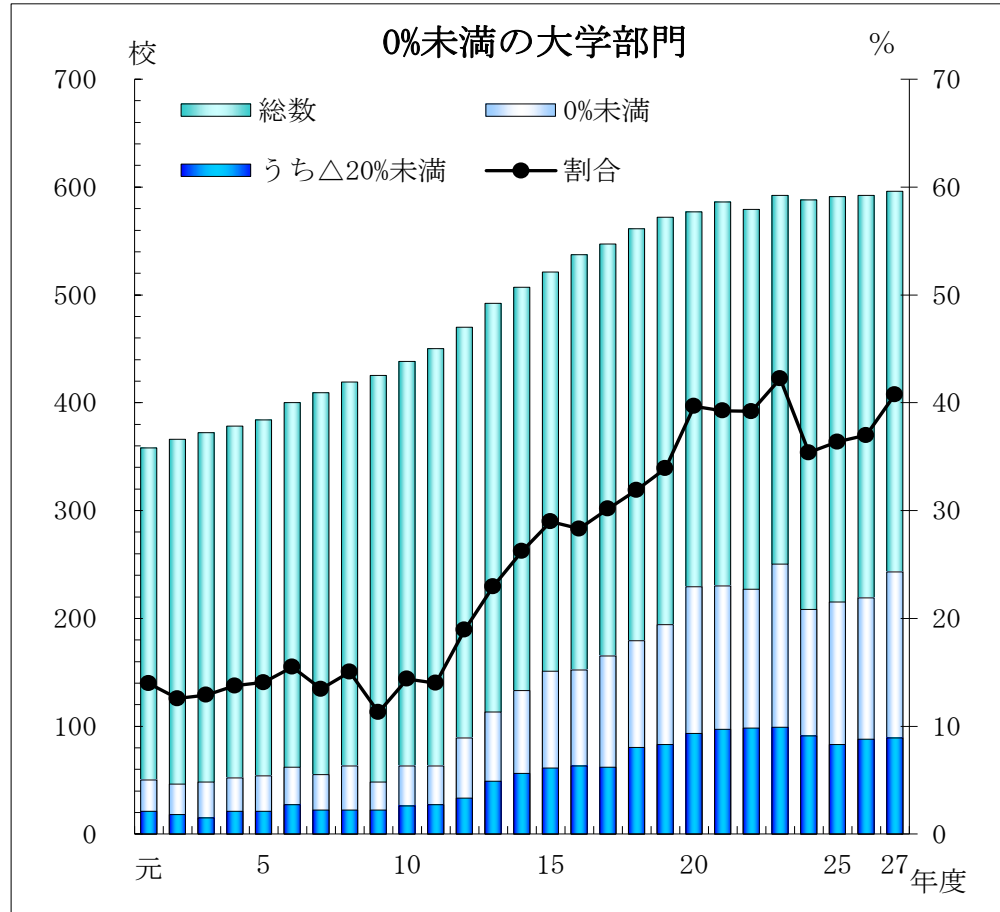
(地域区分)

- 東北: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、 ○北関東: 茨城、栃木、群馬、 ○東京圏: 東京、埼玉、千葉、神奈川、 ○甲信越: 新潟、山梨、長野、
- 東海: 岐阜、静岡、愛知、三重、 ○北陸: 富山、石川、福井、 ○近畿: 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、 ○中国: 鳥取、島根、岡山、広島、山口、
- 四国: 徳島、香川、愛媛、高知、 ○九州: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

# 学校法人の事業活動収支差額比率の推移

- 約40%の学校法人で、大学部門の事業活動収支差額比率が0%未満となっている。
- 事業活動収支差額比率が0%未満となる学校法人の割合は拡大傾向。

## 大学部門の事業活動収支差額比率の推移



「事業活動収支差額比率」＝「当年度の収支差額(基本金組入前)」／「事業活動収入」

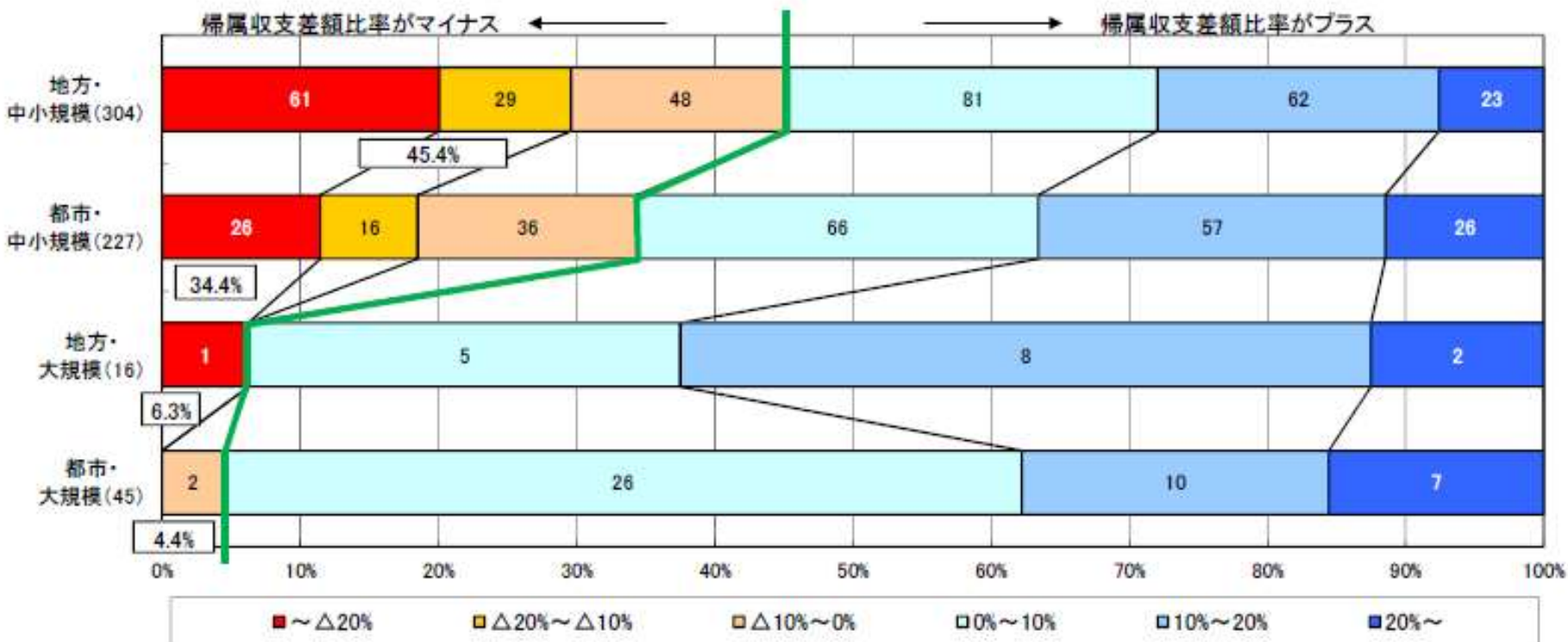
※平成元年度～3年度は0%及び△20%を含む。

出典：平成28年度版「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団)



# 帰属収支差額比率の大学類型別の分布(2015年度)

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。  
 ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学で帰属収支差額比率がプラスとなっている。



帰属収支差額:学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む)を差し引いたもの。

・都市:政令指定都市、東京都

・地方:上記以外

・大規模:在籍学生数が8,000人以上

・中小規模:在籍学生数が8,000人未満

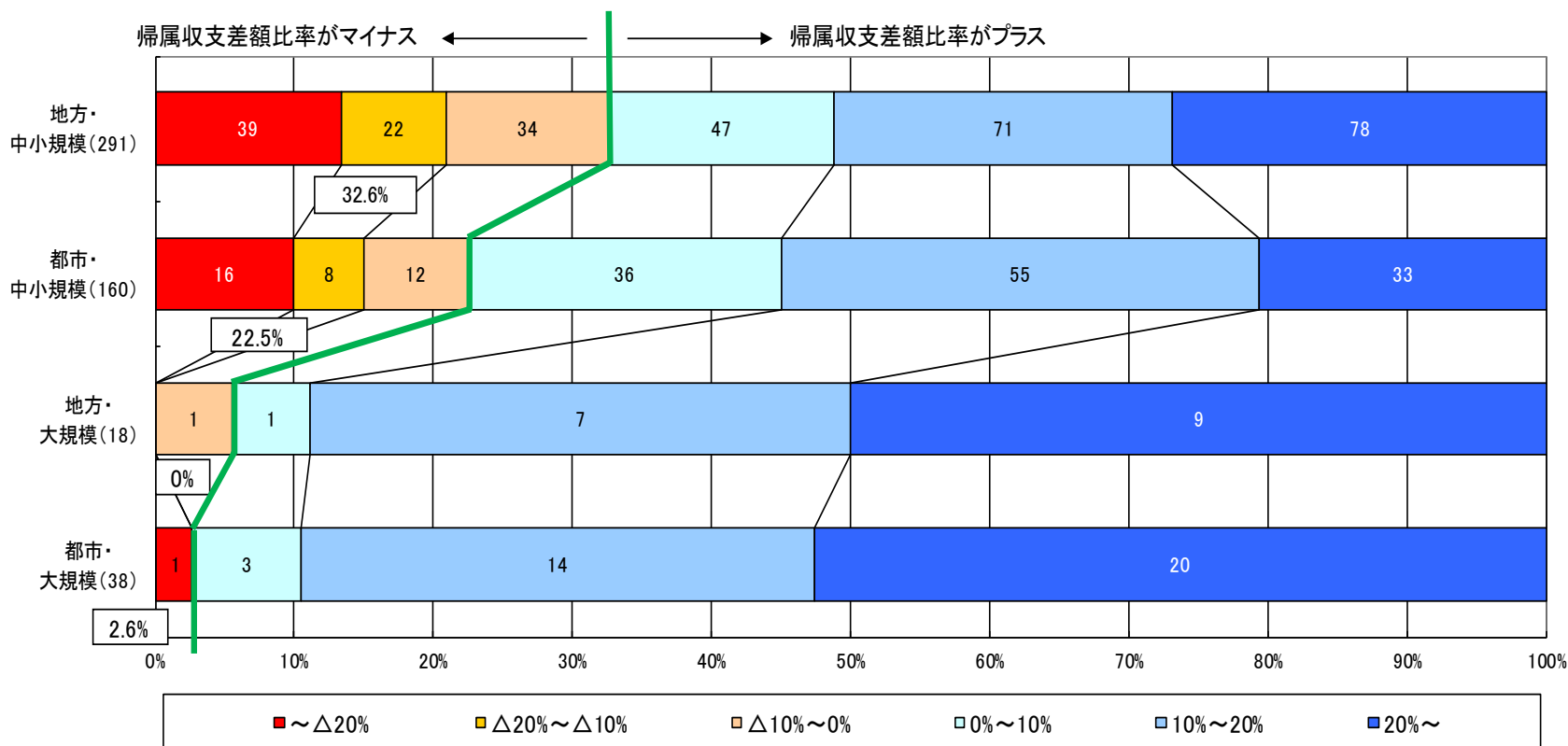
(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※    は帰属収支差額比率がマイナスの割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	304	51.4	505,939	24.8
都市・中小規模	227	38.3	506,348	24.8
地方・大規模	16	2.7	229,792	11.3
都市・大規模	45	7.6	800,173	39.1
計	592	100.0	2,042,252	100.0

# 帰属収支差額比率の大学類型別の分布（2002年度）

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。  
 ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学でプラスとなっている。



帰属収支差額比率：帰属収入と消費支出の差額（帰属収支差額）の帰属収入に対する比率であり、単年度の収入と支出のバランスを全体的に把握するための指標。

- ・都市：政令指定都市、東京23区
- ・地方：上記以外
- ・大規模：在籍学生数が8,000人以上
- ・中小規模：在籍学生数が8,000人未満

（なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す）

※ □ は帰属収支差額比率がマイナスの割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	291	57.4	604,646	30.2
都市・中小規模	160	31.6	407,217	20.3
地方・大規模	18	3.6	266,417	13.3
都市・大規模	38	7.4	726,858	36.2
計	507	100.0	2,005,138	100.0

# 私立大学から公立大学への設置者変更一覧

大学名	私立大学開設年度(設置経費)	公立大学法人への設置者変更	設立団体	法人設立の認可者
高知工科大学	平成9年度(高知県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成21年	高知県	総務省、 文部科学省
静岡文化芸術大学	平成12年度(静岡県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成22年	静岡県	総務省、 文部科学省
名桜大学	平成6年度(沖縄北部12市町村と沖縄県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成22年	北部広域市町村 圏事務組合(12市 町村)	沖縄県
公立鳥取環境大学	平成13年度(鳥取県及び鳥取市が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成24年	鳥取県、鳥取市	総務省、 文部科学省
長岡造形大学	平成6年度(長岡市が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成26年	長岡市	新潟県
福知山公立大学	平成12年度(福知山市が設置経費(土地建物含む)の一部として27億円を補助)	平成28年	福知山市	京都府
山陽小野田市立 山口東京理科大学	平成7年度(前身の短期大学設置時に小野田市から校地の無償譲渡、宇部市から創設費27億のうち21億を補助。短大から4年生大学への改組転換時に小野田市から校地の無償譲渡及び設置経費一部補助)	平成28年	山陽小野田市	山口県
長野大学	昭和41年度(塩田町(現上田市)が設置経費(土地建物含む)を全額補助)	平成29年	上田市	長野県

## 【設置者変更の理由】

○平成16年に施行された地方独立行政法人法に基づく公立大学法人制度が、本学の設立の趣旨や目的を達成するための設置形態として最もふさわしいこと、かつ、静岡県との連携の明確化及びより一層の安定した経営基盤の確立を図る。(静岡文化芸術大学)

○大学が主体的に地域課題を解決する役割と機能を発揮するためには、私立大学のインフラを活用し、公立大学法人へ設置者を変更することが、最も低コストで効率よく目的を達成することができる。公立大学という社会的信用を得ることで大学の質的向上が図られ、将来この地域に輩出できる人材にとって大きな意義がある。(福知山公立大学)

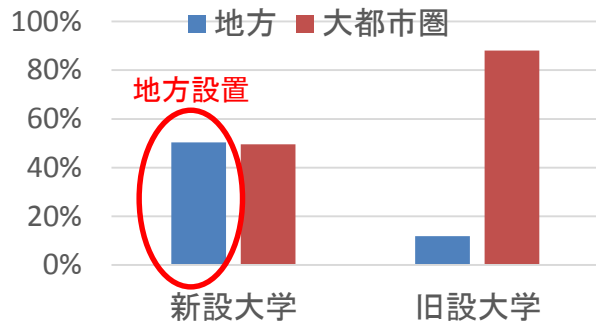
○8年連続で定員割れとなり、経営は逼迫してきている状況の中で、設立の経緯とこれまで果たしてきた役割を踏まえ、本学が将来にわたり、地域社会に貢献できる若者育成と、地域振興の拠点として存続していくためには、公立大学法人化が最適な運営形態であると判断。(長野大学)

# 新設大学の特徴

平成10年以降に新設された私立大学(161校、学生数14.3万人)の特徴を昭和34年までに設置された旧設私立大学(134校、学生数109.1万人)との比較により分析

○新設大学に通う学生の約半数は地方に設置されている大学に在籍

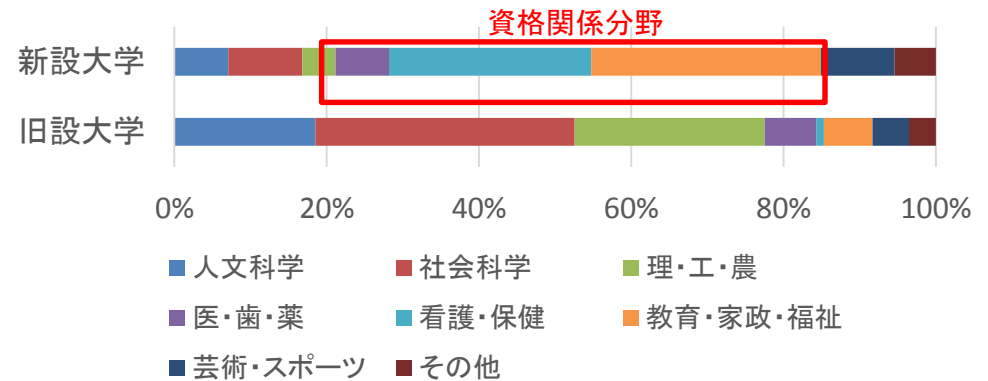
大学の立地



※大都市圏(東京・神奈川・埼玉・千葉・京都・大阪・兵庫・愛知)、地方はその他の道県

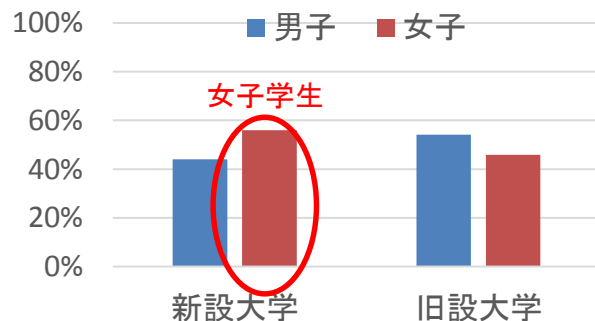
○新設大学では教育・家政・福祉、看護・保健、薬などの資格関係分野が6割以上

専攻分野の構成



○新設大学は女子学生の方が多い

学生の男女比



## 新設大学(私立)の特徴

- 地方設置 → 大学進学率の地域間格差の是正や地方創生の推進に寄与
- 資格関係分野 → 地域の産業・サービスの発展・高度化
- 女子学生 → 女性の社会進出に貢献

出典:私立大学等の振興に関する検討会議(第1回)濱中義隆委員提出資料を基に作成

# 東京都の大学入学者数が一定とした場合の将来推計

- 仮に、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合(51.5%)及び東京都の大学入学者数(14.9万人)が将来も維持されるとした場合、地方圏の大学の入学者数は大幅に減少しかねない。(2015年度 46.9万人 → 2040年度 30.5万人)
- その場合、地方圏の大学の定員数が維持されるとすれば、大幅な定員割れが生じうる。(2040年度 30%の定員割れ)

年度		2015		2030		2040	
			学生のシェア		学生のシェア		学生のシェア
18歳人口(万人)		120.0		102.5		88.2	
入学者総数(万人)		61.8	100%	52.8	100%	45.4	100%
東京都	A 定員数(万人)	15.1		15.1		15.1	
	B 入学者数(万人)	14.9	24%	14.9	28%	14.9	33%
	B/A(%)	98%		98%		98%	
その他の道府県	C 定員数(万人)	44.0		44.0		44.0	
	D 入学者数(万人)	46.9	76%	37.9	72%	30.5	67%
	D/C(%)	107%		86%		69%	

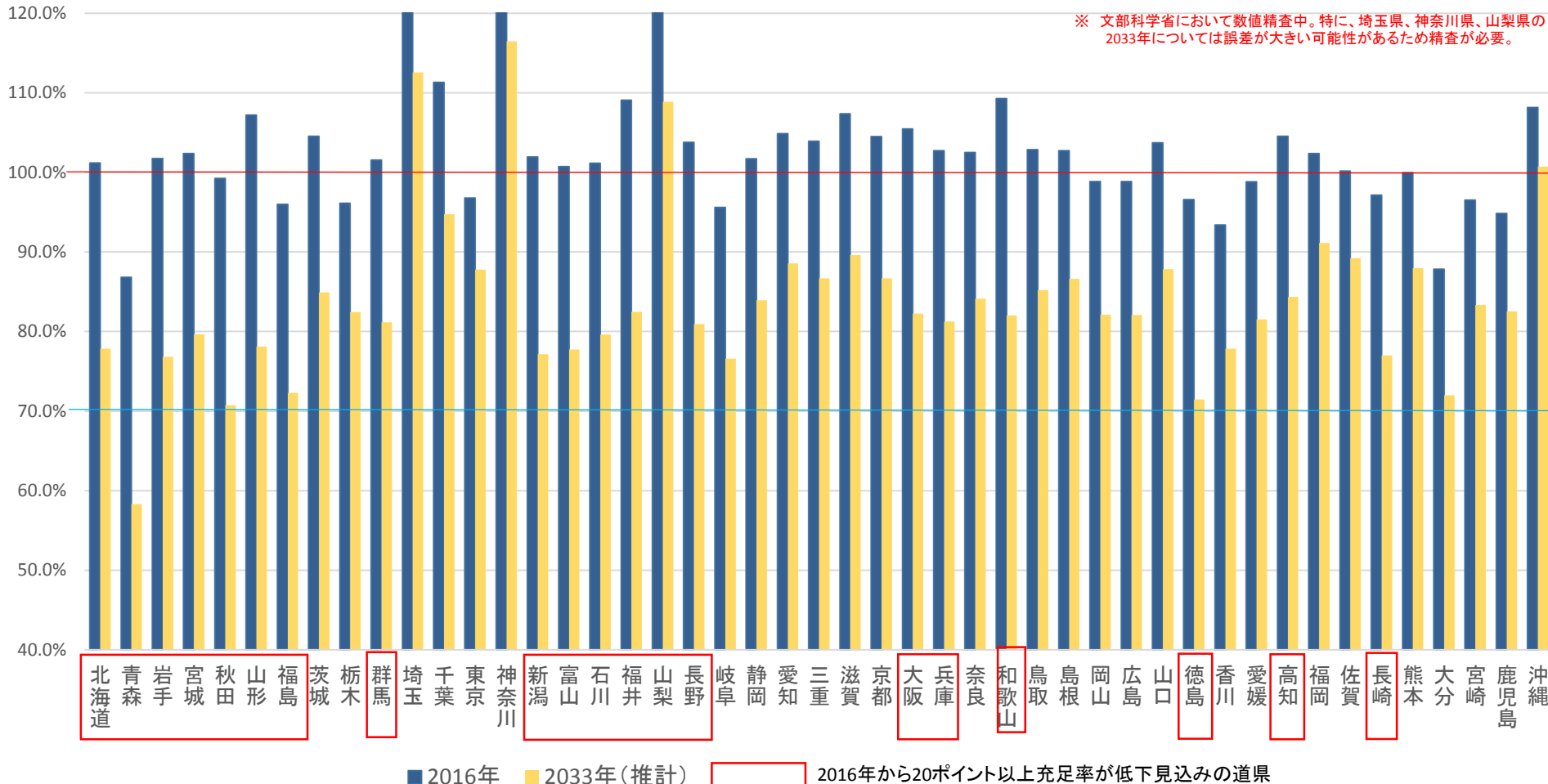
※ 18歳人口については文部科学省作成資料より  
2015年度の定員数は文部科学省調べ、入学者数は学校基本調査統計より

- ※ 2030年度、2040年度については、下記の仮定により推計
- ・入学者総数は、2015年度の18歳人口に占める入学者総数の割合を維持すると仮定して、18歳人口から推計
  - ・東京都の定員数は15.1万人(2015)、入学者数は14.9万人(2015)を維持すると仮定
  - ・その他の道府県の定員数は44.0万人(2015)を維持すると仮定
  - ・その他の道府県の入学者数は、入学者総数から東京都の入学者数を差し引いて推計

# 各県別の大学入学定員充足率の推計

- 仮に2016年度時点の各都道府県における大学の入学定員が2033年も維持された場合、特に地方において大幅な定員充足率の悪化が見込まれている。
- 特に、青森県(28.5ポイント減)や山形県(29.1ポイント減)、秋田県(28.5ポイント減)など、深刻な定員充足率の悪化が見込まれる。

※ 文部科学省において数値精査中。特に、埼玉県、神奈川県、山梨県の2033年については誤差が大きい可能性があるため精査が必要。



注) ・「定員充足率」=「各都道府県における大学入学者数」/「各都道府県における大学入学定員合計」  
 ・2033年(平成45年)の大学入学者数については、各県における大学進学率が2015年(平成27年)と同率と仮定した場合の推計値  
 ・2033年(平成45年)も現在の大学入学定員が維持された場合を仮定して算出

# 地方創生のための大都市圏への学生集中是正方策について

## 1. 基本的考え方

- 本来、各大学においては、適切な教育環境を確保するため、学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を1.0とすることが原則として求められる。しかし、現状としては全国で約4万5千人の入学定員超過が生じているところ（平成26年度の私立大学の状況）、そのうち約8割（約3万6千人）が三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の8都府県）に集中。特に、収容定員4,000人以上の大・中規模大学において三大都市圏への集中が約9割（全国約3万1千人のうち三大都市圏に約2万7千人）と顕著。
- 平成26年末に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、こうした大都市圏への学生集中を是正するため、大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化に向けた資源配分の在り方等に関する検討を行うことを明記。これらを踏まえ、地方創生の観点から、大学進学時における大都市圏への学生集中を抑制するため、主として大・中規模の大学を対象に、以下の方策を実施。

【参考】「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）より

「…大都市圏、なakanずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なakanずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。」

## 2. 具体的方策

### (1) 大学等設置認可における措置

- 既設学部等の入学定員充足率（修業年限4年の場合、開設前年度から過去4年間の平均値）が一定の基準を超える公私立大学による新たな学部等の設置認可申請を認可しないこととする取扱いに関し、基準の厳格化を図る（平成31年度開設申請分までに段階的に措置）。

大学規模 学部規模	大・中規模大学 (収容定員4,000人以上)			小規模大学 (収容定員4,000人未満)
	大規模学部 (学部入学定員300人以上)	中規模学部 (学部入学定員100人～300人未満)	小規模学部 (学部入学定員100人未満)	
入学定員充足率				
是正措置前	1.3倍以上			
強化策	<u>1.05倍以上</u>	<u>1.1倍以上</u>	<u>1.15倍以上</u>	

## (2) 国立大学に対する措置

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に当該基準を超過する入学者数分の**学生納付金相当額を国庫返納させる基準を厳格化** (①)するとともに、**入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた教育費相当額を国庫返納させる措置を導入** (②)することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

入学定員充足率		学部規模		
		大規模学部 (学部入学定員300人超)	中規模学部 (学部入学定員100人超300人以下)	小規模学部 (学部入学定員100人以下)
是正措置前	学生納付金相当額の国庫返納	1.1倍以上		1.2倍以上
強化策	①学生納付金相当額 (平成30年度までに段階的に厳格化)	1.05倍以上	1.1倍以上	1.15倍以上
	②超過入学者数分の教育費相当額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

## (3) 私立大学等経常費補助金における措置

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に**私学助成を全額不交付とする基準を厳格化** (①)するとともに、**入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入** (②)することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

入学定員充足率		大学規模		
		大規模大学 (収容定員8,000人以上)	中規模大学 (収容定員4,000人以上、8,000人未満)	小規模大学 (収容定員4,000人未満)
是正措置前	全額不交付	1.2倍以上	1.3倍以上	
強化策	①全額不交付 (平成30年度までに段階的に厳格化)	1.1倍以上	1.2倍以上	1.3倍以上
	②学生超過分減額 (平成31年度に措置)	1.0倍超	1.0倍超	1.0倍超

※ なお、各大学が積極的に入学定員充足率を1.0倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を0.95～1.0倍とした場合に私学助成を上乗せするインセンティブ措置を新たに導入(平成31年度に措置)。



### **3. 東京の大学の定員の抑制 (2) 抑制の対象とする学校種**

# 各学校種等の学校数・学生数

- 東京23区に所在する大学・大学院の学生数の割合は短期大学や高等専門学校と比べるとやや高い。
- 東京23区の学生数については、大学院、短期大学、高等専門学校と比較して大学の学部生が大多数を占めている。

項目		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校（専門課程）
学校数		627	777	341	57	2817
	うち東京都	(*) 109	137	38	3	357
	割合	17%	18%	11%	5%	13%
	うち23区	(*) 76	93	28	1	—
	割合	12%	12%	8%	2%	—
学生数 (万人)		25.0	287.4	12.8	5.8	58.9
	うち東京都	6.8	74.6	1.5	0.36	13.4
	割合	27%	26%	12%	6%	23%
	うち23区	5.6	52.6	1.2	0.16	—
	割合	22%	18%	9%	3%	—

※学校数について、大学院の欄は大学院を置く大学の数である。

※東京23区の学校数は、学校の本部が東京23区にある学校の数である。

※東京23区の学生数は、東京23区に所在する学部等の学生数である。

※大学の学生数は学部に所属している学生の人数である。

出典：平成28年度学校基本統計及び東京都立産業技術高等専門学校ホームページにより作成

(\*)：平成28年度全国大学一覧より作成。東京/23区の学校数は、学校の本部が東京/23区にある学校の数である。

専門職大学・専門職短期大学

# 学校教育法の一部を改正する法律の概要【「専門職大学」等の制度化について】 H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

## 趣旨・背景

「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

## 今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

**実践力** 理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材  
**+ 創造力** かつ 変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材  
【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等先導できる人材  
【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材 など

高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

## 概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計【\*印】

### 1. 目的等

① **機関の目的** 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

→ \* 実習等の強化(卒業単位の概ね3~4割以上。長期の企業内実習等) \* 実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

② **学位の授与** 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

→ \* 「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

### 2. 社会のニーズへの即応

① **産業界等との連携** 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

→ \* 産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備(「教育課程連携協議会」)

② **認証評価における分野別評価** 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

→ \* 産業界等と連携した認証評価の体制整備

### 3. 社会人が学びやすい仕組み

① **前期・後期の課程区分** 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

② **修業年限の通算** 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

## 施行期日

平成31年4月1日

大学院

## 第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

### (2) 知の基盤の強化

- ① イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進
  - iii) 国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成

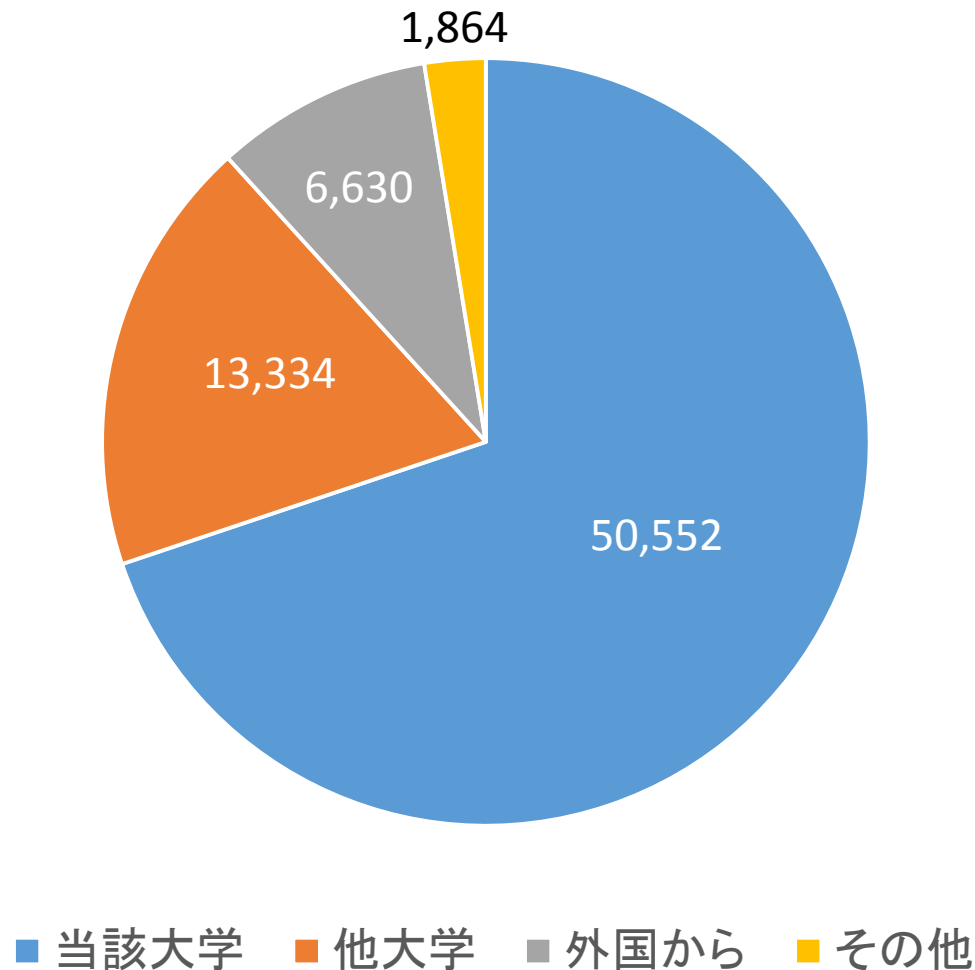
我が国が世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられ、世界の中で存在感を発揮していくためには、国際共同研究を戦略的に推進するとともに、**国内に国際頭脳循環の中核となる研究拠点を形成することが重要**である。

このため、国は、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点を活用しつつ、滞在型の国際共同研究を充実する。核融合、加速器、宇宙開発利用などのビッグサイエンスについては、国内外施設の活用及び運用を図り、諸外国との国際共同研究を活発化する仕組みを構築するなど、国として推進する。また、二国間、多国間協力を強化し、相互に有益な関係を構築するため、共通課題の抽出など相手国と戦略的に連携しつつ、マッチングファンドや海外共同拠点の運営の充実を図る。

さらに、**国は、国内外から第一線の研究者を引き付け、優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界トップレベルの研究拠点の形成を進める**。また、沖縄科学技術大学院大学における取組を捉え、必要な展開を図る。

# 大学院の入学者の内訳について(修士課程)

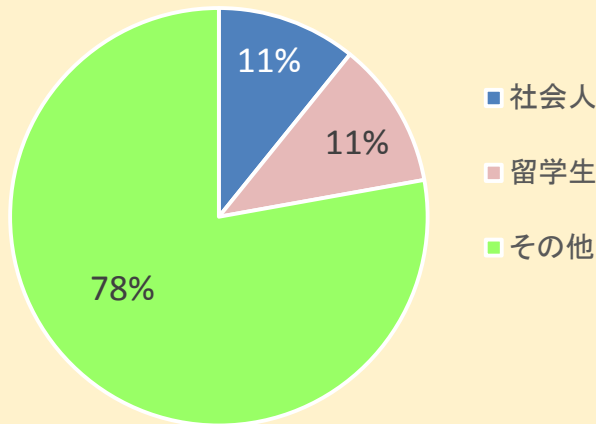
○ 大学院への進学は、当該大学からが大半を占めている。



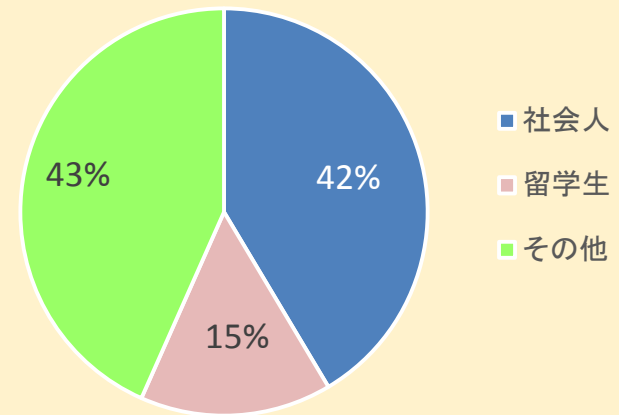
# 大学院における社会人・留学生の割合

- 大学院は社会人の学び直しのための機関としての性質がある。
- 大学院は入学者に占める留学生の割合が大学に比べて高い(※大学入学者における留学生の割合は2%)。また、最近、増加傾向になる。

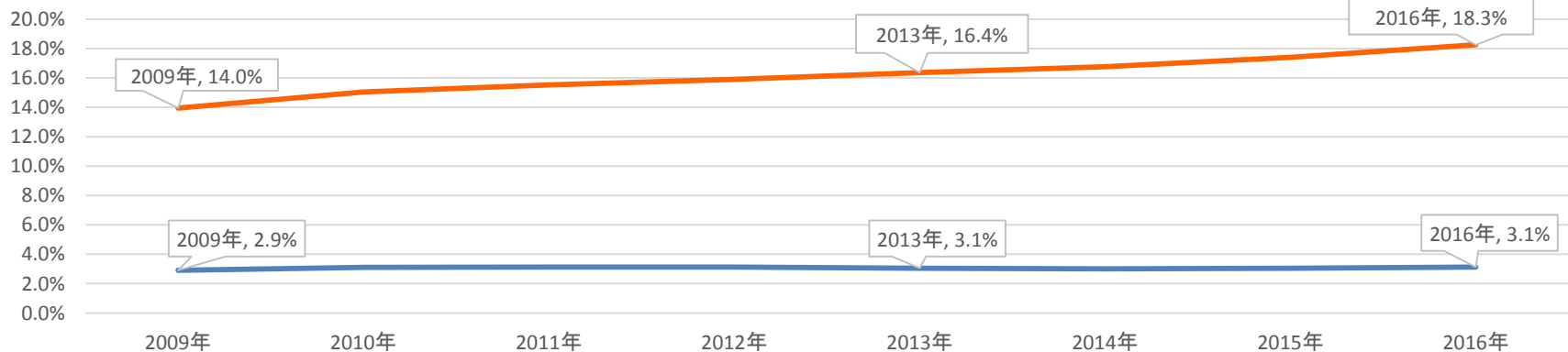
## 修士課程入学者の内訳



## 博士課程入学者の内訳



## 在学者のうち外国人学生の割合 大学院(上段)と学部(下段)の比較

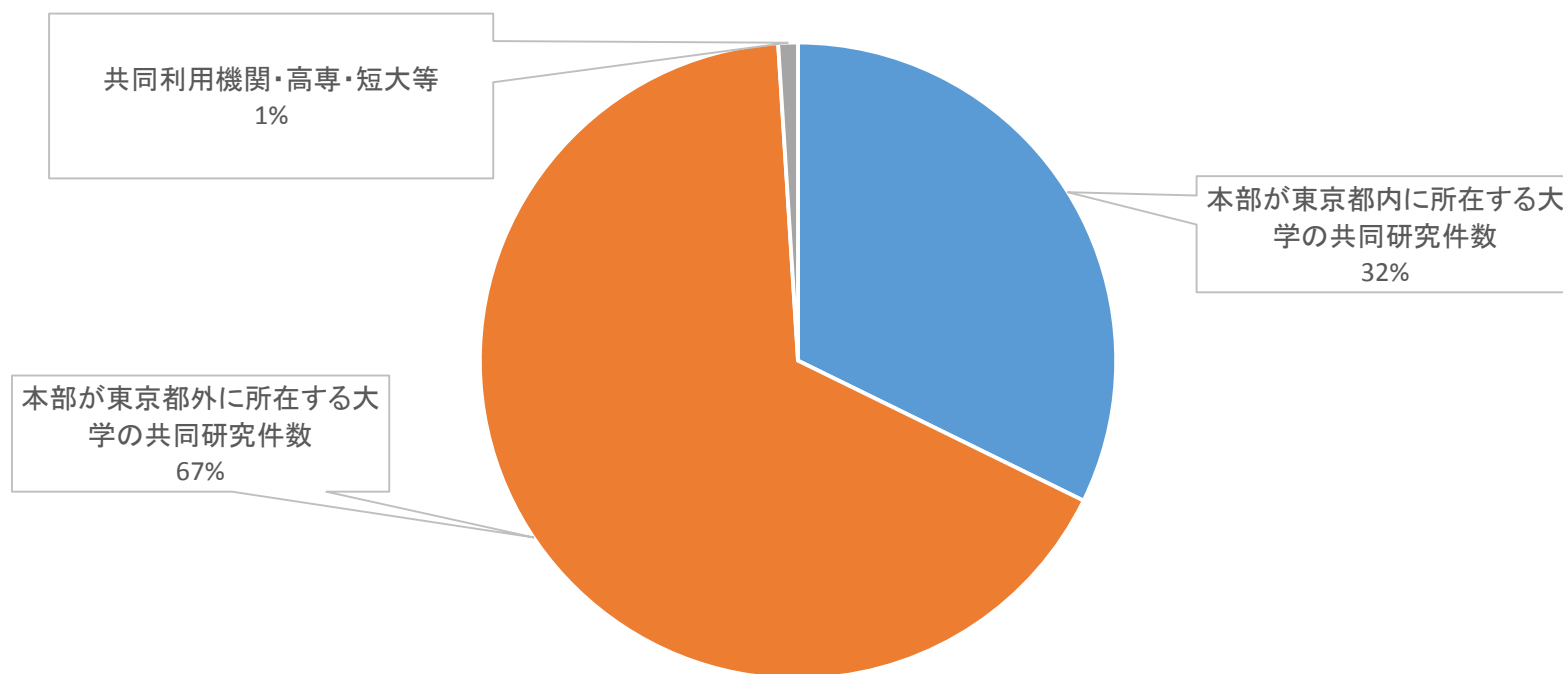




# 大学と企業との共同研究の状況について

- 大学において重要な大学院教育の場であり、また大学院生が研究者として参加する大学と企業との共同研究においても、企業の集中する都内に所在する大学は大きな割合を占め、さらに大型の案件はより比率が高い。

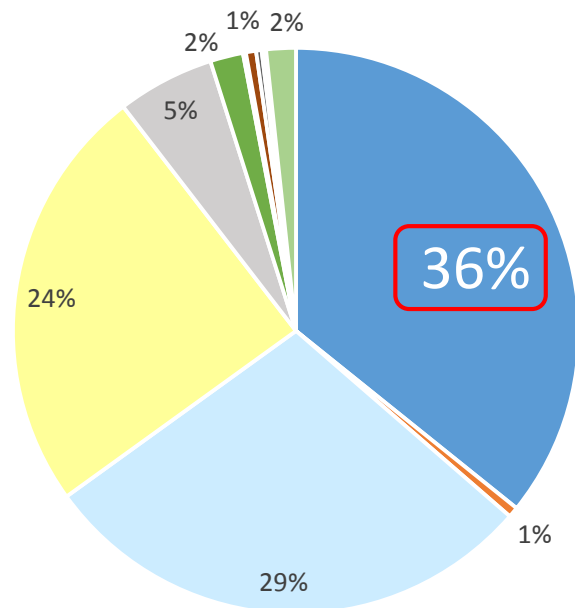
1千万円以上の共同研究件数の所在地別割合



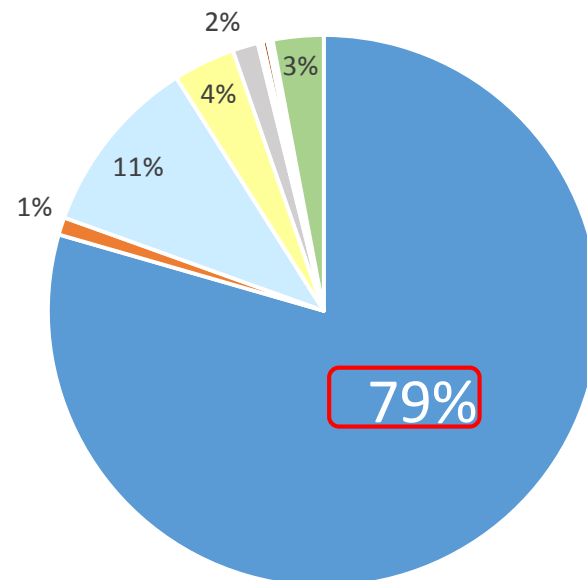
# 学部及び大学院(修士課程)卒業時の進路

○ 大学院(修士課程)卒業時は、学部卒業時に比べて専門的・技術的職業に就職する割合が大きい。

学部



大学院(修士課程)



- 専門的・技術的職業従事者
- 事務従事者
- サービス職業従事者
- 農林漁業従事者
- 運輸・機械運転従事者
- 運搬・清掃等従事者
- 管理的職業従事者
- 販売従事者
- 保安職業従事者
- 生産工程従事者
- 建設・採掘従事者
- 上記以外のもの

- 専門的・技術的職業従事者
- 事務従事者
- サービス職業従事者
- 農林漁業従事者
- 運輸・機械運転従事者
- 運搬・清掃等従事者
- 管理的職業従事者
- 販売従事者
- 保安職業従事者
- 生産工程従事者
- 建設・採掘従事者
- 上記以外のもの

高等専門学校

# 高等専門学校制度の概要

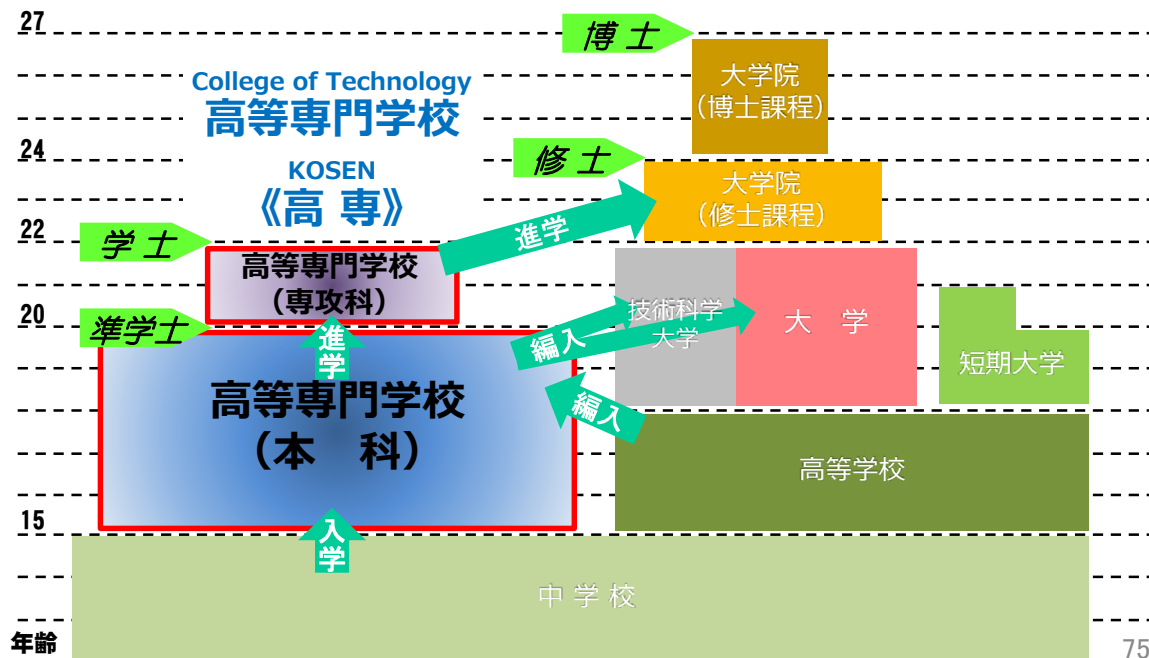
## 1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした**5年一貫の実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**
- **中堅技術者の養成**を目的として制度が創設された（昭和37年）  
大企業においては、工場長など製造現場の指導・監督的な立場の技術者、中小企業においては、企業の中心的な技術者、技術の責任者
- 近年では、**研究・開発に従事する技術者**としての活躍も期待されている

## 2. 基本データ

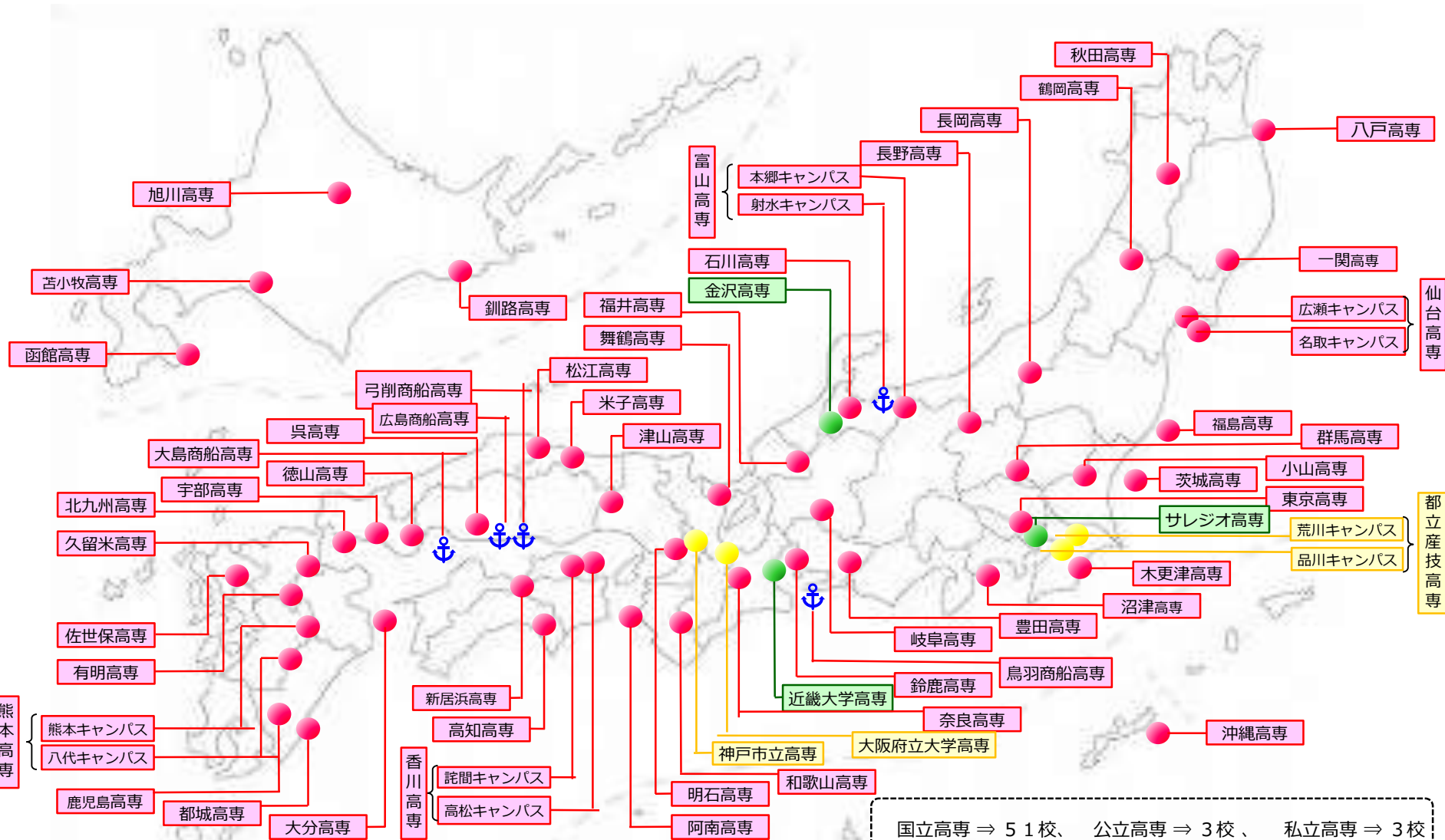
- 学校数：**全57校**  
(国立51校、公立3校、私立3校)
- 入学定員：10,540人  
(15歳人口の約1%)
- **東京23区内は1校**

### 高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



# 高等専門学校の配置

○ 高等専門学校は、地方に多く、また道府県庁所在地以外の都市に主に立地している。



国立高専 ⇒ 51校、 公立高専 ⇒ 3校、 私立高専 ⇒ 3校  
**【高専合計 ⇒ 57校】**

- 高等専門学校は、地元中学校からの進学者が多い。

(例)

## 東京都立産業技術高等専門学校

募集人員320名中60名が都外在学者を対象とした人員

## 福井高等専門学校

在学者1008人中921人が福井県出身者(平成29年5月1日時点)

## 有明工業高等専門学校

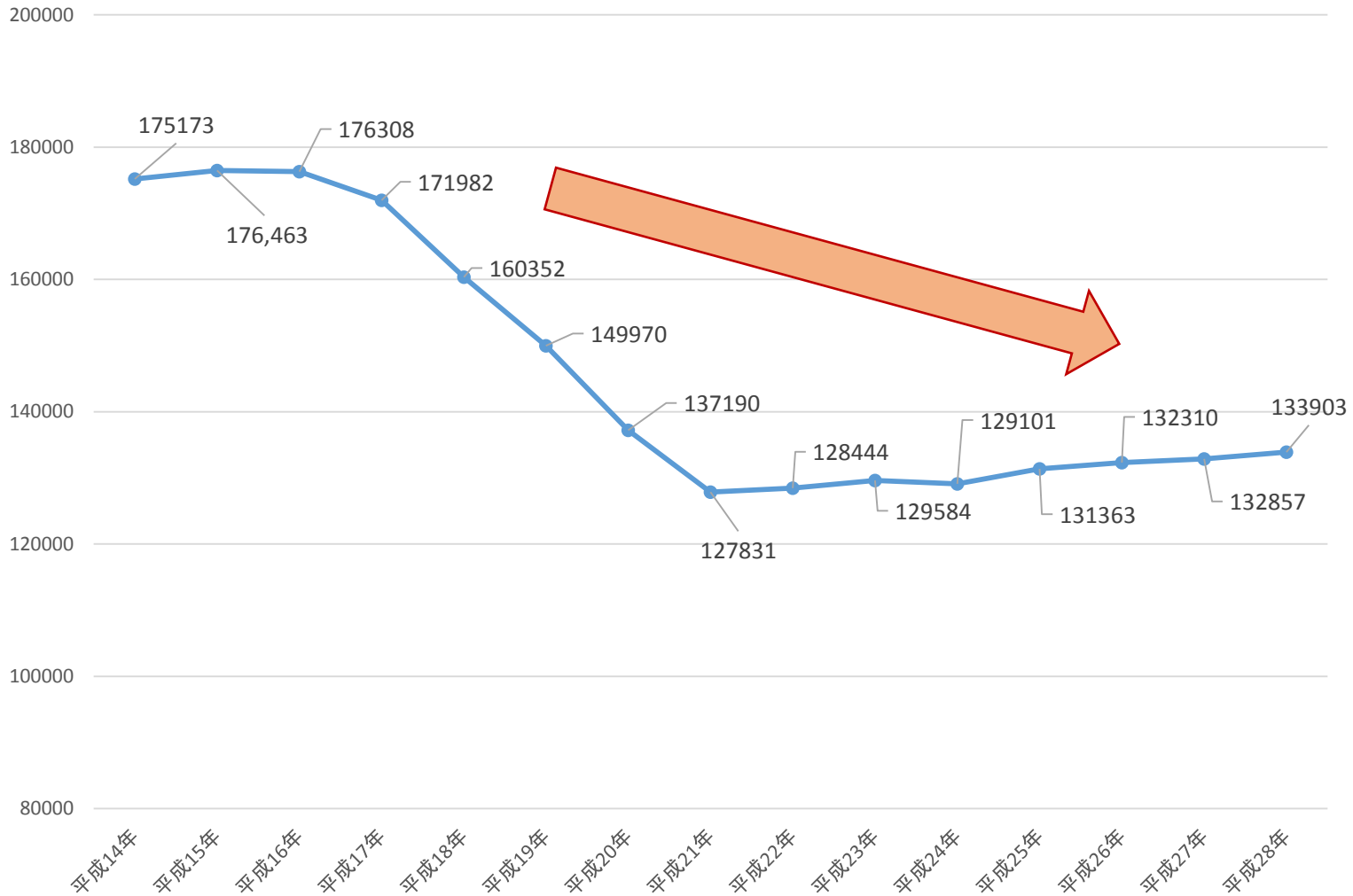
新入学者207人中136人が福岡県出身者(平成29年度新入学生)

※他は熊本県、佐賀県、長崎県出身者

専門学校

# 東京都内の専修学校(専門課程)の学生数の推移

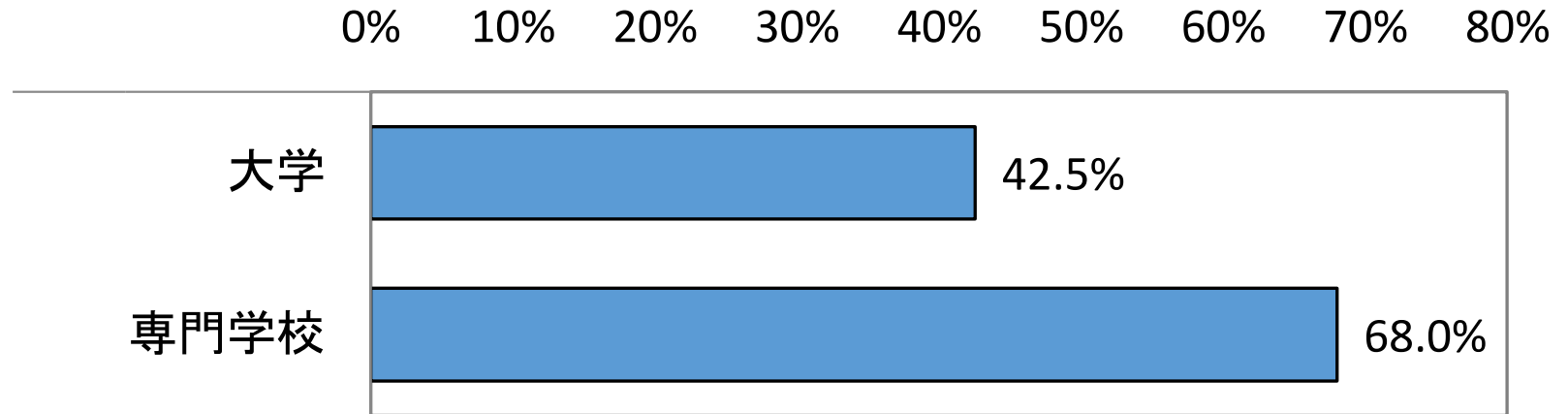
○ 東京都内の専修学校(専門課程)の学生数は減少傾向。





## 大学・専門学校が所在する都道府県内の高校から進学した者の割合

- 大学と比較して、同一の都道府県内の高校から進学した者の割合が高い(2016年)。



※大学は学校基本調査(文部科学省H28)より作成。

※専門学校は、「専門学校生への効果的支援の在り方に関する実証研究事業」による専門学校調査より作成。

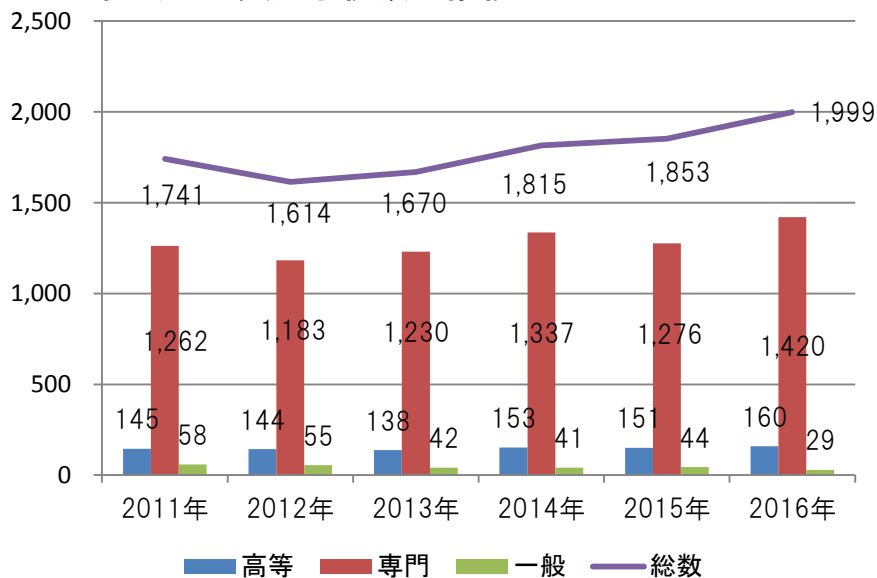
# 専修学校の社会人の受け入れ状況

## ○社会人の受入状況

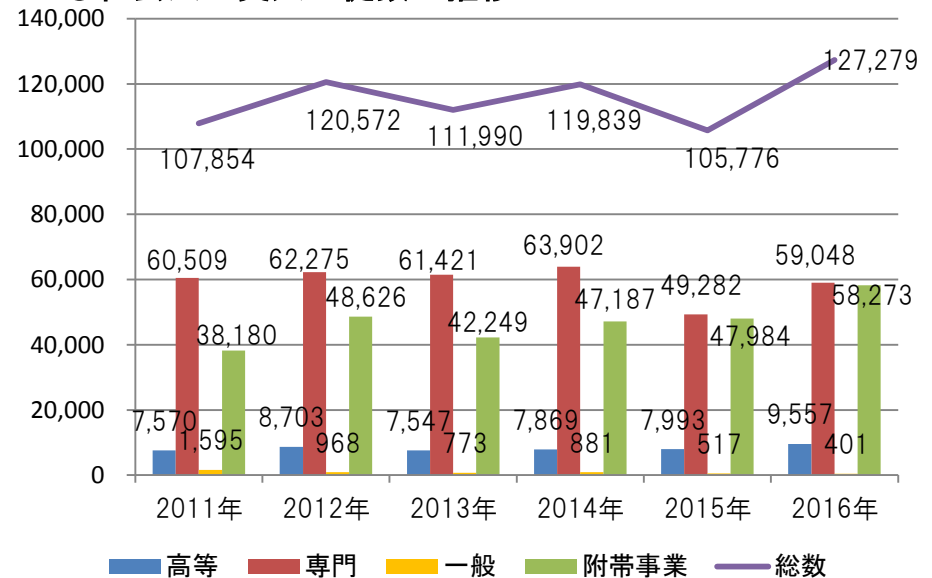
## 社会人の受入状況（私立専修学校）

年度	受入総学校数					受入総人数				
	高等	専門	一般	附帯事業	総数	高等	専門	一般	附帯事業	総数
2011年	145	1,262	58	276	1,741	7,570	60,509	1,595	38,180	107,854
2012年	144	1,183	55	232	1,614	8,703	62,275	968	48,626	120,572
2013年	138	1,230	42	260	1,670	7,547	61,421	773	42,249	111,990
2014年	153	1,337	41	284	1,815	7,869	63,902	881	47,187	119,839
2015年	151	1,276	44	382	1,853	7,993	49,282	517	47,984	105,776
2016年	160	1,420	29	390	1,999	9,557	59,048	401	58,273	127,279

## ○社会人の受入学校数の推移



## ○社会人の受入生徒数の推移



### **3. 東京の大学の定員の抑制 (3) 抑制の手法・例外事項**

# 東京23区の定員が増加する行為（イメージ）

※私立大学の場合

## ①大学の 신설、学部等の 신설 (認可事項)

新設



東京  
23区

## ②大学全体の定員増(認可事項)

※複数キャンパスに複数学科の場合



東京  
23区

定員増加



東京  
23区外

定員変化なし

## ③定員の学部等の振り替え(届出事項)

定員の振り替え



東京  
23区

定員増加



東京  
23区外

定員減

## ④所在地の移転(届出事項(※))

所在地の移転



東京  
23区



東京  
23区外

※建物の増築等がない場合は、届出も不要

# 東京23区の大学の定員抑制に係る暫定的な対応（平成30～31年度分）について

	本年9月末時点に対応する内容	有識者会議の最終報告等を踏まえ対応する内容
抑制方法	既存の告示とは別の特例告示を制定	
抑制の対象となる申請	A. 平成30年度の収容定員の増 (申請：本年10月)	C. 平成31年度の学部等の設置、 収容定員の増 (申請：来年3月、6月)
	B. 平成31年度の大学の設置 (申請：本年10月)	
抑制内容・ 例外事項	<p>東京23区の大学の収容定員増に関する申請を認可しない（定員の抑制）。</p> <p>【抑制の例外事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①施設整備等の必要な投資を行う場合であって、一定の時期までに機関決定等を行っている場合</li> <li>②東京23区所在の専門学校が当該学校の定員を活用して専門職大学を設置する場合</li> <li>③医学部地域枠による臨時定員の増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の最終報告、総合戦略改訂を踏まえ、可能な限り、立法措置に基づく規制と同内容（社会人、留学生の例外の追加等）になるようにする。</li> </ul>

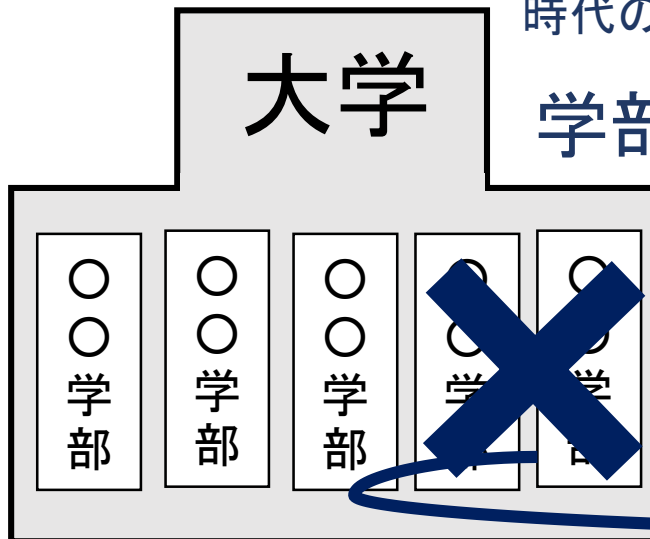
# スクラップ&ビルドによる定員の振替のイメージ

## パターン①

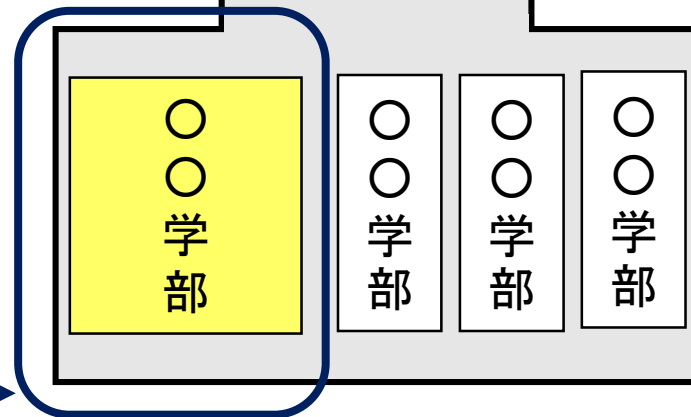
廃止された学部の收容定員の枠内で時代の要請に合った新学部を開設

大学

学部廃止



大学

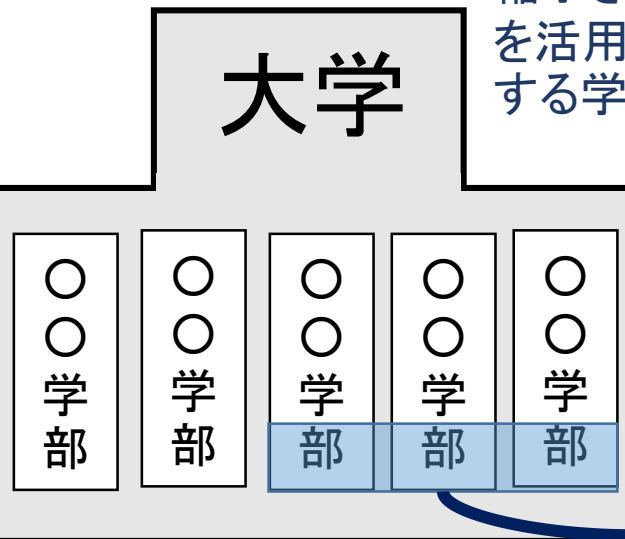


## パターン②

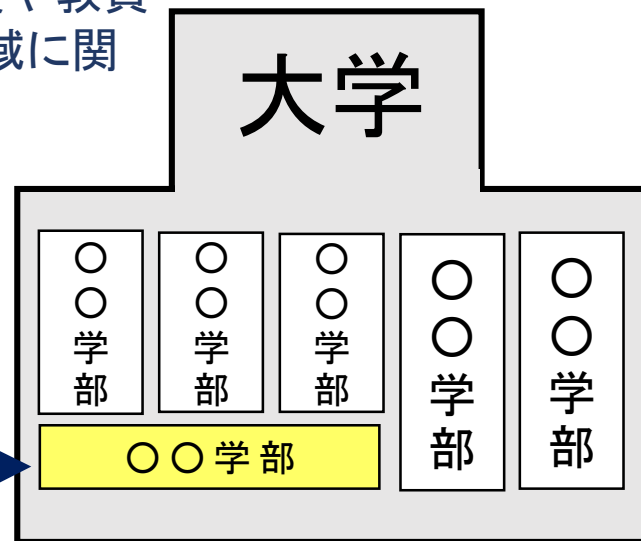
縮小された複数の学部の收容定員や教員を活用し、複数分野に跨る融合領域に関する学部等を設置

大学

学部縮小

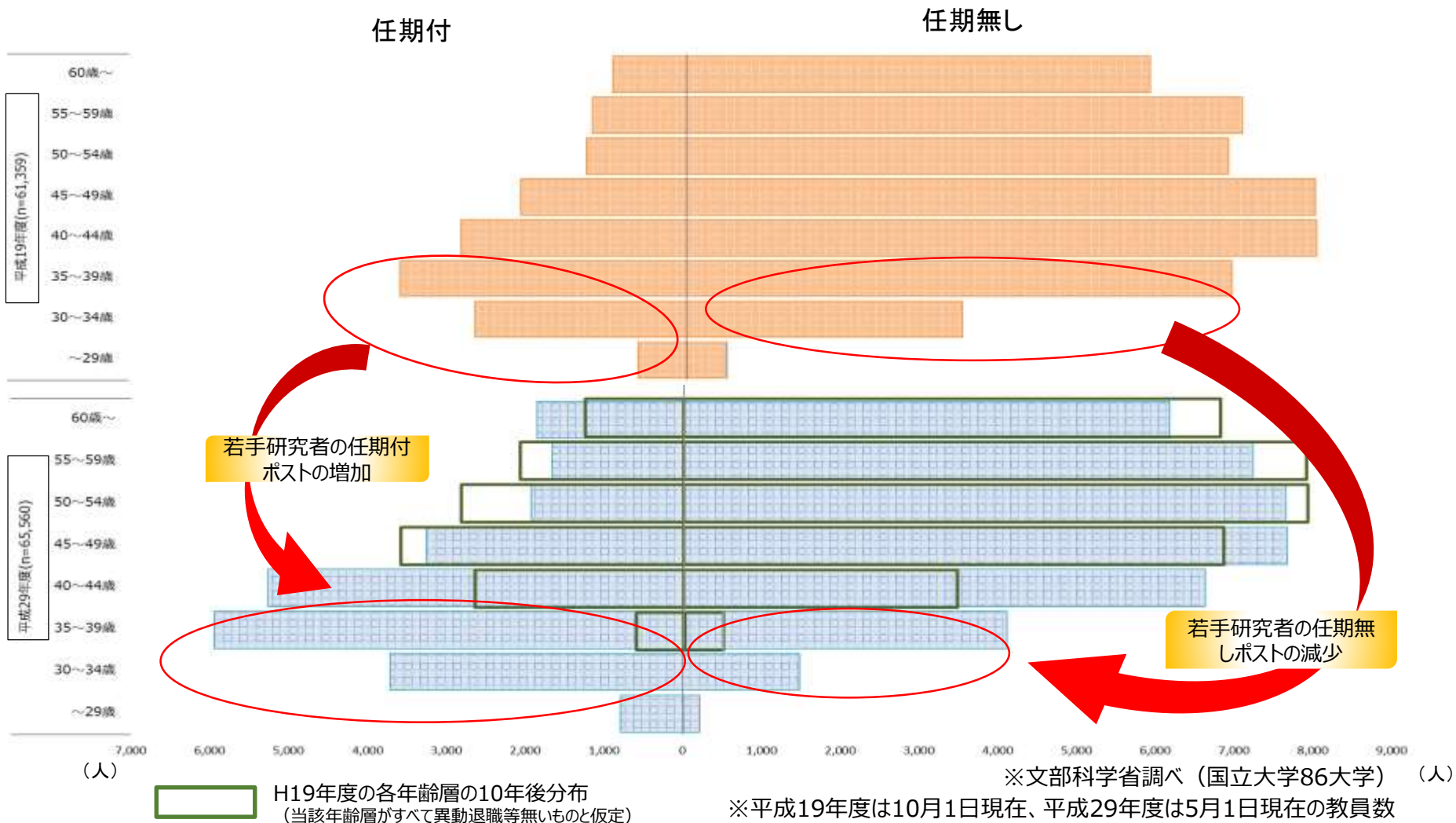


大学



# 国立大学における教員の雇用状況

○国立大学(86大学)においては、若手教員の任期無しポストの減少、全体として任期付ポストの増加が顕著であり、特に若手研究者は任期付ポストの占める割合は大きい。また、任期無しポストは変わらずシニア教員が多数を占めている。



## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

#### (2) 人材投資・教育

##### ③ リカレント教育等の充実

雇用吸収力や労働生産性の高い職業への転職・再就職を支援することは、国全体の労働参加率や生産性の向上につながる。また、企業を取り巻く経済社会環境の変化は加速し、企業内だけで人材育成を行うことは、技術的にも資金的にも難しい状況になっている。このため、都道府県、大学、高等学校、公設試験研究機関、地元産業界等の参加等により地域人材育成を図る仕組みを構築する。さらに、離職した女性の復職・再就職や**社会人の学び直しなどを支援するため、受講しやすい講座の充実・多様化や教育訓練給付の対象の拡大等により、リカレント教育の充実を図る**。また、実践的な職業教育を行う専門職大学の創設、サービス産業の生産性向上を担う経営人材を育成するため、大学等における食分野、観光分野等の実践的な専門教育プログラムの開発を促進するほか、キャリア教育の推進、高等学校における学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の活用促進等を図る。



## Ⅱ—(A)—2. 教育・人材力の抜本強化

### 誰もが学び直しできる社会

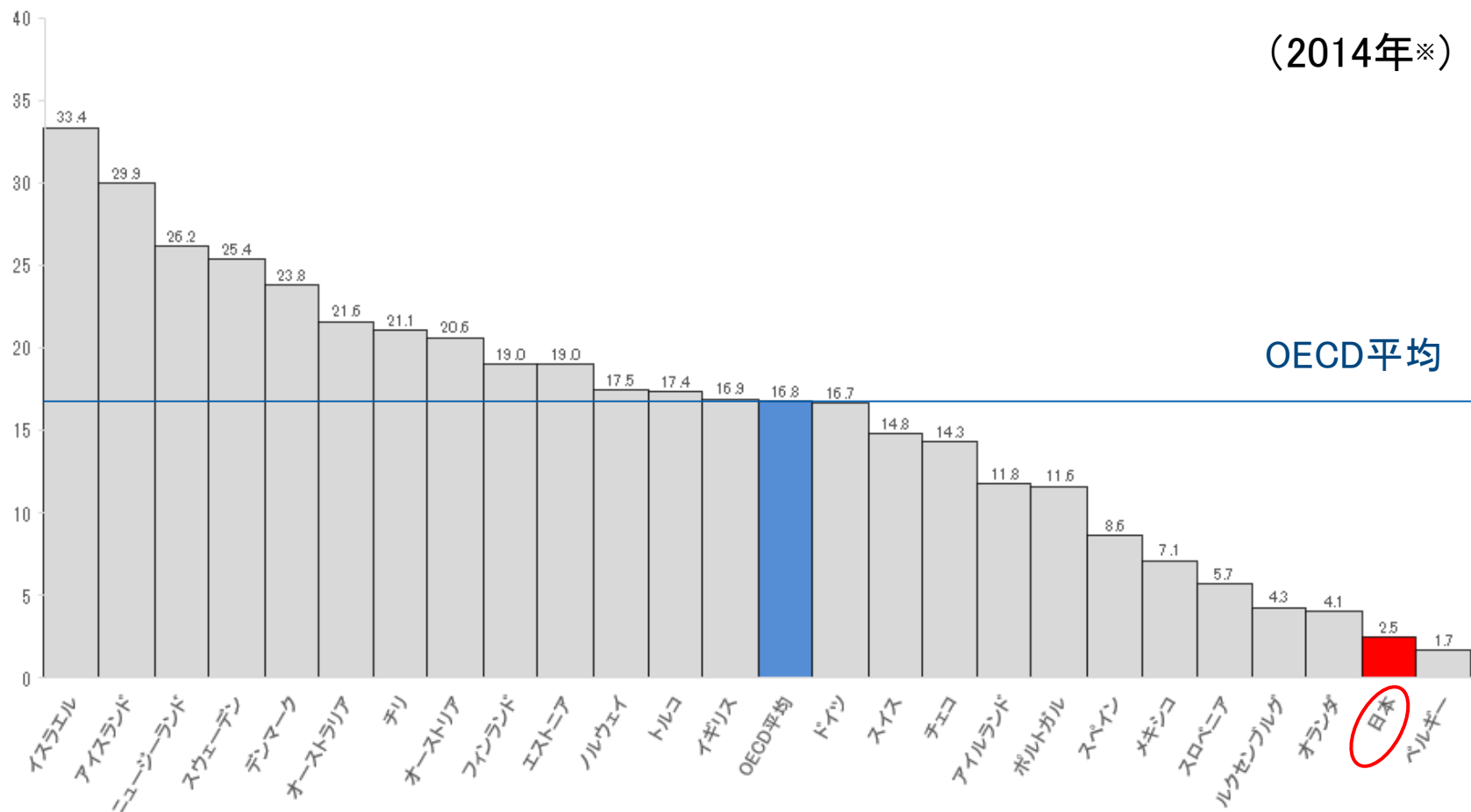
#### (残された課題)

- ・社会人が自発的にスキルアップのための学び直しをしようとしても、金銭的・時間的な制約等があり、必ずしもアクセスが容易ではない。
- ・企業における採用や処遇において、身に付けた能力・スキルが十分に評価されていないため、「学び直し」に対するインセンティブが不十分である。

#### (主な取組)

- ・民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。
- ・**年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的なIT・データスキルを身につけることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講ずる。**
- ・働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体が可能な限り速やかに構築されるための施策を講じていく。

# 25歳以上の「学士」課程への入学者の割合(国際比較)



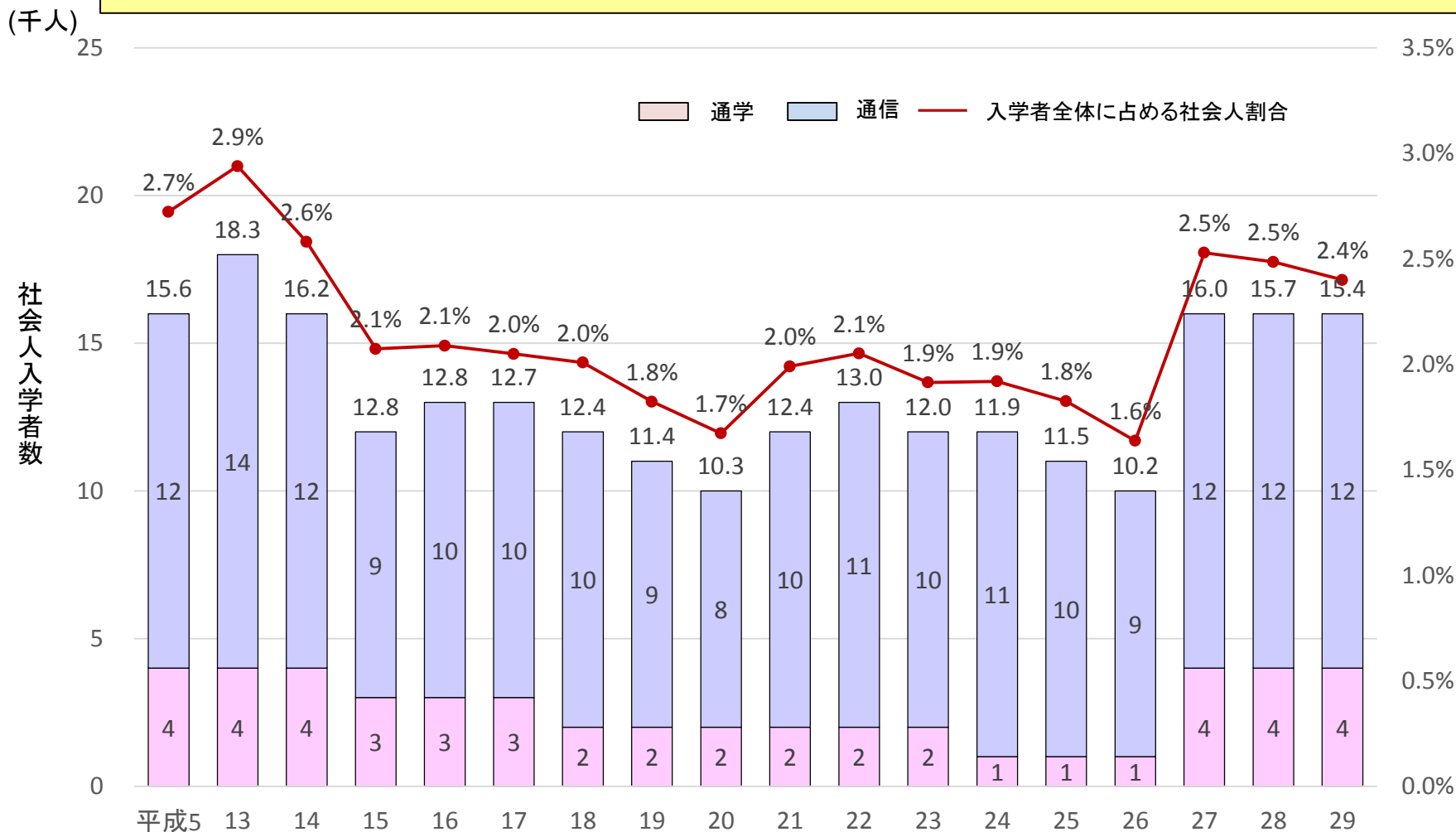
※日本の数値は2016年。

出典: OECD Education at a Glance (2016) (諸外国) 及び「平成28年度学校基本統計」(日本)。

日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合。日本の数値については、留学生を含む。

# 社会人入学者数(推計)の推移(学士課程)

大学の学士課程への社会人入学者数(推計)は、平成13年度の約18千人をピークに、平成20年度の約10千人まで減少。その後増減し、平成29年度は約15千人。



※平成26年度までは、通学の社会人入学者は、「国公私立大学入学者選抜実施状況」の「社会人特別入学者選抜による入学者数」を引用。通信大学は「学校基本統計」をもとに推計。なお、通信の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※平成27年度以降は、「学校基本統計」をもとに、「社会人」を25歳以上として一部推計。

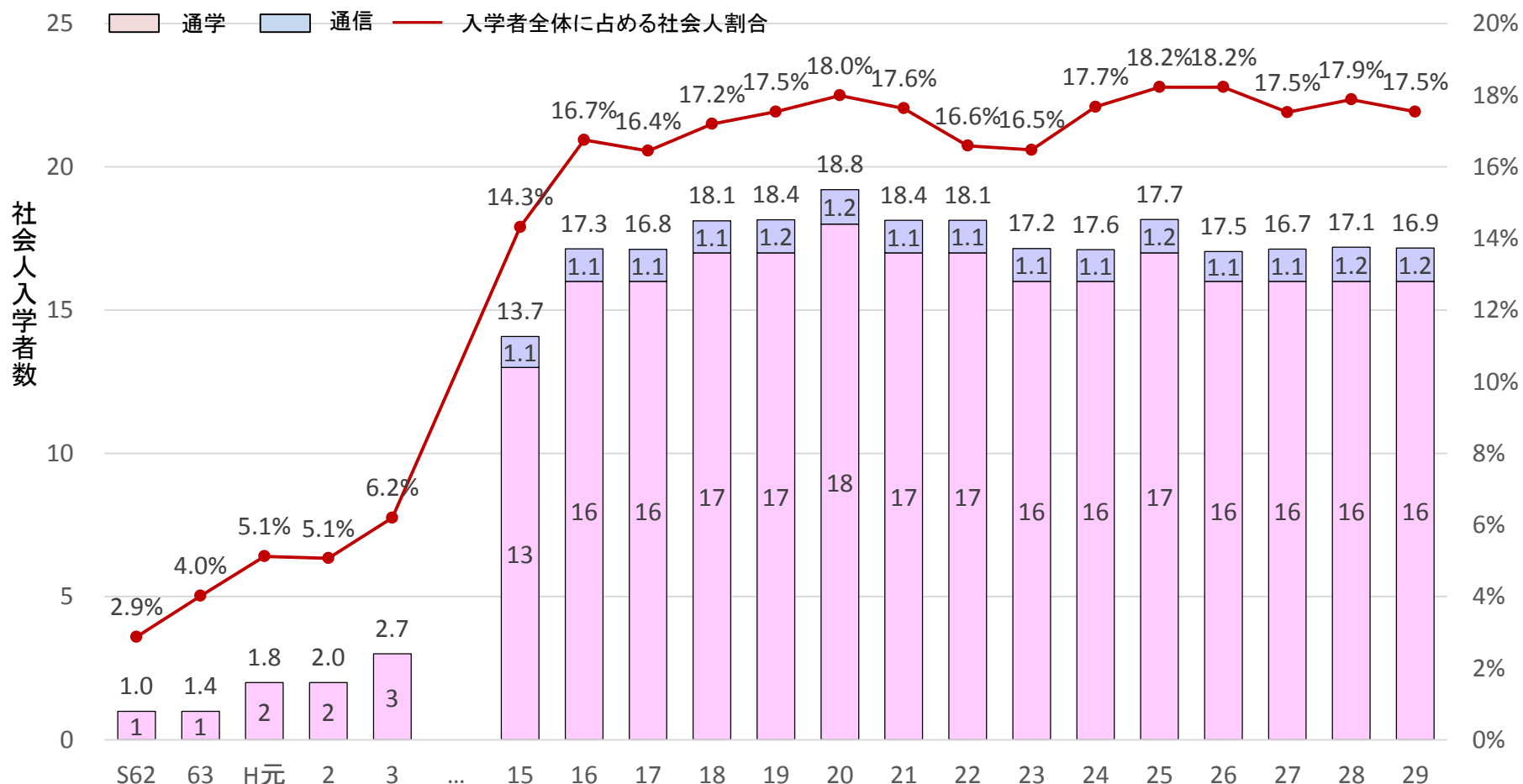
※平成29年度は速報値。

出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

# 社会人入学者数(推計)の推移(大学院)

博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数(推計)は、平成20年度の約19千人をピークに微減し、平成29年度は約17千人。

(千人)



※平成26年度までは、通信大学は「学校基本統計」をもとに推計。なお、通信の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

※平成27年度以降は、「学校基本統計」をもとに、「社会人」を30歳以上として一部推計。

※平成29年度は速報値。

出典：文部科学省「学校基本統計」等を基に作成

# 「社会人」に関する定義の例

## ①私立大学等経常費補助金に係る「社会人」

(平成28年度私立大学等経常費補助金配分基準別記8 (特別補助))

当該大学等に正規課程の学生、科目等履修生、専攻科生又は別科生のいずれかの身分で在籍している社会人学生 (当該年度4月1日現在で25歳以上の者 (平成3年4月1日以前に生まれた者) で、永続的に日本に生活拠点を置かず、一時的な滞在を予定している外国籍の学生等は除く。)

## ②図表でみる教育 (Education at a Glance) OECDインディケータ

「25-64 year-olds」 (※成人教育の調査対象)

## ③学校基本統計 (文部科学省) における「社会人」

「5月1日において職に就いている者、すなわち、給料、賃金、報酬その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。」

## ④国勢調査 (総務省) における「就業者」

「調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入 (現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人。(病気や休暇で休んでいる場合、育児休業や介護休業中の場合、家族の自営業の手伝いをした場合も含むが、主に家事に従事する者、主に通学をしている者は含まれていない。)」

※ 各種法令の中に「社会人」との文言は存在しない。

# 社会人入試の例

## A大学 ※社会人向けに夜間学部を開設している例

**学部** : 情報理工学域  
先端工学基礎課程<夜間主課程>

**定員** : 30名

### 資格・要件

次のいずれかに該当する者

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
3. 学校教育法第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者

原則として、夜間の修学を希望する社会人を対象とし、高度コミュニケーション社会を支える科学技術体系「総合コミュニケーション科学」とその基盤となる自然科学及び数学に関する知識と技術の習得・更新に努めようとする意欲のある者で、合格した場合に入学を確約できる者。

ただし、社会人以外でも、経済的事情などから夜間の修学を必要とする者には出願を認める。

### 選抜方法

大学入試センター試験及び個別の学力検査を免除し、総合問題試験、面接試験及び提出書類(志望理由書・志願者評価・調書等)を総合して実施。

## B大学 ※夜間学部社会人入試を設けている例

**学部** : 経済学部二部  
法学部二部  
商学部二部

**学部** : 各5名 (各学部入学定員90名中)

### 資格・要件

生涯学習・再学習という社会的要求にこたえて、職業の有無を問わず満25歳以上の社会人を対象とする。

次のいずれかに該当する者

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成30年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成30年3月までに修了見込みの者
3. 学校教育法第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成30年3月31日までにこれに該当する見込みの者

### 選抜方法

書類審査及び面接

# 「留学生30万人計画」骨子〈抜粋〉

平成20年7月29日  
文部科学省  
外務省  
法務省  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省

## 趣旨

- ① 日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、**2020年を目途に留学生受け入れ30万人を目指す**。その際、高度人材受け入れとも連携させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。また、引き続き、アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等を果たすことにも努めていく。

## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

#### (2) 人材投資・教育

##### ② 教育の質の向上

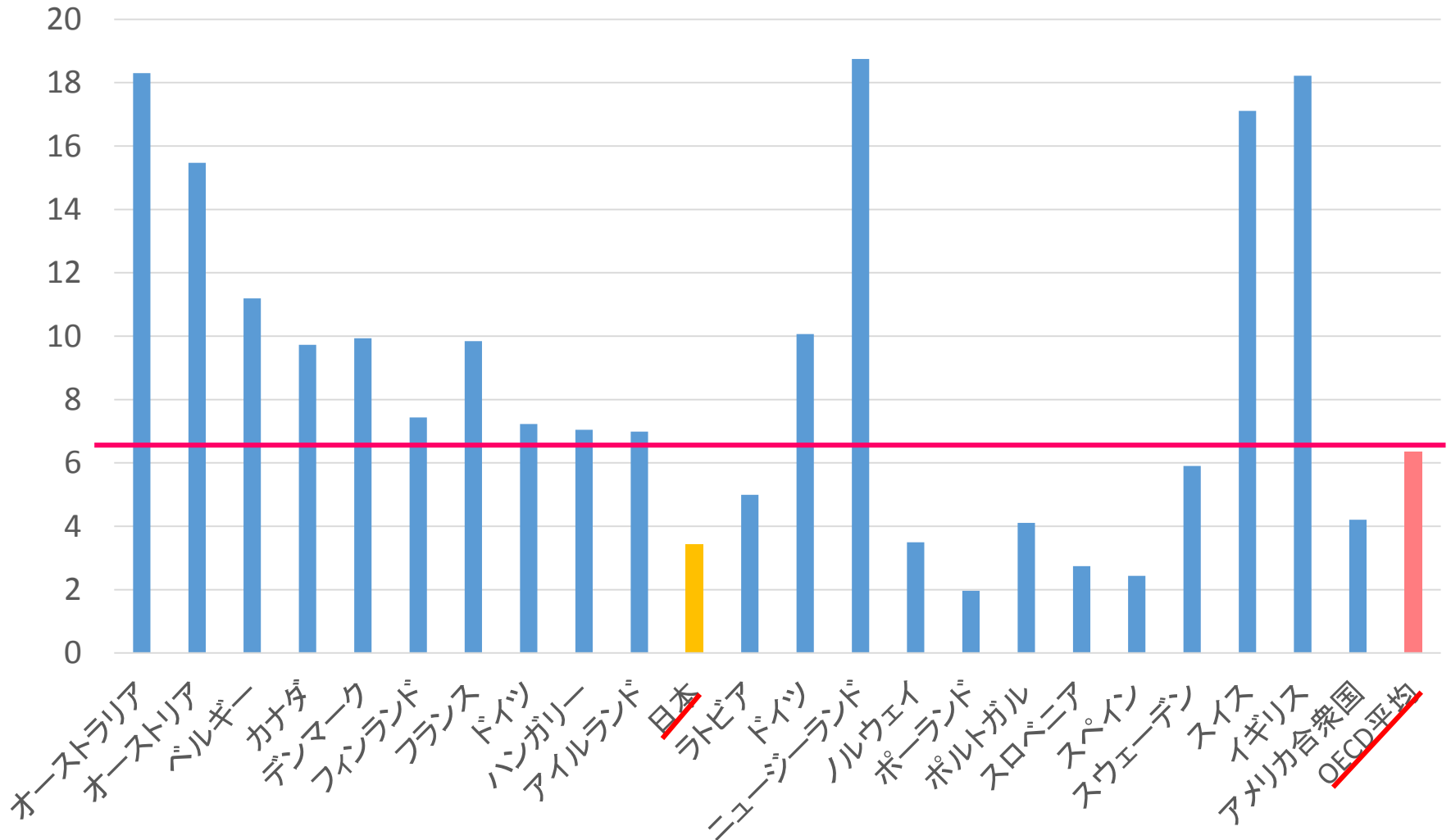
また、大学教育の質の向上を図るため、教育課程等の見直し、教育成果に基づく私学助成の配分見直し、大学教育の質や成果の「見える化」・情報公開、成績評価等の厳格化等を推進し、知の基盤強化を図る。また、外部人材の登用の促進、ガバナンス改革など経営力強化のための取組を進める。少子化や経済社会の変化等を踏まえ、大学の組織再編等を促進するため、設置者の枠を超えた大学の連携・統合を可能とする枠組みや、経営困難な大学の円滑な撤退や事業継承が可能となる枠組みの整備に向けた検討を進める。

卓越大学院プログラム(仮称)の具体化や高等専門学校教育の高度化による教育研究拠点の強化や卓越研究員制度等による人材の育成・確保等を進める。また、海外留学支援や外国人留学生・研究者の受け入れの促進を通じて大学の国際化を進める。



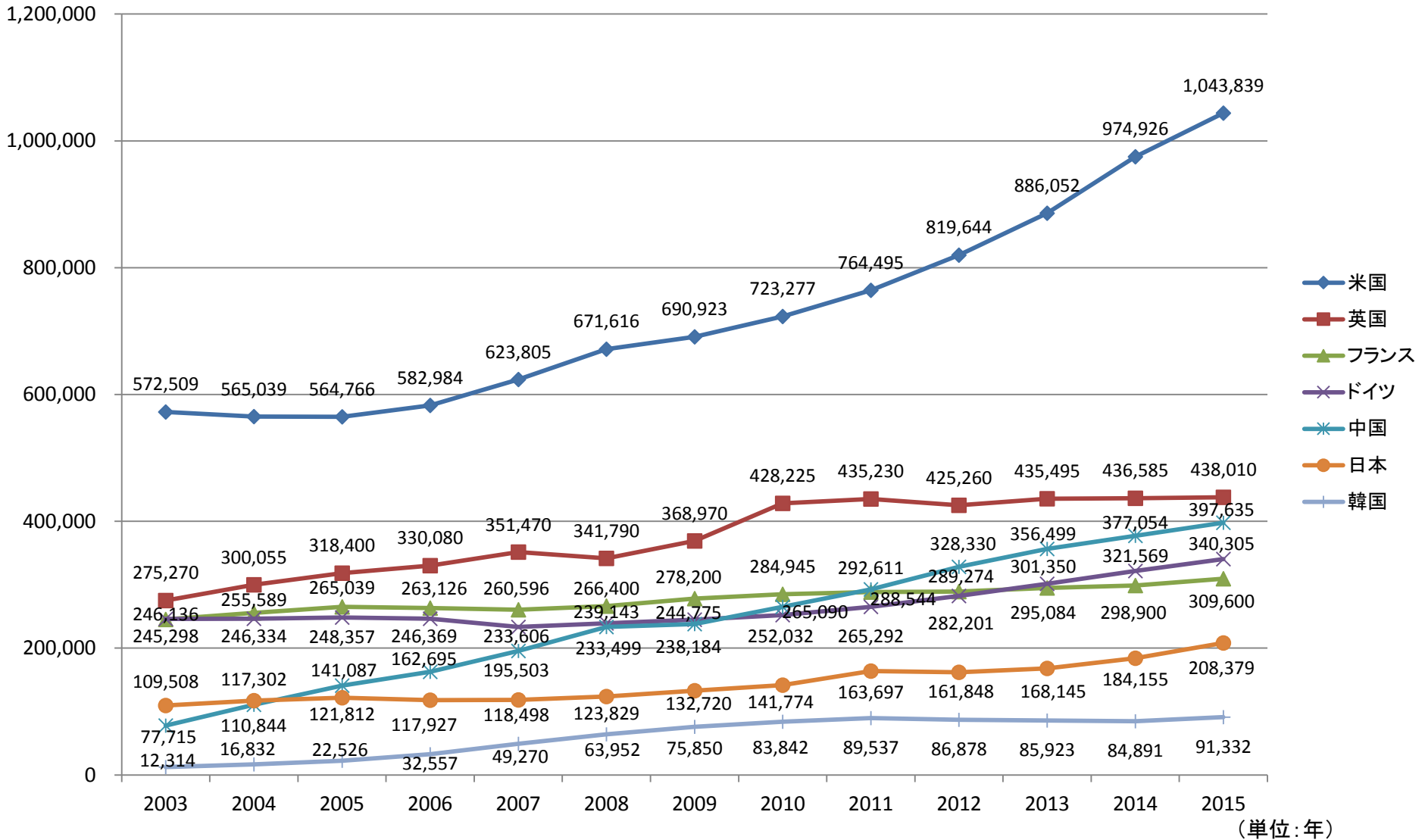
# 高等教育機関の学生のうち留学生の割合

○ 日本の大学における留学生の割合は諸外国に比べて低い。



# 各国における外国人留学生の受入れ推移

(単位:人)



(単位:年)

出典: IIE「OPEN DOORS」、HESA「Students in Higher Education」、フランス高等教育省「Higher Education and Research, Facts and Figures」、(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」、その他各国大使館公表資料

# 外国人留学生の受入状況

## ○ 東京の外国人留学生受入状況

	全国	関東	東京
留学生	239,287	132,927	92,534
うち高等教育機関	171,122	86,663	55,441

本調査における「留学生」：

「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格（いわゆる「留学ビザ」）により、我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生をいう。

## ○ 外国人留学生の多い大学一覧

	学校名		留学生数
1	早稲田大学	私立	4,767人
2	東京大学	国立	3,260人
3	東京福祉大学	私立	3,000人
4	立命館アジア太平洋大学	私立	2,818人
5	日本経済大学	私立	2,708人
6	筑波大学	国立	2,326人
7	大阪大学	国立	2,184人
8	九州大学	国立	2,089人
9	京都大学	国立	2,009人
10	東北大学	国立	1,941人
11	立命館大学	私立	1,860人
12	北海道大学	国立	1,735人
13	名古屋大学	国立	1,672人
14	慶應義塾大学	私立	1,518人
15	同志社大学	私立	1,421人

	学校名		留学生数
16	明治大学	私立	1,294人
17	城西国際大学	私立	1,265人
18	東京工業大学	国立	1,239人
19	日本ウェルネススポーツ大学	私立	1,200人
20	神戸大学	国立	1,196人
21	日本大学	私立	1,192人
22	広島大学	国立	1,190人
23	上智大学	私立	1,183人
24	大阪産業大学	私立	1,113人
25	拓殖大学	私立	1,069人
26	横浜国立大学	国立	828人
27	関西大学	私立	828人
28	東海大学	私立	794人
29	法政大学	私立	794人
30	千葉大学	国立	787人
31	中央大学	私立	787人

※黄色セルは東京23区に本部が所在するもの。

# 留学生入試の例

## A大学

**学部** : 政治経済学部、法学部、教育学部、商学部、人間科学部、スポーツ科学部、文化構想学部、文学部、基幹理工学部、創造理工学部、先進理工学部、社会科学部

**定員** : 若干名

**要件** 以下の3項目を全て満たす者。

1. 日本の教育制度以外の課程にて実施する中等教育機関を修了した者または2018年3月31日までに修了見込みの者  
9月に商学部への入学を希望する場合は2017年9月20日までに修了した者、または修了見込みの者
2. 日本学生支援機構による「日本留学試験」を受験する者、または受験した者。もしくは、日本語能力試験を受験した者。
3. 学部の指定する提出書類 学部の指定する提出書類 (TOEFL、志望理由書等)を出願期間内に提出した者

**選考方法** 学部学科ごとに、小論文、物理、化学、生物、数学等の筆記試験と面接試験を組み合わせ合わせて合否を判定

**B大学** : 日本国外に在住する国際学生を対象とした入学試験

**学部** :                    アジア太平洋学部                    国際経営学部

<b>定員</b>	4月入学	90	120
	9月入学	145	275

**要件**

出願資格1:学歴

日本の学校教育法が定める高等学校(中等教育学校を含む)を卒業した者、または卒業見込みの者。またはこれと同等以上の学力があると認められる者で以下の基準を満たす者。

1.~8.(略)

出願資格2:言語能力

以下の英語または日本語のいずれかの言語基準を満たす者。(下表略)

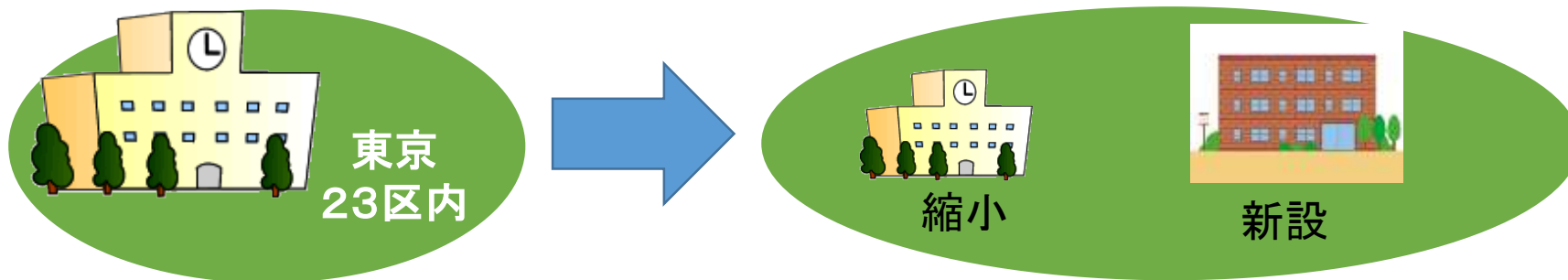
**選考方法** 出願時に提出されたすべての書類に基づいて、書類審査と面接等により、選考。  
なお、必要に応じて出身学校や推薦者等に問い合わせるほか、説明を求めることもある。

# 高等教育機関がその定員を活用して他の高等教育機関を設置する (イメージ)

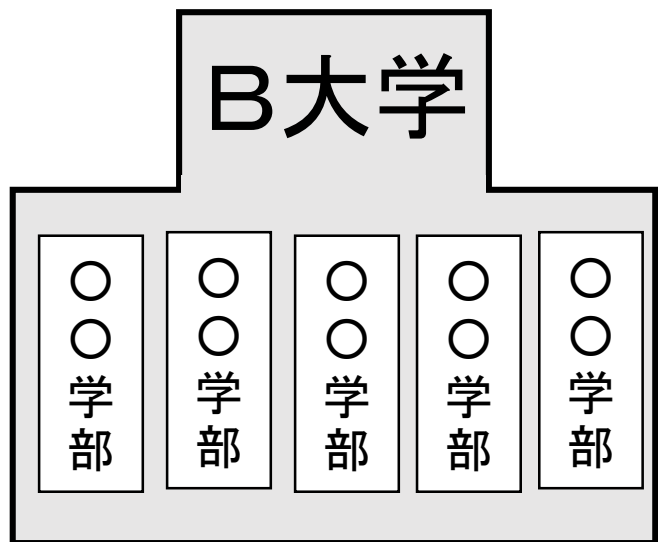
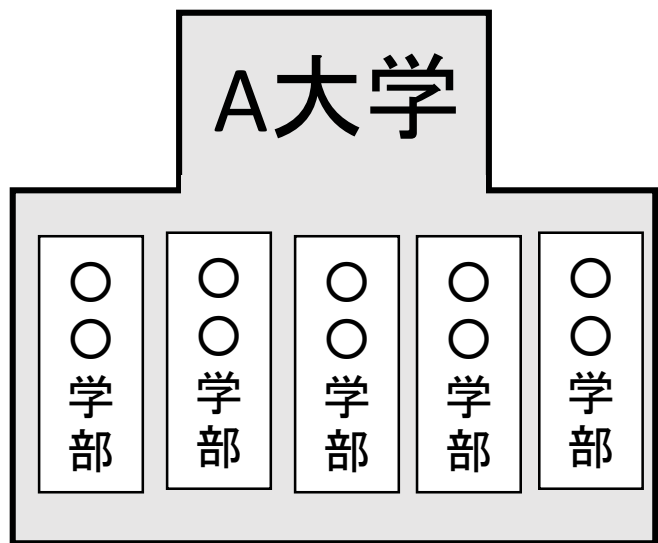
## ①他の学校種に転換する場合



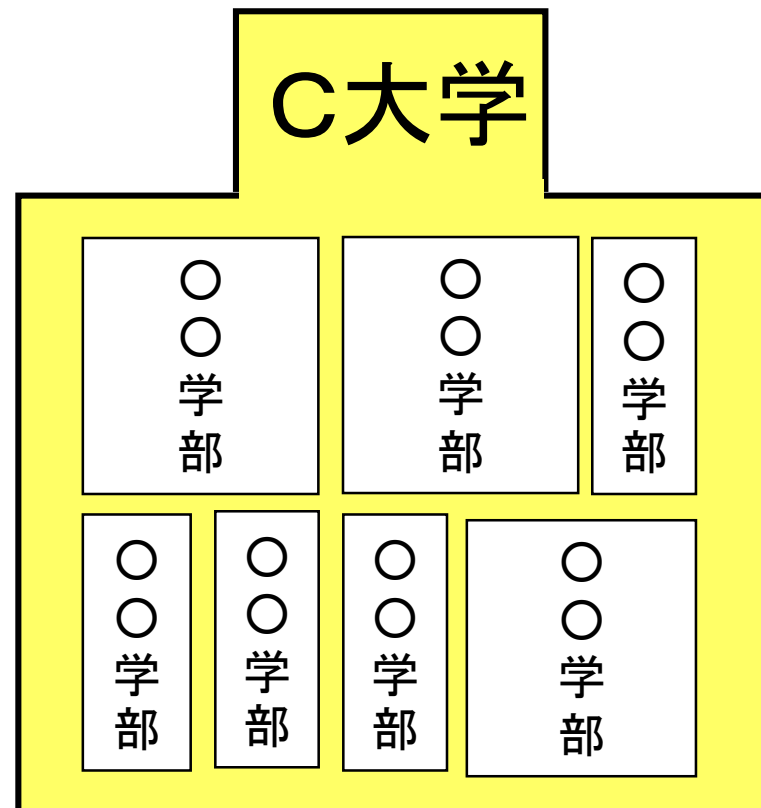
## ②他の学校種に縮小して新たな学校を設定する場合



# 大学の統廃合のイメージ

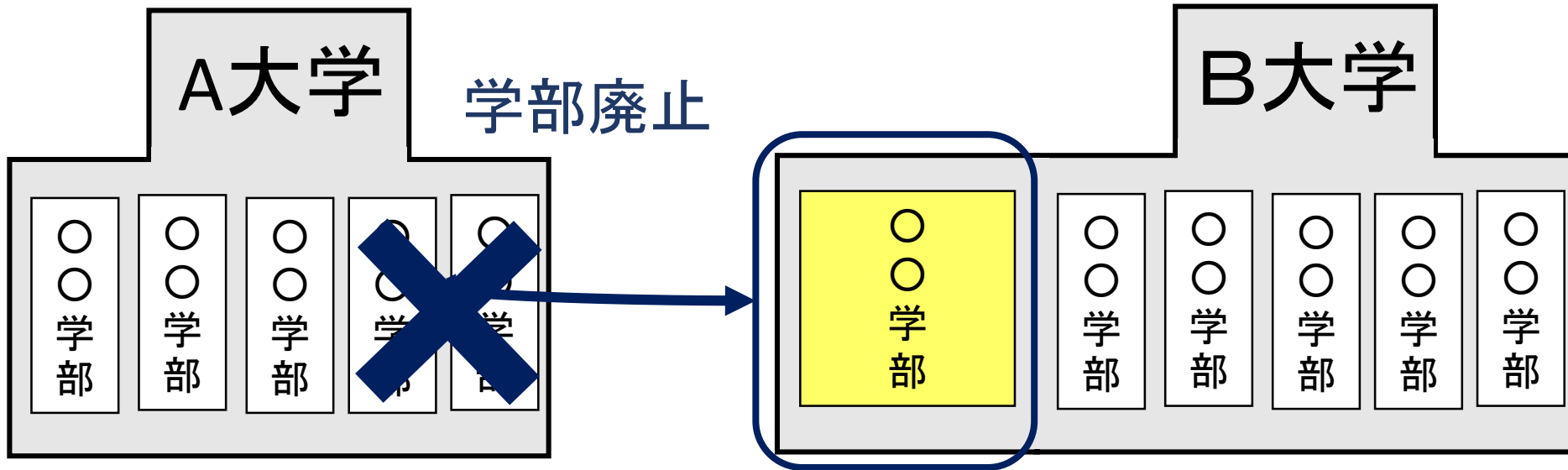


時代の要請に  
合わせて統廃合



# 学部等の統合のイメージ

廃止された一方の大学の学部の収容定員を受け継ぎ、時代の要請に合った新学部を開設



# これまでの統合等(私立大学等)

平成15年度から平成27年度にかけて、全体として14校が6校に統合されている。  
(短大から大学への改組を除く)

## ○ 大学の統合

平成20年度 慶応義塾大学・共立薬科大学 ⇒ 慶応義塾大学

慶応義塾大学薬学部・薬学研究科開設、学生転籍

東海大学・九州東海大学・北海道東海大学 ⇒ 東海大学

東海大学に総合経営学部、国際文化学部、芸術工学部、産業工学部、  
生物理工学部、農学部等を設置

平成21年度 関西学院大学・聖和大学 ⇒ 関西学院大学

聖和大学としての募集を停止、関西学院大学教育学部(幼児・初等教育学科、  
臨床教育学科)、聖和短期大学(保育科)として募集

平成23年度 上智大学・聖母大学 ⇒ 上智大学

聖母大学としての募集を停止、上智大学総合人間科学部看護学科及び総合人間  
科学部看護学専攻として募集

平成25年度 常葉学園大学・富士常葉大学・浜松大学 ⇒ 常葉大学

⇒次ページ参照。

平成27年度 桐蔭横浜大学法科大学院・大宮法科大学院大学 ⇒ 桐蔭法科大学院

平成29年5月に桐蔭法科大学院は平成30年度以降の学生募集停止を公表

## ○ 私立大学の廃止(他大学への統合に伴う廃止及び短大を除く)平成15年度以降10校

立志館大学、日本伝統医療科学大学院大学、東和大学、創造学園大学、愛知新城大谷大学、  
映画専門大学院大学、神戸ファッション造形大学、三重中京大学、聖トマス大学、神戸夙川学院大学



# 大学統合の具体的事例(私立大学)

18歳人口の急減期

3大学の実績・特色を継承しつつ統合

教育研究活動のさらなる充実と、長期的な経営基盤の強化へ

- |   |                        |   |                   |
|---|------------------------|---|-------------------|
| 1 | より多様な高等教育を地域社会に提供      | 2 | 地域社会で活躍できる若手人材の育成 |
| 3 | 教育研究活動の成果を地域社会へフィードバック | 4 | 学生募集の強化           |
| 5 | 組織の集約・適正化              |   |                   |

統合前(H24)	常葉学園大学 (3学部)	富士常葉大学 (4学部)	浜松大学 (3学部)
入学者 (充足率)	563(108%)	284(77%)	476(76%)
在籍者 (充足率)	2,170(106%)	1,269(79%)	1,850(68%)

平成25年 同一法人内で統合

※キャンパスは静岡市・浜松市・富士市に所在

統合4年目(H28)	常葉大学 (10学部 (既存学部の再編8 + 新設2))
入学者 (充足率)	1,812(108%)
在籍者 (充足率)	7,010(102%)

効果

教育理念の明確化  
カリキュラム改善を中心に大学改革  
スケールメリット  
等

ブランド力の向上、地域社会からの信頼獲得、  
学生募集の改善・定員充足

入試志願者数 H24(統合前・3大学合計) 約4,800人  
→H28(統合4年目) 約14,700人

課題

3キャンパスの更なる連携強化・融合

# 都内の大学で卒業単位の一部を地方のキャンパスで履修するイメージ

124単位以上

卒業単位の一部

【イメージ】

・地方において、全寮制で基礎科目等の履修等



東京  
23区



地方

## 【具体的な事例】

### 昭和大学 富士吉田キャンパス

- 医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部の1年次を山梨県富士吉田市で学ぶ。
- 富士山麓の恵まれた自然の中で感性を育むとともに、全寮制教育と学部連携教育との相乗効果により、チーム医療の基礎を身に付けることを目指す。
- 学生数は、約400人。



### 東京理科大学 長万部キャンパス

- 基礎工学部1年次を北海道長万部町で学ぶ。
- 全寮制による共同生活の中で基礎教育を行う。
- 大自然の中での四季折々の実体験や地域との交流を通じ、豊かな人間性の醸成を目指す。
- 学生数256名は、長万部町の総人口の6%を占める。



# 地方の大学で卒業単位の一部を都内のキャンパスで履修するイメージ

124単位以上

卒業単位の一部

【イメージ】

・基礎科目等の履修等を東京都内のキャンパスで実施後、地方キャンパスに戻り残りの必要科目等を履修



地方



東京  
23区

【関連事例(大学間連携事例)】

## 沖縄国際大学

- 桜美林大学(東京都)をはじめとする国内(県外)の大学と単位互換協定を結んでおり、半期または1年間の交換留学をすることができる。
- 修得した科目は1年間で40単位を限度に、卒業単位として認定。
- それぞれの地域の自然や文化、歴史に触れ、沖縄とは異なる環境で見聞を広めることで、様々な視点で物事をとらえる視野を身につけ、その地域の人々との触れあいからも多くのことを学ぶことが期待されている。



1年間で40単位を限度  
に卒業単位として認定



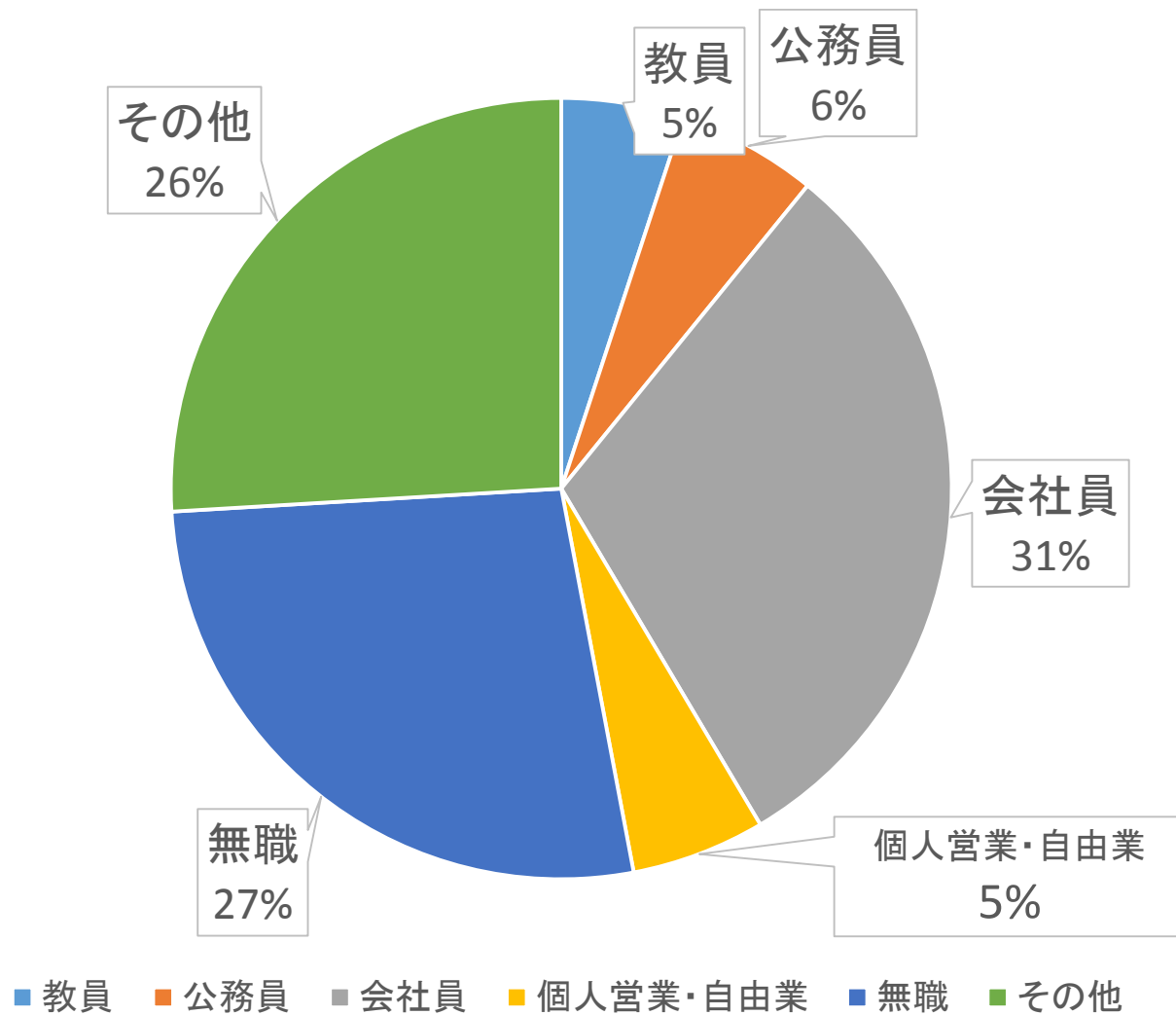
[東京都]桜美林大学

(単位互換協定大学)

桜美林大学(東京都)、札幌学院大学(北海道)、名城大学(愛知県)、  
京都学園大学(京都府)、松山大学(愛媛県)、熊本学園大学(熊本県)

# 大学通信教育の入学者(職業別)

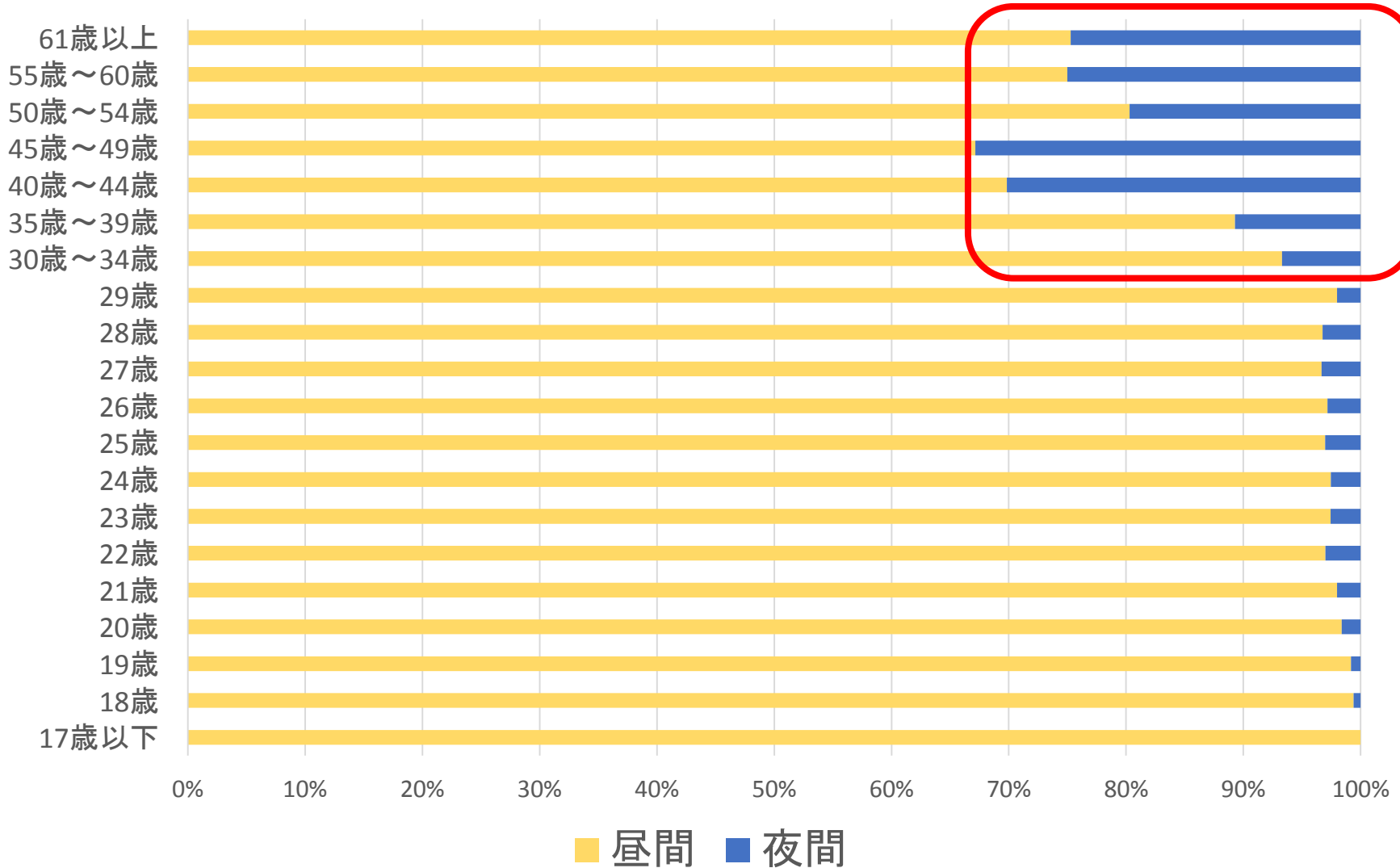
○ 大学の通信教育の入学者の約半数が社会人



# 大学の年齢別入学者(昼夜間別)

○ 30代以降、大学の入学者に占める夜間学部への入学者の割合が大きくなる。

※平成28年度学生数 昼間:2,546,570人 夜間:20,460人



# 夜間部(第二部及び夜間主コース)の設置大学

夜間部(第二部及び夜間主コース)を設置する大学のうち、東京都に本部の所在するものは以下のとおり。

大学名	本部の所在地	学部名	入学定員
電気通信大学	調布市	情報理工学域	30名
國學院大學	渋谷区	神道文化学部	60名
駒澤大学	世田谷区	法学部	150名
専修大学	千代田区	経済学部二部 法学部二部 商学部二部	90名 90名 90名
東京電機大学	足立区	工学部第二部	150名
東京理科大学	葛飾区	理学部第二部	360名
東洋大学	文京区	文学部第二部 経済学部第二部 経営学部第二部 法学部第二部 社会学部第二部 国際地域学部	150名 150名 110名 120名 175名 110名 (うち10名は3年次編入)
日本大学	千代田区	法学部二部	300名

出典：平成28年度全国大学一覧

(参考) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第八十六条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

### **3. 東京の大学の定員の抑制 (4) 抑制の方法**

# 地方創生に資する大学改革に向けた中間報告(平成29年5月22日) ＜抜粋＞

## 2. 基本的な問題認識

### (3) 東京一極集中の現状と課題

- ③依然として続く東京一極集中を本気で是正するためには、個々の地方公共団体の自主的な取組や交付金による誘導策だけでは限界がある。このため、国の責任において、地方大学振興施策のみならず、東京の大学の新增設の抑制施策をセットにして、法的な枠組みを含めて抜本的な対策を講じるべきである。加えて、官民を挙げて地方での魅力のある雇用創出や地方への人材還流に向けた対策を強化する必要がある。



# 大学の設置等の認可等について

## 現状

- 学校教育法等に基づき大学の設置等に関して認可事項等が定められている。
- 詳細な認可基準については「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）」に規定。
  - ※ 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置については、同基準に基づき制限。

## 工業（場）等制限法下

- 工業（場）等制限法下では、法律に基づき、大学等の制限施設の新増設が制限。
  - ※ 知事等が許可をした場合にはこの限りではない。
- 大学の設置及び収容定員に係る学則に関する審査については「大学設置に関する審査の取扱方針」（大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定）に基づき審査。

# 公私立大学の新增設等に係る認可・届出の現状

事項	公立	私立	根拠規定
大学の設置	認可	認可	法第4条第1項第1号
大学の廃止	認可	認可	法第4条第1項第1号
学部の設置 (授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない)	届出	届出	法第4条第2項第1号
学部の廃止	届出	届出	法第4条第2項第2号
学科の設置	届出	認可	(公立) 法第4条第2項第2号 (私立) 法第4条第1項 令第23条第1項第6号
収容定員に係る学則変更	届出	認可	(公立) 令第26条第1項第3号 規則第5条第1項 (私立) 法第4条第1項 令第23条第1項第11号
学科の設置 (授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない)	—	届出	法第4条第2項第3号 令第23条の2第1項第1号
収容定員に係る学則変更 (収容定員の総数の増加を伴わない)	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第3号 規則第5条第1項 (私立) 法第4条第2項第3号 令第23条の2第1項第4号

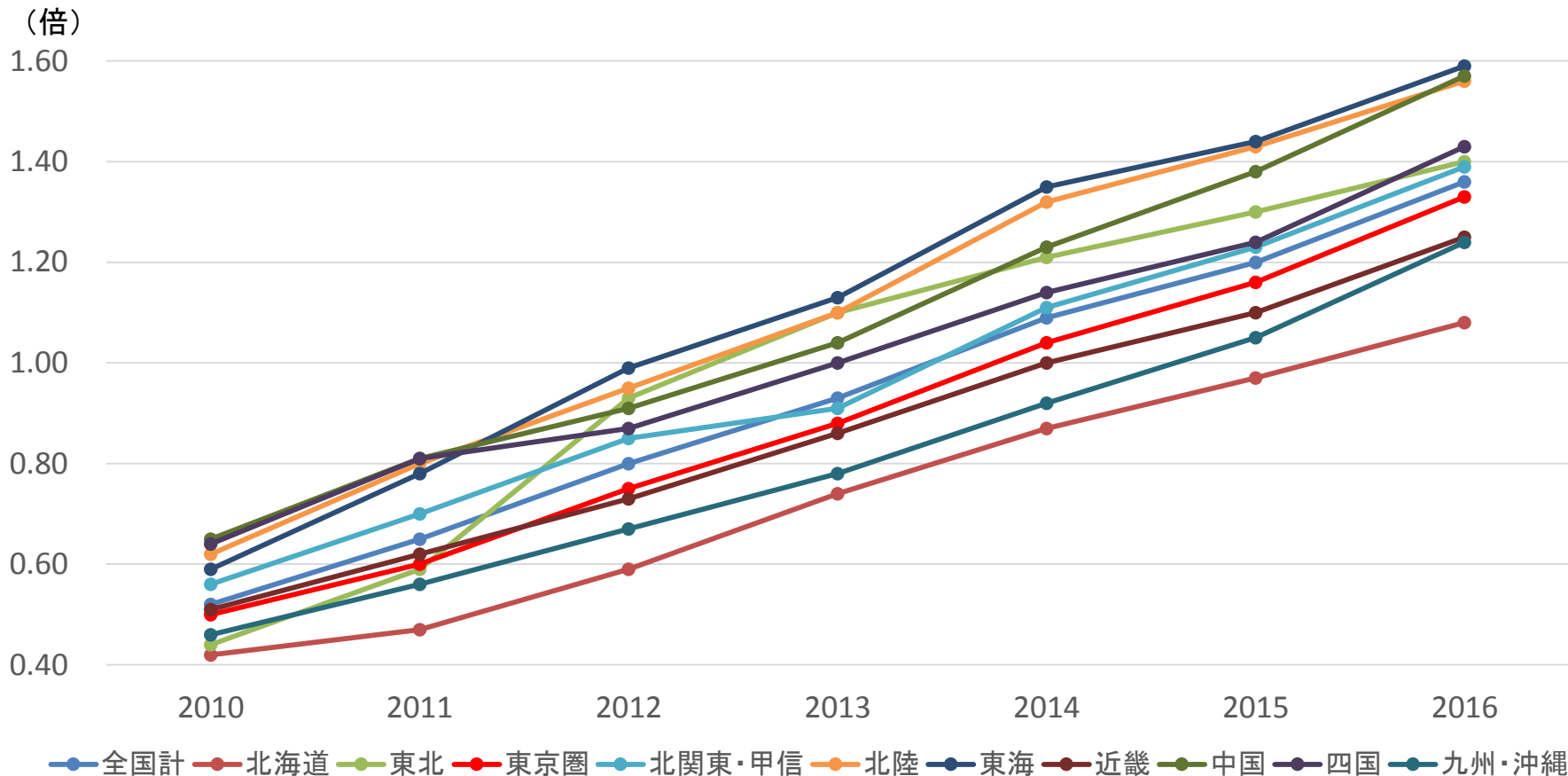
事項	公立	私立	根拠規定
大学の目的の変更	—	届出	規則第2条第1号
名称の変更	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第1号 (私立) 規則第2条第1号
位置の変更	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第2号 (私立) 規則第2条第1号
学則の変更	届出	届出	(公立) 令第26条第1項第3号 (私立) 規則第2条第1号
校地・校舎等の取得・処分・変更	—	届出	規則第2条第6号

法：学校教育法 令：学校教育法施行令 規則：学校教育法施行規則

## 4. 若者雇用機会の創出

# 地域別「有効求人倍率」

○ 有効求人倍率については、全国的に、改善が見られる。



出所：厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率(実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率)を使用。

北海道：北海道 東北：青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県 東京圏：埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県

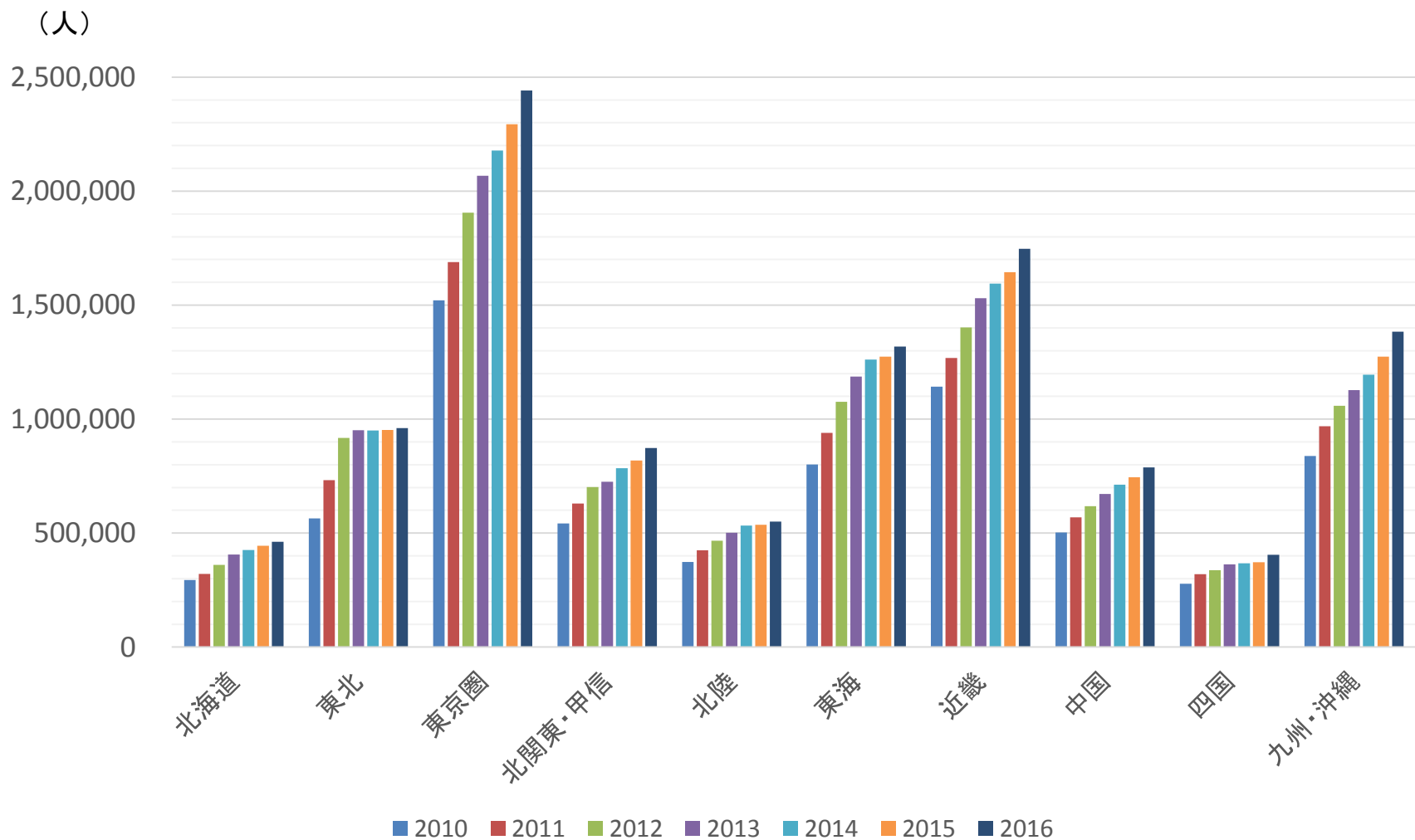
北関東・甲信：茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，長野県 北陸：新潟県，富山県，石川県，福井県 東海：岐阜県，静岡県，愛知県，三重県

近畿：滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県 中国：鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県

四国：徳島県，香川県，愛媛県，高知県 九州・沖縄：福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県

# 地域別「新規求人数」

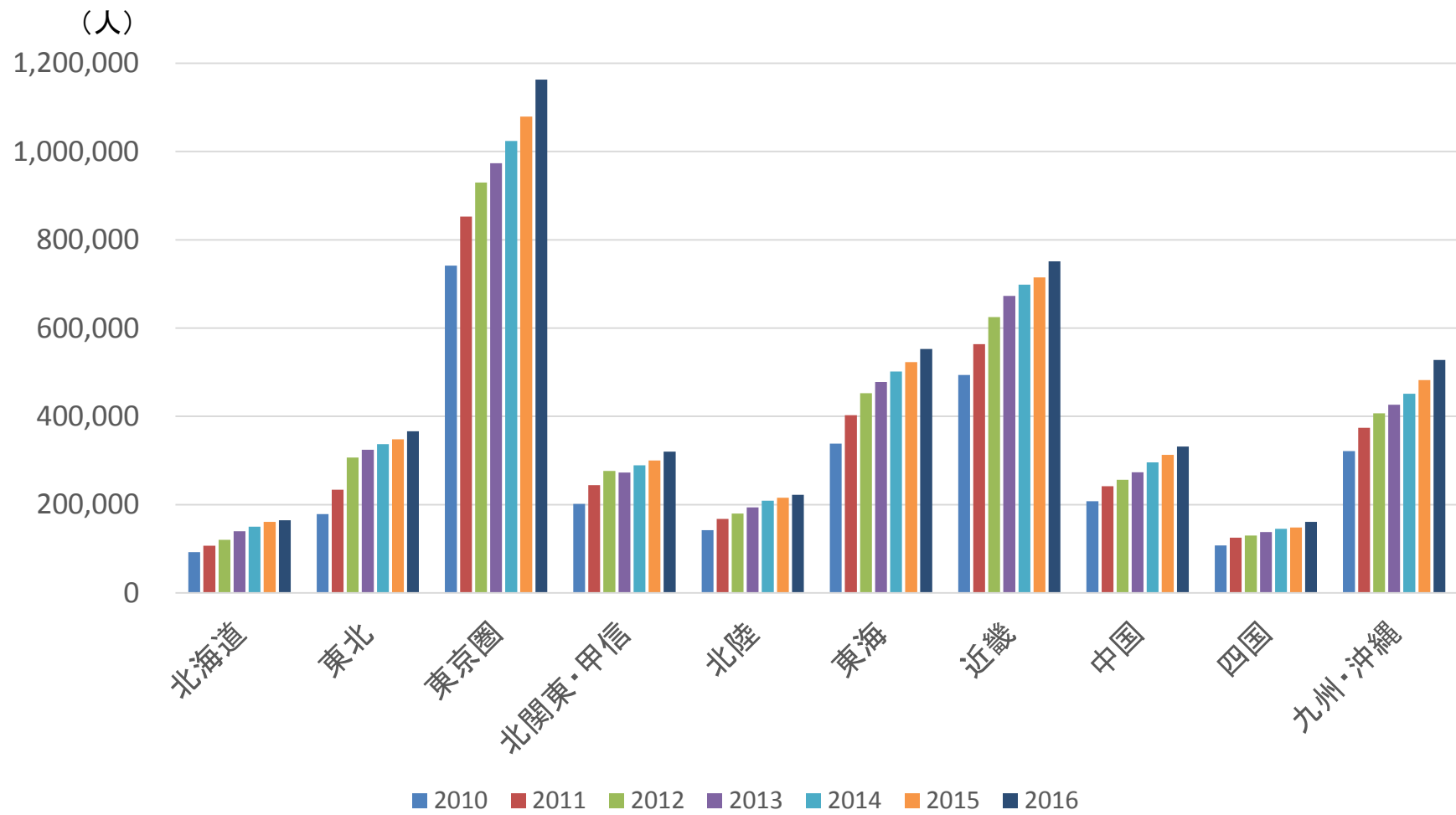
○ 新規求人数は、全国的に、増加傾向である。



出所：厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」  
 就業地別の新規求人数 (実際に就業する都道府県を求人地として集計した新規求人数)を使用。

# 地域別「正社員求人数」

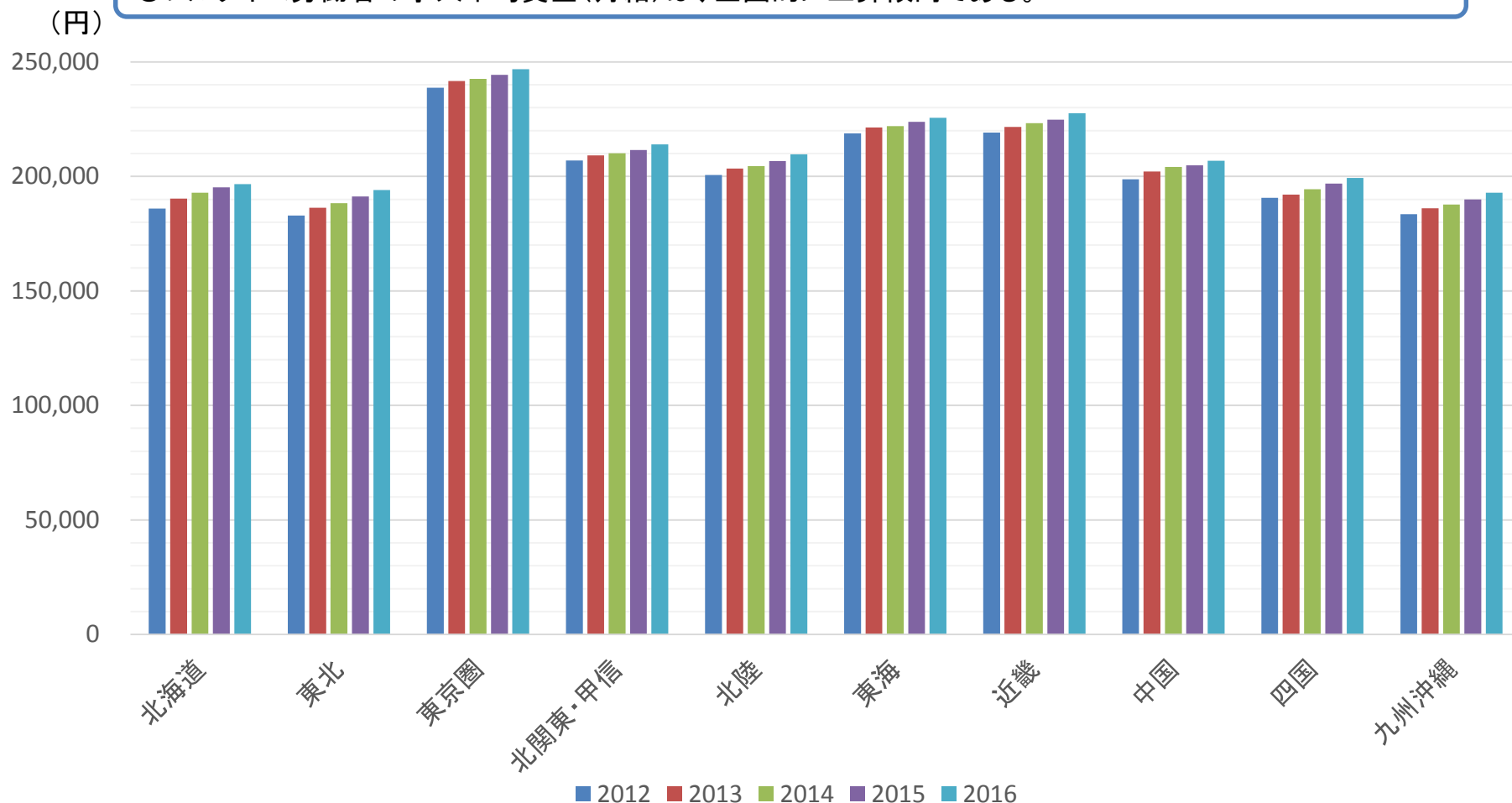
○ 正社員求人数は、全国的に、増加傾向である。



出所：厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」  
 受理地別の正社員求人数 (求人を受理した場所を求人地として集計)を使用。

# 地域別「求人平均賃金」の推移

○フルタイム労働者の求人平均賃金(月給)は、全国的に上昇傾向である。



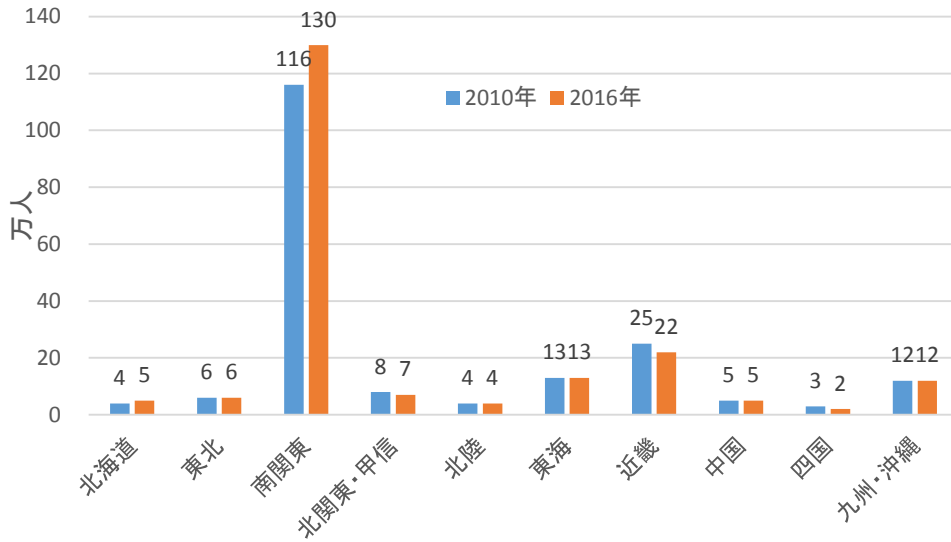
出所：厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したフルタイム労働者の求人票に記載された月給の平均を算出したものである。  
 2 常用雇用(雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。))のフルタイム労働者を対象としている。  
 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

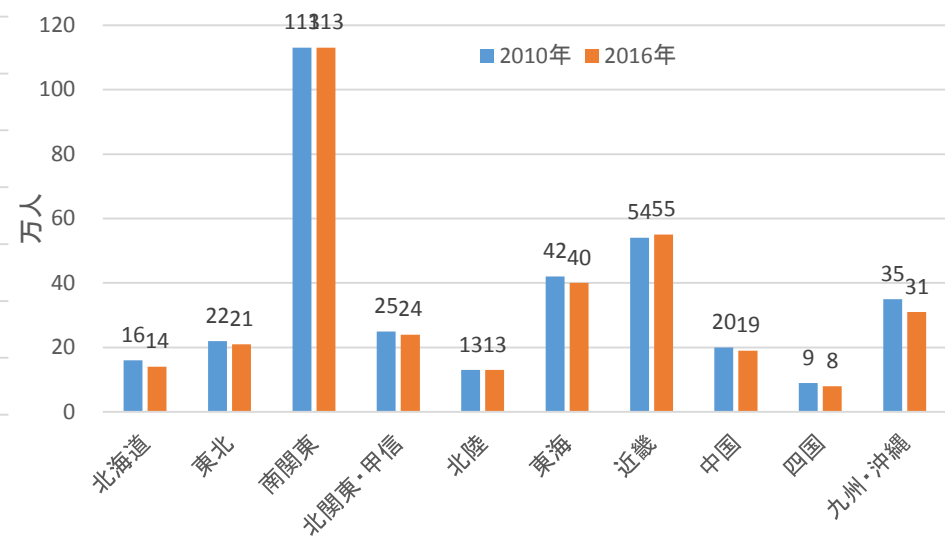
# 地域別・業種別就業者数の推移①

○南関東はここであげた8つの業種すべてで就業者が増加しているが、他地域においては減少している業種も多い。  
 ○業種別では、「医療、福祉」がどの地域においても増加しており、増加率も大きい。

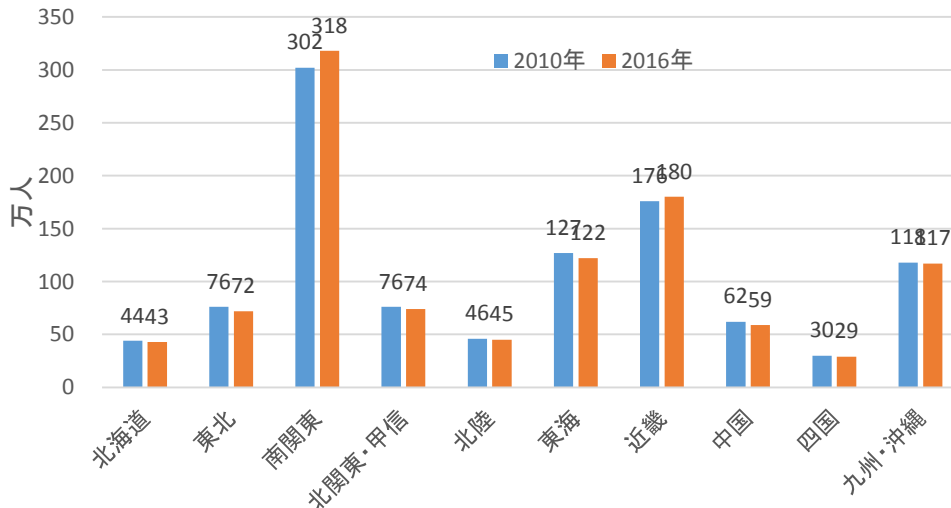
## 情報通信業



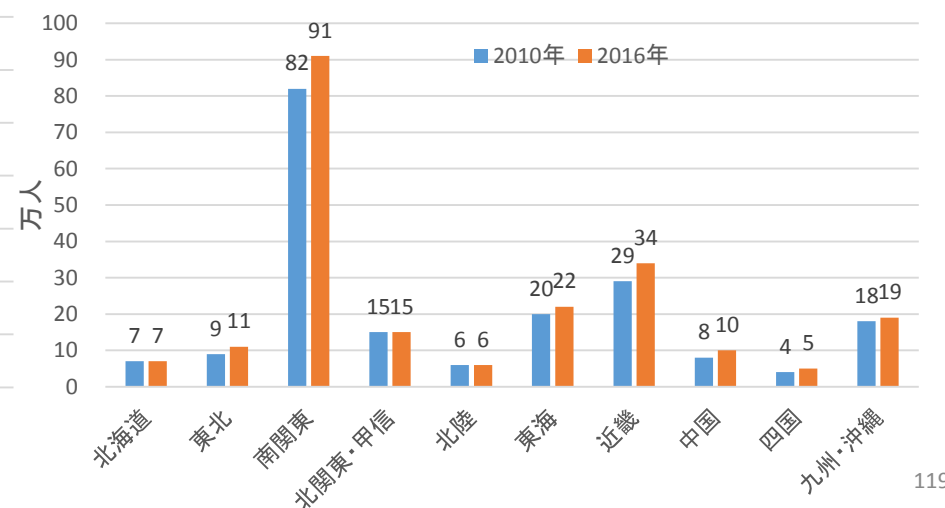
## 運輸業、郵便業



## 卸売業、小売業



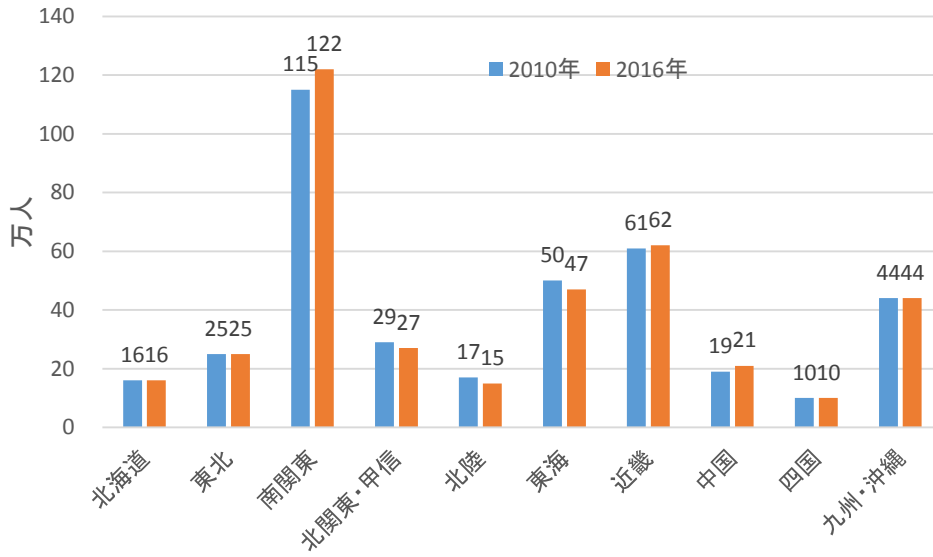
## 学術研究、専門・技術サービス業



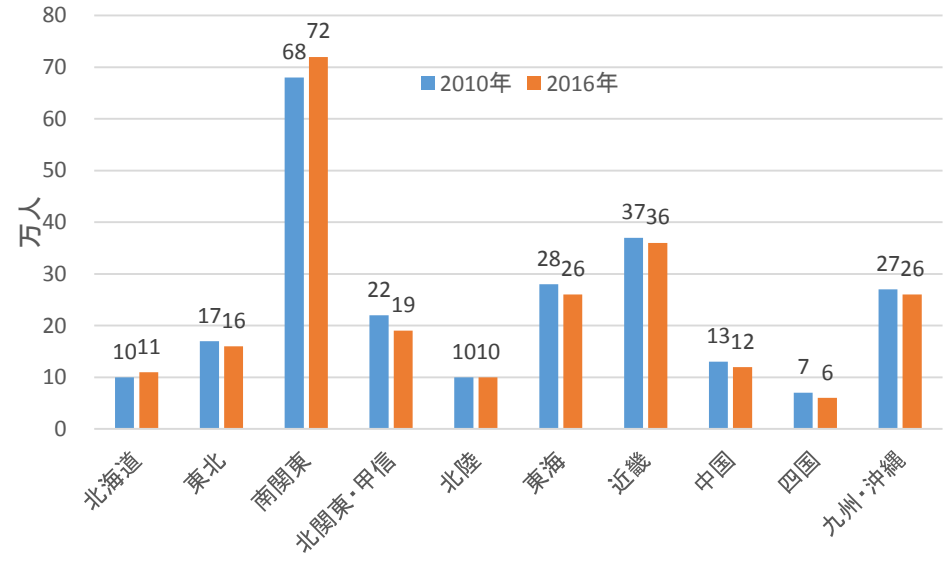


# 地域別・分野別就業者数の推移②

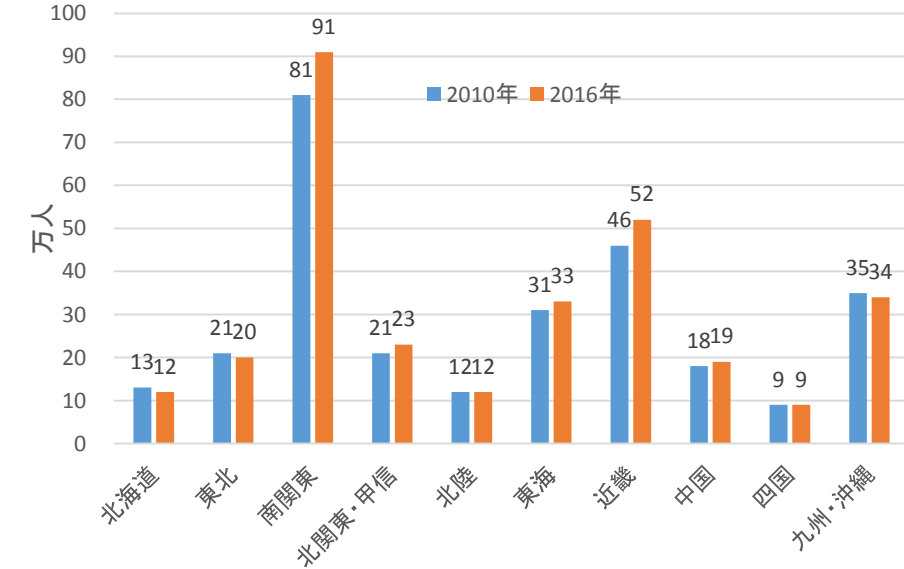
## 宿泊業、飲食サービス業



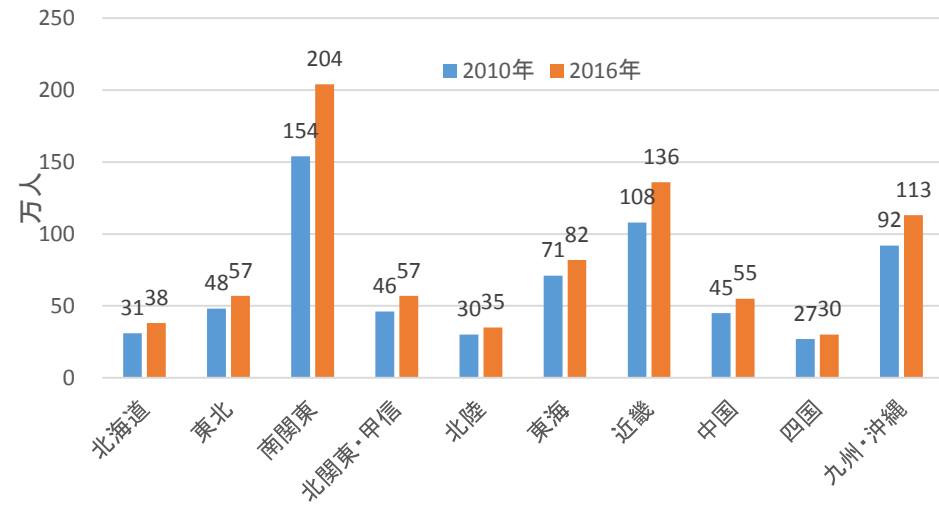
## 生活関連サービス業、娯楽業



## 教育、学習支援業



## 医療、福祉



# 地方から東京圏に転入した若年者の働き方の意識

- 東京圏転入の若年者(20~39歳)が現在(東京圏)の仕事を選ぶにあたって重視したことは、男女ともに「給与水準」や「自分の関心に近い仕事ができること」が高い(6割超)。また、男性では「企業の将来性」、女性では「一都三県で仕事をする」とする割合も高い。女性では、さらに「育児・介護の制度が充実していること」も一定程度重視。(図1)
- 東京圏転入者が地元の就職先を選ばなかった理由は、男女ともに「一都三県で仕事をしたかったから」が最も高い。また、男性では「希望する仕事があったから」が、女性では「一都三県で暮らしたかったから」も相当程度高い割合。女性では「親元や地元を離れたかったから」も高い割合。(図2)

図1 現在(東京圏)の仕事を選ぶにあたって重視したこと(複数回答)

男女とも、給与水準、自分の関心に近い仕事等を重視

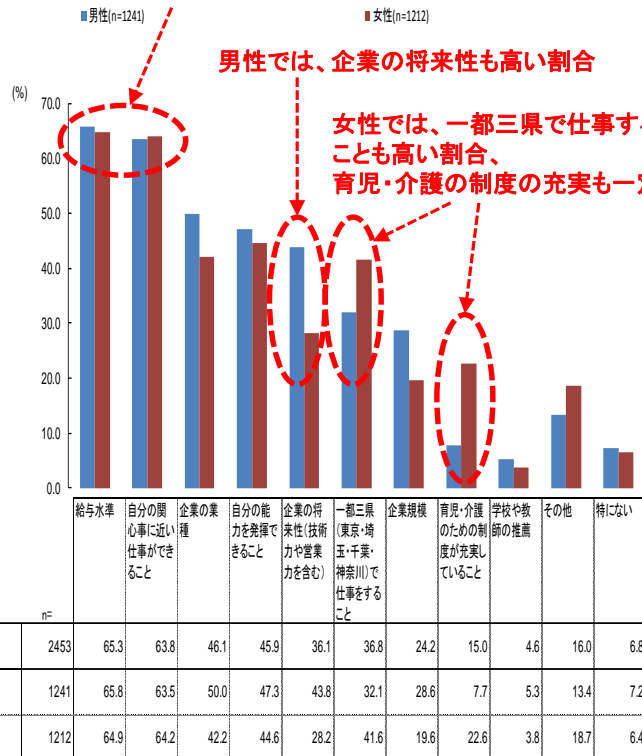
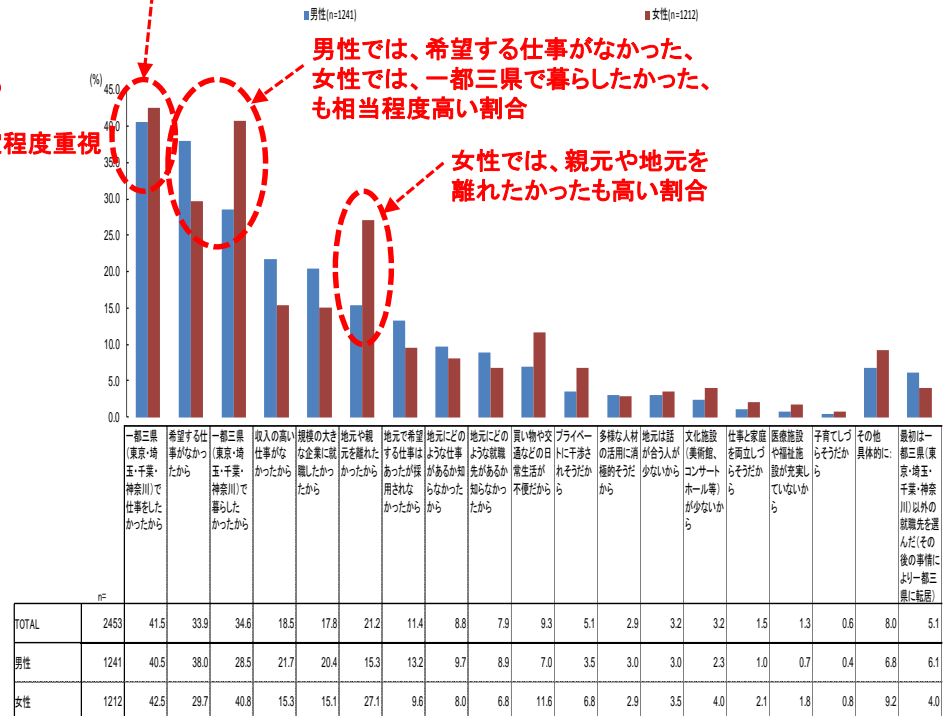


図2 地元の就職先を選ばなかった理由(複数回答、抜粋)

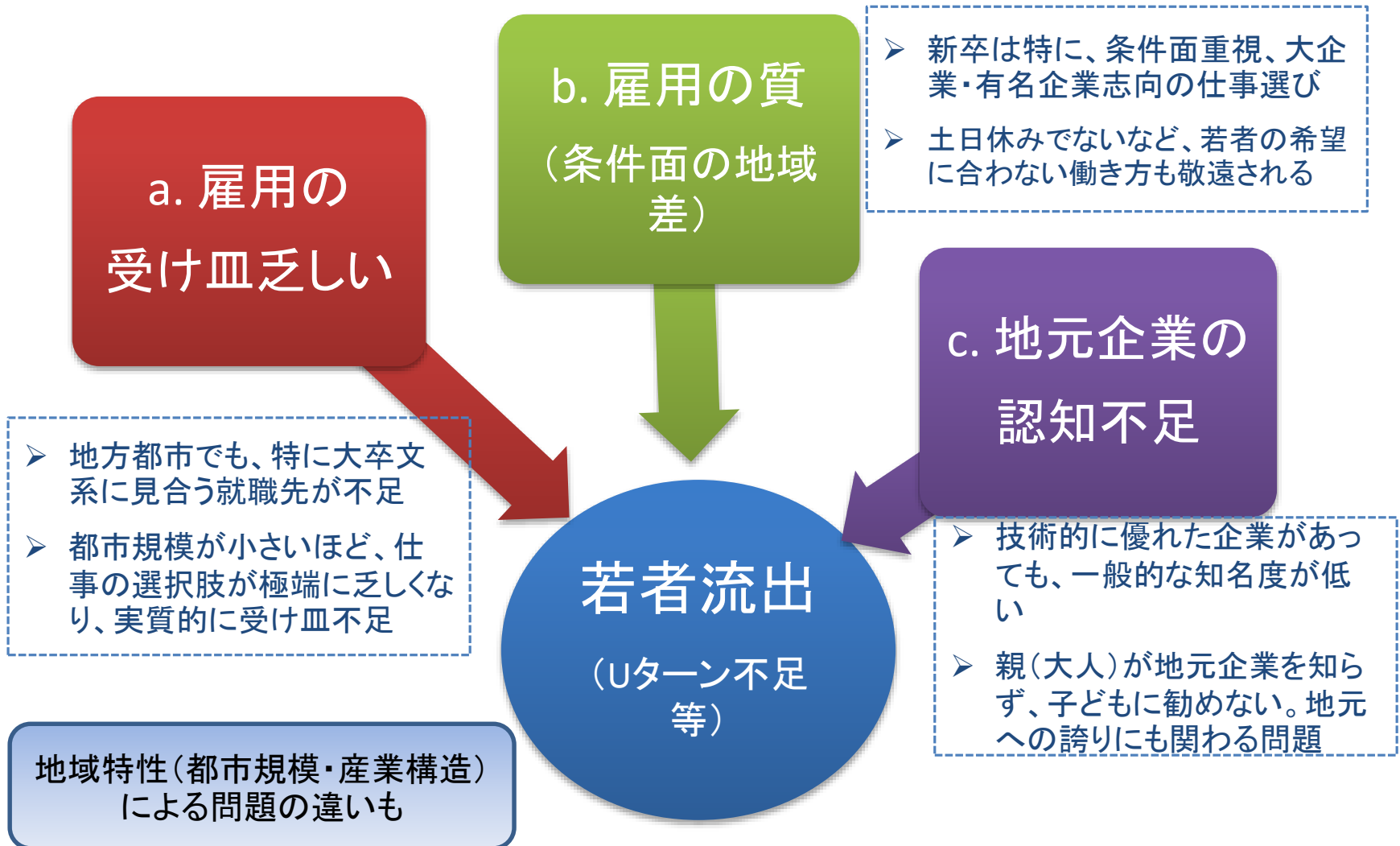
男女とも、一都三県で仕事をしたかったから



出所：「東京圏に転入した若年者の『働き方』に関する意識調査」(2015年10月)

# 若者定着・還流にあたっての「仕事の壁」

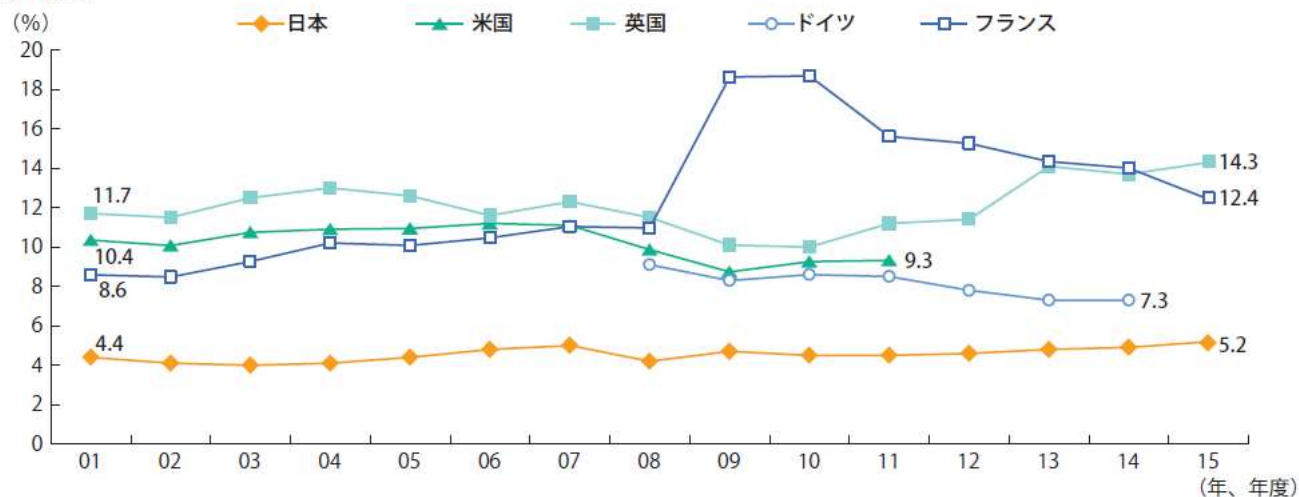
(地方における聞き取り調査から)



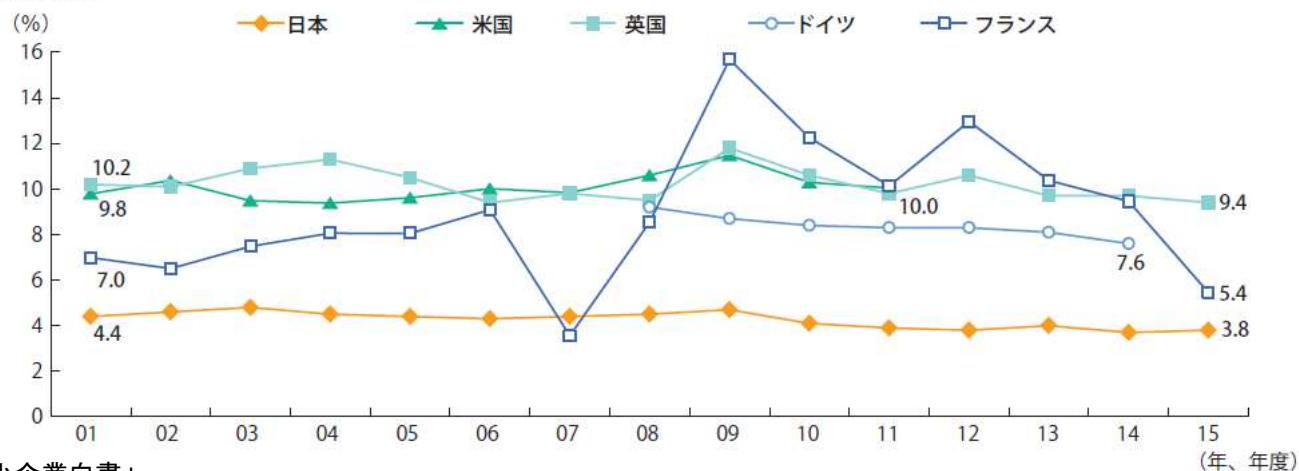
# 創業をめぐる現状（開廃業率の国際比較）

我が国の開業率は、近年、4～5%で推移しており、欧米の半分程度にとどまっている。平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」においても、こうした問題意識から、「開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す」としている。

(1) 開業率



(2) 廃業率



# 本社機能の一部地方移転と地方採用

## 1. これまでの本社機能地方移転の推移

		2002年	2011年	2012年
① 調達本部	【調達統括】 (東京→石川)	➡		
② コマツウェイ 総合研修センタ	【教育(人事)】 (東京→石川)		➡	
③ グローバル販生 オペレーションセンタ	【生産管理統括部門】 (東京→大阪)		➡	
④ 人事部小山分室	【福利厚生(人事)】 (東京→栃木)			➡

石川での雇用増加数は、購買・教育部門合わせて累計150名。

国内外の社員の研修センタ利用は、年間約3万人、過去6年間累計で174,702人(2011~16)




## 2. 事業所別(地方)採用実績(2011-2017)

	大分 (開発)	石川 (工場)	大阪 (工場)	茨城 (工場)	栃木 (工場)	福島 (工場)	神奈川 (工場)	合計
高卒	8	180	153	78	213	35	26	693
専門・短大	0	9	4	13	1	0	10	37
高専	6	22	15	13	52	6	9	123
<b>大卒</b>	<b>0</b>	<b>44</b>	<b>25</b>	<b>18</b>	<b>42</b>	<b>9</b>	<b>12</b>	<b>150</b>
合計	14	255	197	122	308	50	57	1003

**大卒の地方採用は、全国累計で150人(2011~17)**

**石川では、地元 大学等から過去累計44人を採用**

参考1) コマツ地域別出生率及び女性既婚率(30歳以上)

本社(東京)	大阪・北関東地区	石川地区
		
<b>&lt;女性社員既婚率&gt;</b>		
・石川地区 :80%		
・大阪/北関東 :70%		
・東京 :50%		
<b>コマツの既婚女性社員の子供の数</b>		
・東京 :0.9人(管理職では1.0人)		
・大阪/北関東 :1.3~1.5人(日本の平均)		
・石川 :1.9人(管理職では2.6人)		

参考2) 石川の経済効果

① 地元ホテルや飲食店の活用 ※厨房・宿泊施設を持たない	経済効果(累計) 約33億円 (年間約7億円)
・ホテル・温泉宿泊(年間約23,300泊)	
・昼食(年間約19,500食)	
・飲食店利用 ※首都圏から5店出店	
② 交通機関の利用(小松空港/北陸新幹線)	
③ 観光や土産の購入	
④ ボランティア活動	
・NPOによる公共施設の整備	*利用者143,000名 外国人8,100名(約6%)
・新入社員による市内施設清掃	

# 大卒文系の就職の受け皿をめぐって — 勤務地限定正社員・地方拠点採用の現在 —

- 大卒文系の新卒就職の受け皿・・・大企業の地方拠点に潜在的な受け皿 (ex. 製造業の地方工場、地方中核都市にある支社・支店)
- 「勤務地限定正社員」「地方拠点採用」: 現在の広がりは一時的

図3. 大卒の新卒者を勤務地限定正社員として採用しているか (N=371)

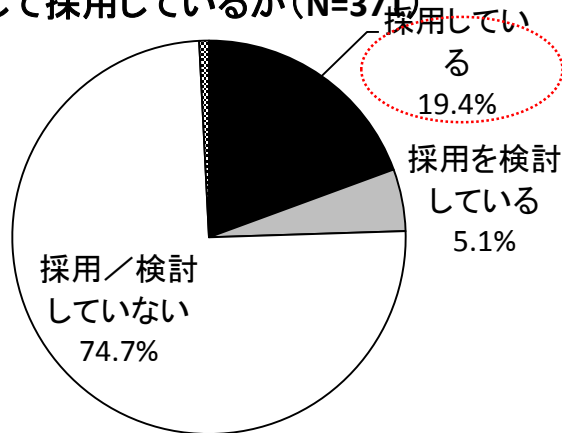
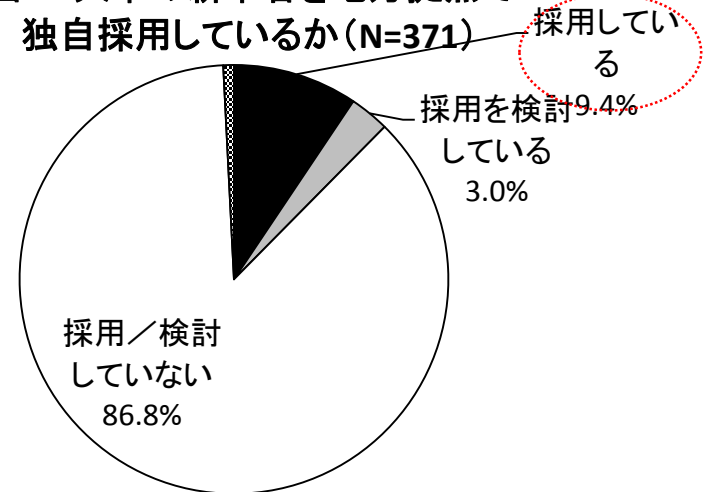


図4. 大卒の新卒者を地方拠点で独自採用しているか (N=371)



- 業種別にみると、金融・保険業、店舗を有する企業で採用・検討が進んでいる
- 職種別では、事務職、販売職が相対的に多い
- 大半のケースで文系学部卒が採用対象

- 製造業、大企業、研究所や工場を有する企業で地方拠点採用が行われている

データ(スライド4,5): 「大卒新人採用の多様化に関する実態調査」(JILPT, 2014)。東証一部上場企業1,773社対象。回収率20.9%

出典: 労働政策研究・研修機構『企業の地方拠点における採用活動に関する調査』JILPT調査シリーズNo.137。(2015年)

# 勤務地限定正社員という受け皿の可能性 —採用方法の見直し必要だが、企業にメリットも—

- 企業にとっての利点も…両立支援や地域人材確保のメリット大きい
- 地方拠点に採用権限がない問題…採用基準を統一する必要のほか、地方拠点のマンパワー不足も理由(ヒアリング調査より)

図5. 勤務地限定正社員を採用する理由・目的(N=91)

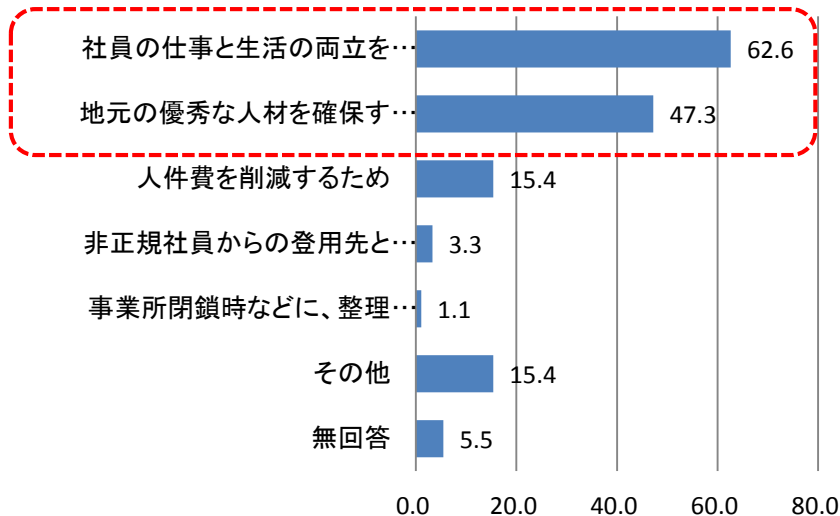
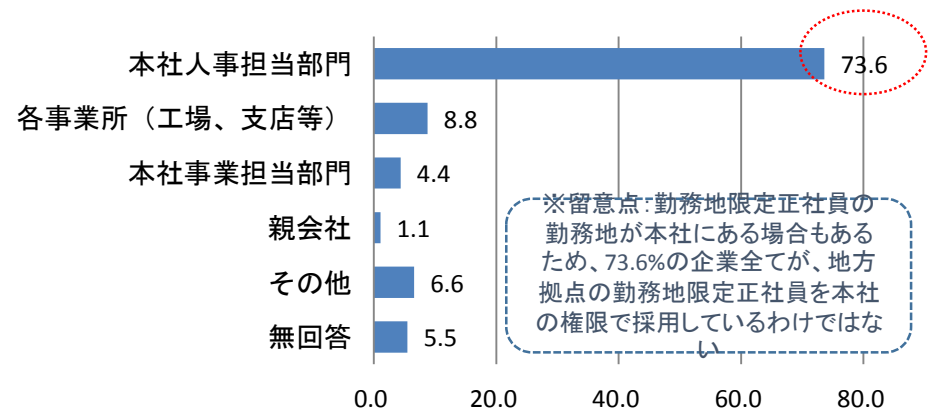


図6. 勤務地限定正社員の採用権限の所在(N=91)



⇒本社一括採用が根強い中、地方での新卒の受け皿創出のためには、企業の採用方法の見直しが必要

出典:労働政策研究・研修機構『企業の地方拠点における採用活動に関する調査』JILPT調査シリーズNo.137。(2015年)

⑬ 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進

働き方改革実行計画より抜粋

**【働く人の視点に立った課題】**  
 35歳～44歳のフリーター等の数は60万人前後で高止まり。  
 2014年:61万人、2015年:57万人、2016年:60万人

**就職氷河期**(1990年代前半～2000年代前半卒業者)に正社員就職に至らなかった者は不安定な就労を続けているケースが多い。  
 ・就職氷河期世代の就職活動期に、若年無業者(※)の数は、大きく増加  
 1996年:40万人 → 1999年:48万人 → 2002年:64万人(2016年:57万人)  
 (※)15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者  
 ・就職氷河期世代で正社員希望者数(2015年)完全失業者:27万人 非労働力人口:15万人

高校中退者は、就職・キャリアアップにおいて不利な立場にある。  
 ・就職内定率(2016年)  
 高校新卒者:約9割 ⇨ 中学新卒者:約3割  
 ・高卒資格が必要と考える高校中退者の割合(2010年):78.4%

地元就職を希望する新規大卒者等の受け皿が不十分。 ※実証一部上場企業  
 ・地元就職を希望する大学生等の割合(2017年卒):65%  
 ・地域限定採用を実施している企業の割合:10.4%

**【今後の対応の方向性】**  
 就職氷河期世代の正社員化に向けた集中的な支援を行うとともに、高校中退者やひきこもりの若者等に対し、教育・就労にわたる切れ目ない支援を提供し、就労・自立の実現につなげる。また、多様な採用機会を拡大し、単線型の日本のキャリアパスを変えていく。

**【具体的な施策】**  
**(就職氷河期世代への支援)**  
 ・就職氷河期に就職時期を迎え、現在もフリーター等として離転職を繰り返す方の正社員化に向けて、短期・集中セミナーの実施、わかものハローワークにおける就職支援、事業主への助成措置の創設など、個々の対象者に応じた集中的な支援を行う。  
 ・雇用保険法を改正し、倒産・解雇等により離職した若者に対する基本手当の所定給付日数を引上げる。  
**(高校中退者等に対する就労・自立支援)**  
 ・図書館等を活用して高校中退者等の高卒資格取得の学習相談・支援を行うモデルを構築する。また、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション等の連携を強化し、就労・自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。

**(多様な選考機会の促進)**  
 ・希望する地域等で働ける勤務制度の導入等を促進するため、若者雇用促進法の指針を改正し、経済界に要請する。また、学生の地元での就職活動を促進するため、東京圏在住の地方出身者等に対し、地元企業でのインターンシップを支援する。

**(若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化)**  
 ・職業安定法を改正し、ハローワークや職業紹介事業者の全ての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者等の求人を受けしないことを可能とする。また、求人情報の提供を行う事業者に対し、実際の労働条件と異なる求人情報を提供しないこと等を内容とする業務運営の指針を策定するとともに、必要に応じて指導等を実施できるように、法整備を行う。  
 ・高等学校・大学等と労働局が連携し、学生・生徒に対する労働関係法令や相談・通報窓口等の周知徹底を図る。また、求人情報の提供を行う事業者に対し、労働者を守る労働ルールの周知を行うよう要請する。

施策	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
就職氷河期世代への就職支援	【正社員化に向けたパッケージ支援】 セミナー・就職支援・助成金メニューの追加											若年層(25-34歳)の 不本意非正規雇用労働者の 割合:28.4%(2014年平均) →2020年 半減
高校中退者等に対する就労・自立支援	【地域における子供・若者伴走型支援パッケージの推進】 学習相談・支援を切れ目ない支援体制 行う地域モデル構築 地域モデルの構築											学習相談事業を利用した 高校中退者等のうち、 ・高卒認定試験又は高等 学校を受験した者の割 合:2019年度に80% ・高卒認定試験に合格し た者の割合:2019年度に 30%
多様な選考機会の促進	検討会 指針 と 改正 まとめ	経済界への要請 地元就活支援コラボ プロジェクトの実施										若年雇用促進法の 見直しを検討
労働関係法令等の周知・徹底	地方企業へのインターンシップ を活用した人材選流促進策の実施											事業検証等を踏まえ、 必要な取組を推進
	新卒応援ハローワーク等による 地方への就職支援体制の整備 学生向け労働法教育プログラム・ポータルサイト等の 充実・周知	労働法教育プログラム・ポータルサイト等の活用促進										若者の地方への更なる正社員就職促進
												労働関係法令等の周知・学習について更なる取組みを推進
												労働条件相談ほっとラインの拡充・周知



## 本社機能の一部地方移転と地方採用

### 1. これまでの本社機能地方移転の推移

		2002年	2011年	2012年
① 調達本部	【調達統括】 (東京→石川)	→		
② コマツウェイ 総合研修センタ	【教育(人事)】 (東京→石川)		→	
③ グローバル販生 オペレーションセンタ	【生産管理統括部門】 (東京→大阪)		→	
④ 人事部小山分室	【福利厚生(人事)】 (東京→栃木)			→

石川での雇用増加数は、購買・教育部門合わせて累計150名。

国内外の社員の研修センタ利用は、年間約3万人、過去6年間累計で174,702人(2011~16)

### 2. 事業所別(地方)採用実績(2011-2017)

	大分 (開発)	石川 (工場)	大阪 (工場)	茨城 (工場)	栃木 (工場)	福島 (工場)	神奈川 (工場)	合計
高卒	8	180	153	78	213	35	26	693
専門・短大	0	9	4	13	1	0	10	37
高専	6	22	15	13	52	6	9	123
大卒	0	44	25	18	42	9	12	150
合計	14	255	197	122	308	50	57	1003

大卒の地方採用は、全国累計で150人(2011~17)

石川では、地元 大学等から過去累計44人を採用

#### 参考1) コマツ地域別出生率及び女性既婚率(30歳以上)

本社(東京)	大阪・北関東地区	石川地区
		
<b>&lt;女性社員既婚率&gt;</b> ・石川地区 : 80% ・大阪/北関東 : 70% ・東京 : 50%		
<b>コマツの既婚女性社員の子供の数</b> ・東京 : 0.9人 (管理職では1.0人) ・大阪/北関東 : 1.3~1.5人(日本の平均) ・石川 : 1.9人 (管理職では2.6人)		

#### 参考2) 石川の経済効果

① 地元ホテルや飲食店の活用 ※厨房・宿泊施設を持たない ・ホテル・温泉宿泊(年間約23,300泊) ・昼食 (年間約19,500食) ・飲食店利用 ※首都圏から5店出店	<b>経済効果(累計)</b> 約33億円 (年間約7億円)
② 交通機関の利用(小松空港/北陸新幹線)	
③ 観光や土産の購入	
④ ボランティア活動 ・NPOによる公共施設の整備 ・新入社員による市内施設清掃	*利用者143,000名 外国人8,100名(約6%)

# 東京本社一括採用で採用された社員の採用直後の配属地域・配属先

- 東京都内に本社を持つ大企業が東京本社一括採用で採用した社員のうち、採用直後※に東京に配属された者は4割程度であり、約2割が東京都以外の東京圏へ、約4割が東京圏以外の地域へ配属されている。

※ 一定期間研修等を行った後に配属となる場合は、研修等を行った後。

		本社	工場	研究/開発	支店/ 営業所等	子会社等 出向	その他	合計
東京都	(A)	27.8%	0.2%	2.0%	10.9%	0.9%	0.6%	42.4%
東京都以外の東京圏	(B)	注1 1.0%	4.4%	6.4%	6.3%	0.1%	0.2%	18.4%
地方圏	(C)	注2 0.9%	11.8%	8.7%	15.8%	0.5%	1.5%	39.2%
北海道		0.0%	0.3%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	1.0%
東北	(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	0.0%	0.6%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	2.0%
北関東	(茨城県、栃木県、群馬県)	0.4%	1.4%	4.6%	1.3%	0.3%	0.9%	8.9%
甲信越	(新潟県、山梨県、長野県)	0.0%	0.2%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.3%
東海	(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	0.1%	2.2%	0.8%	3.1%	0.1%	0.1%	6.3%
北陸	(富山県、石川県、福井県)	0.0%	0.3%	0.3%	0.5%	0.0%	0.2%	1.3%
近畿	(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	0.5%	2.4%	1.5%	3.6%	0.1%	0.2%	8.2%
中国	(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	0.0%	2.4%	0.9%	1.4%	0.1%	0.0%	4.7%
四国	(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	0.0%	0.5%	0.3%	0.6%	0.0%	0.0%	1.4%
九州	(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	0.0%	1.5%	0.3%	2.1%	0.0%	0.2%	4.1%
計 ((A) + (B) + (C))		29.7%	16.4%	17.1%	33.0%	1.5%	2.3%	100.0%

※まち・ひと・しごと創生本部事務局調べ（回答企業：30社）。

- 平成29年度入社社員（管理職候補生となる正社員）の採用について調査。（地方連結子会社（地方販売会社など）の直接採用は除く。）  
 ○「東京本社一括採用」は、採用直後あるいは研修終了後に東京以外の地域に配属となる社員も含め、東京本社で一括採用されるものを指す。  
 ○東京都内に本社を有する企業について調査を行ったが、注1及び注2については、東京都以外の地域にも本社や本社機能を有する拠点等がある企業が、そこに配属した割合を記載している。

# 地元企業の認知不足も対処すべき課題

—地元愛とともにUターン希望を左右—

- 地元への愛着はUターン希望を左右(家族・友人ネットワークの影響も)
- 転出前に地元企業を知る機会があると、後々のUターン希望に  
⇒働く場を知ることが愛着の土台となり、Uターン希望に(※計量分析より)

図7. 出身市町村へのUターン希望  
—出身地への愛着有無別—  
【出身県外居住者】

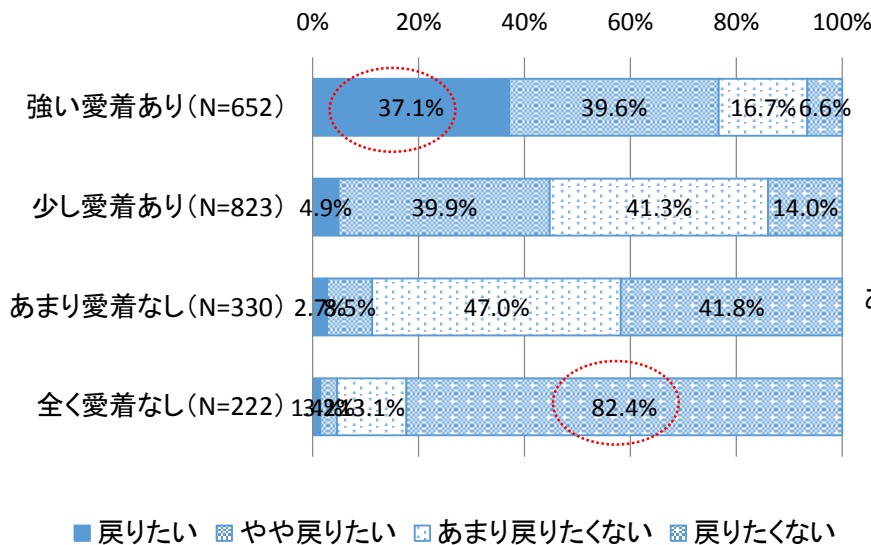
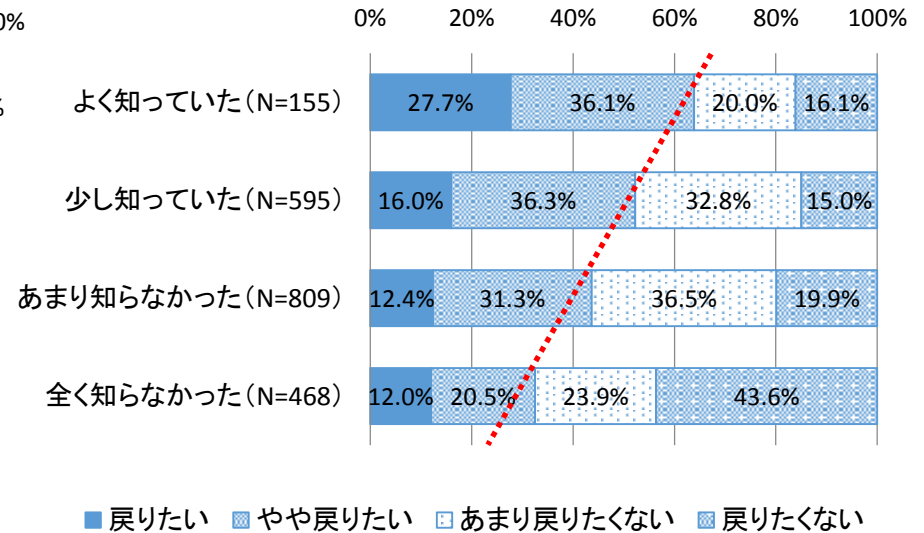


図8. 出身市町村へのUターン希望  
—高校時代までの地元企業の認知程度別—  
【出身県外居住者】



# どのように地元企業を知るのか

## —都市規模による相違—

- 地方の大都市では、マスメディアで地元企業を知ったケース多い
  - 中小都市、都市部から離れた地域では、企業見学・職場体験も有効
  - 都市部から離れた地域では、家族・友人等の情報も重要
- (※地元企業の認知程度自体に、出身の都市規模による差は見られない(図表略))

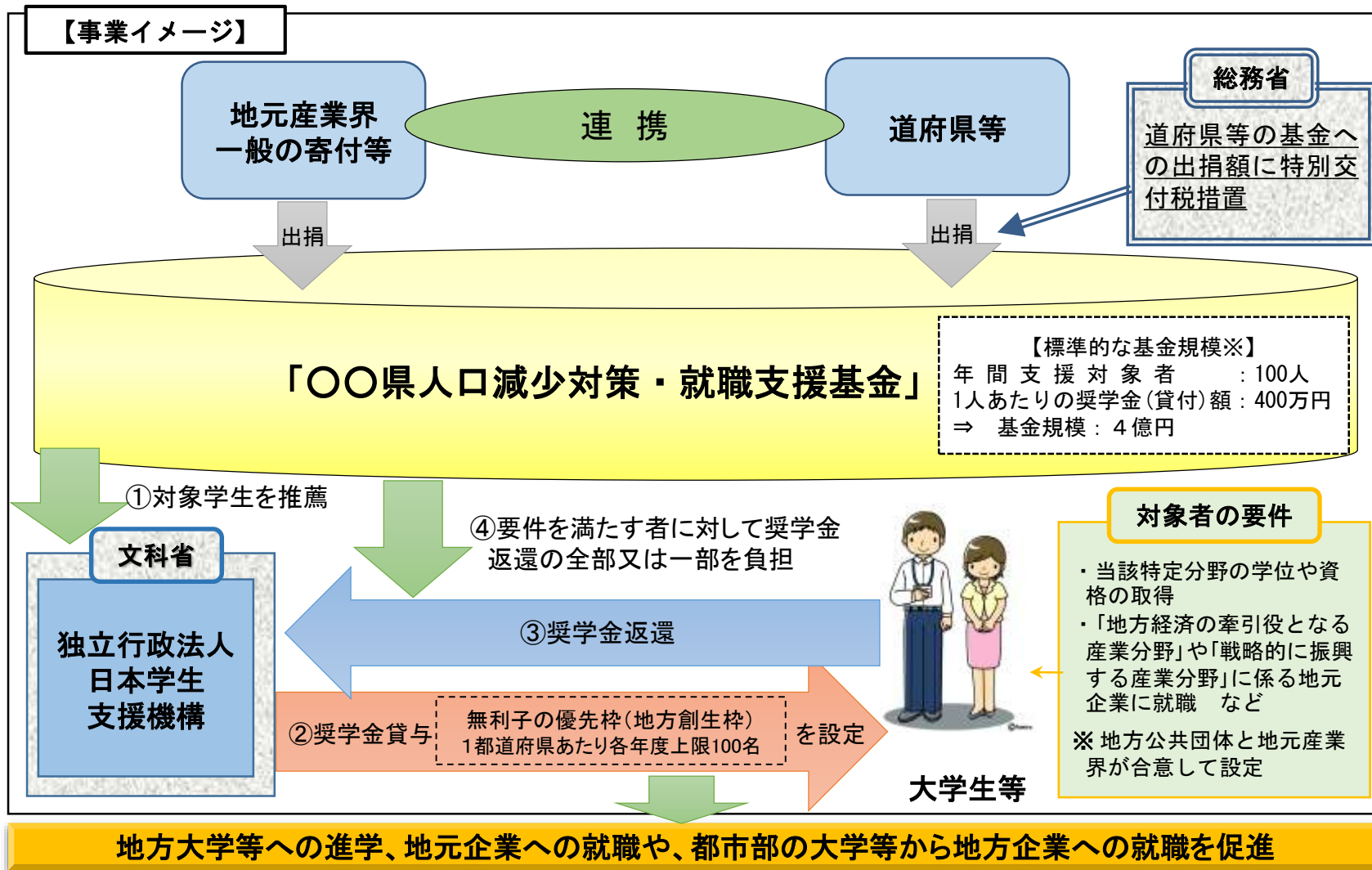
表1. 地元企業を知ったきっかけ—出身地域類型別—(出身県外居住者)

	学校の行事 (企業見学 等)	職業体験	働いている 人の話を個 人的に聞く 機会	マスメディア (新聞・TV 等)	あなた自身 の情報収集	自治体が発 行する広報 誌	地域で行わ れたイベント (展示会等)	家族・親族 からの情報	友人・知人 からの情報
地方の大都市 (N=372)	34.7%	20.7%	16.7%	27.4%	28.2%	10.8%	7.8%	37.1%	20.2%
地方の中小都市 (N=304)	49.7%	24.7%	15.8%	17.8%	26.6%	9.5%	8.6%	36.8%	21.1%
都市部から離れた 地域(N=69)	46.4%	24.6%	15.9%	15.9%	26.1%	8.7%	8.7%	44.9%	29.0%

注:ここでの「大都市」は政令市や県の中心都市を含む都市圏域。「中小都市」はそれ以外の都市圏域。「都市部から離れた地域」は都市圏外の地域

出典:労働政策研究・研修機構『地方における雇用創出—人材還流の可能性を探る—』JILPT資料シリーズNo.188.(2017年)

# 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進



※奨学金返還支援制度を設けているのは24県(青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県)

# 平成29年度 地方創生・奨学金返還支援制度の概要

	主な申請要件	募集人数	返還支援要件	返還支援の上限
1. 青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が青森県の住民であること</li> <li>・大学の第1学年に入学見込みであること</li> <li>・学業、人物ともに優秀で、かつ健康であること</li> <li>・経済的理由により就学が困難であること</li> </ul>	100人	卒業後1年以内に青森県内に居住、就業してから3年経過すること。	100万円
2. 岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)の貸与者</li> <li>・応募日から2年以内に卒業見込みの大学生等又は県外で就業している35歳未満の者</li> <li>・卒業後に県内で就業・居住等</li> </ul>	50人程度	8年以上岩手県内の対象分野(自動車、医療・福祉機器、航空機等)・業種の企業(ものづくり企業)へ就業する見込みがあり、県内に居住。	250万円等
3. 秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金、(公財)秋田県育英奨学金貸与者ほか</li> <li>・卒業後に県内で就業・居住等</li> </ul>	設定せず	1年以上県内に就業、居住。2年目から支援開始。	60万円
4. 山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与希望者、貸与者</li> <li>・県内高校等の卒業見込み・既卒者</li> <li>・県内外の大学等進学予定・在籍者</li> <li>・県内の商工、農林水産、建設、医療等対象産業分野への就業希望者</li> </ul>	300人	卒業後6ヶ月以内に県内に居住かつ就業し、引き続き3年経過すること。	124.8万円
5. 福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者</li> <li>・大学等を卒業後、半年以内に製造業等支援対象産業の県内事業所に正規職員として就職かつ県内定住予定者</li> </ul>	50人程度	卒業後、5年間対象産業分野の県内事業所に就業かつ、県内に定住した場合、支援開始。	2年間の貸与額等
6. 栃木県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)、栃木県育英会一般奨学金貸与者</li> <li>・大学等の卒業の1つ前の年次に在籍</li> <li>・県内に事業所がある製造業への就職希望者</li> <li>・県内定住予定者</li> </ul>	50人	卒業後、県内製造業に就職・県内居住。就業の翌年度から支援開始(8年間)。	150万円
7. 新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、新潟県奨学金等の貸与者</li> <li>・県内高校等卒業の30歳未満の者で、4年制大学卒業後、県外で3年以上の就業経験者(大学院等卒業の場合は1年以上)</li> <li>・県内転入後半年以内での県内企業への正規雇用者等</li> </ul>	設定せず	県内に居住・就業。就業翌年度から支援開始	120万円
8. 富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)、富山県奨学金</li> <li>・県外理工系大学院2年生、県外薬学部6年生</li> <li>・県内居住希望者</li> </ul>	30人	平成30年度:H30年4月末までに県内登録企業へ就業・県内居住。就業年度から支援開始。	貸与総額
9. 石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者</li> <li>・理系大学院をH30年3月以降に修了し、県内の機械、繊維、食品、情報産業等の中小企業への正規雇用者</li> </ul>	設定せず	対象事業所に3年間就業後、支援開始	100万円
10. 福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(有利子・無利子)貸与者</li> <li>・県内に居住する見込みの者</li> <li>・卒業後、県内の農林漁業、建設業、薬剤師、看護職等への正規雇用での就業希望者</li> </ul>	40人	県内に居住・県内企業等に就業。就業の翌年度から支援開始。	100万円
11. 山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者</li> <li>・卒業後、9月末までに、県内の製造業等の中小企業等への就職希望者</li> <li>・卒業後の10年間に8年以上県内で就業かつ居住見込</li> </ul>	35人	卒業後、9月末日までに、対象業種に就業かつ県内に在住の場合、支援開始。	卒業前2年間の貸与額
12. 岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外に住所を有し、かつ、県外の大学等に在学していること</li> <li>・大学等を卒業した後に、県内で就業する意思があると認められること</li> <li>・学業成績が優秀であると認められること</li> <li>・経済的理由により就学が困難であると認められること。</li> </ul>	120人	卒業後、6月以内に、県内に居住・就業し、引き続き5年間居住・就業すると返還債務を免除。	貸与額全額

# 平成29年度 地方創生・奨学金返還支援制度の概要

	主な申請要件	募集人数	返還支援要件	返還支援の上限
13. 三重県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者 ・大学等の最終学年の1年前の学年以上の在籍生で、かつ、就職が決まっていないう ・県内の規則で定める地域への定住を希望する方で、常勤雇用等として就業予定の方 (公務員は除く)	20人	卒業後、就職し、指定地域に4年間居住すると支援開始。	100万円
14. 兵庫県	・従業員への奨学金返済負担軽減制度を有する県内中小企業 ・支援対象者は、対象企業に勤務する者で、正社員であること、県内事業所に勤務するものであること等の要件を満たす者	設定せず	就業する企業が返還支援制度を有しており、支援対象者要件を満たしていること	・本人返済額の1/3まで ・上限6万円又は企業の支援額の1/2まで
15. 和歌山県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等貸与予定者、貸与者 ・翌年度卒業見込の理工・情報・農学・薬学系の学部・研究科在籍者 ・県内製造業・IT産業への就職希望者	50人	卒業後、3年間、県内製造業・IT産業で就業後、支援開始	100万円
16. 鳥取県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、鳥取県育英奨学金等の貸与者 ・県内の製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、保育士・幼稚園教諭の職域への就業及び県内居住希望者	180人	県内の対象業種に就業・県内居住。 就業年度から支援開始	216万円
17. 島根県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、島根県育英奨学金貸与者 ・県内の中山間地域・離島の事業所への就職希望者 ・就職後に実務経験が必要となる国家資格等の取得を目指す者	25人	卒業及び就業後、支援開始。 (国家資格等は必要な実務経験が経過するまでは支援継続し、受験後は合格の場合のみ支援継続(不合格の場合は一時停止)。)	288万円等
18. 山口県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者 ・理系大学院修士課程1年生又は薬学部5年生で、県内製造業に就業希望者	20人程度	県内製造業に就業。就業年度から支援開始。	211万円
19. 徳島県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)貸与者等 ・卒業後に県内に定住希望かつ県内の事業所に正規雇用として就業希望者等	200人程度	3年間、県内で正規雇用で就業後、支援開始。	100万円
20. 香川県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与予定者又は貸与者 ・大学の理工学部系等へ進学予定又は在籍者	110人	卒業後、3年間県内居住、県内食品等業種に就業後、支援開始。	72万円
21. 高知県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)貸与者 ・H28年度に卒業後、半年以内に県内で就業予定	30人	卒業後、4年間、県内で就業。5年目に支援。	180万円
22. 長崎県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)等貸与予定者又は貸与者 ・大学等卒業後、県内の製造業、建設業、観光関連産業、保険業・金融業等への正規雇用で、高校3年生及び卒業まで1年以上ある大学生等の就業希望者	50人程度	県内の対象業種に正規雇用で就業・県内居住3年経過後に支援額の1/2を、6年経過した後に残りの1/2を支援する。	150万円
23. 宮崎県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子・有利子)、宮崎県育英資金、(公財)宮崎県奨学会奨学金貸与者 ・県内企業への就職希望者	80人	県内の対象企業に正規雇用で就職後、1年目、3年目、5年目に支援	150万円
24. 鹿児島県	・(独)日本学生支援機構奨学金(無利子)等貸与者 ・県内高校の卒業生等で、大学等進学予定者及び大学等卒業予定者等 ・卒業後、県内企業等への就業かつ県内居住希望者	100人程度	県内企業等に就業・県内居住	貸与総額

※この他、4府県が制度導入予定(京都府、奈良県、熊本県、大分県)

大卒の就職率が調査開始以降過去最高の97.6%となるなど、大学生等（高校生も含む）の就職を取り巻く環境は改善しているものの、大学生等の希望に応じた雇用の受け皿が必ずしも十分とは言えず、また、就職活動に当たり支援を要する大学生等は依然として一定数存在している。

このため、より円滑に大学生等が働きたい場所で就職活動を行えるよう、厚生労働行政と文部科学行政が都道府県レベルにおいても連携して支援し、それぞれの大学生等が望む働き方を実現する。

## 職業意識形成支援の時期

## 採用選考活動に向けた準備時期

## 採用選考活動の時期

### 地元の多様な雇用の受け皿の整備

新規

地域、職務等を限定した多様な正社員制度の導入や地方における採用の拡大（本社一括採用の変更）を進めるため、若者法指針を改正し、社会的気運を醸成する。

### 新卒応援本部等における支援関係者の意識共有

学校代表者、教育委員会等を構成員に含む新卒応援本部等において、地域の労働市場の状況等を共有し、必要な支援について共通認識を深める。

### 就職ガイダンス事業の拡充

拡充

高校生に対し、就職への動機付けや職業・企業に対する理解の向上のために、地域の労働市場・企業に関する知識付与等を行ってきたが、対象を大学1～2年生等にも拡大するとともに、ニーズに応じて企業実習機会を提供する。

地域の労働市場・企業に関する情報提供

### 大卒求人公開時期前倒し

新規

ハローワークが有する地元の求人について、大学生等の早期からの企業研究を支援するため、これまで6月としていた公開時期を4月に前倒しにする。

### 早期からの就職ニーズの把握

新規

大学生等が希望に応じた就職が実現できるよう、大学等と連携し早期から就職ニーズを把握する。  
また、その際、大学等の所在地以外の就業場所へのUIターン就職を希望する大学生等も可能な限り把握し、ニーズに応じてLO活プロジェクト（※）等の関係施策と連携しながらハローワークの全国ネットワークを活用した就職支援の実施につなげる。

※東京圏・大阪圏に在住する地方就職を希望する若者の掘り起こし・動機付け・ハローワークへの誘導を実施。

求人動向の提供

就職希望者のニーズ動向

就職活動スタート時に適切な指導ができるよう、大学生等の就職ニーズを早期に把握し、求人動向を踏まえ希望に応じた就職が実現できるようサポートする。

### ジョブサポーターによる就職支援

ジョブサポーターを配置し、担当者制による個別の就職支援を実施し、必要に応じて就職に関するセミナー等に誘導する。

### 新卒応援ハローワーク等におけるUIターン就職支援

拡充

LO活プロジェクト等の関係施策と連携しながら、ハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介、地域の生活関連情報の提供等を全国で行うことで、UIターン就職を強力に推進する。

### ジョブサポーターによる大学等出張相談の実施

ジョブサポーターによる出張相談の実施、求人情報の提供等大学等のキャリアセンターにおける就職支援をバックアップする。

### 就職面接会等の開催

ジョブサポーターによる出張相談  
ハローワークの有する求人情報  
面接会、セミナーの開催協力

大学等の就職支援に加え、ジョブサポーターの出張相談の活用、新卒応援ハローワークへの誘導強化を図る。

厚生労働省・労働局ハローワークの取組

文部科学行政・大学等の取組

定期的な内定状況の把握・内定後及び採用後の職場定着支援



## **(参考) 関連資料**

# 地方大学の振興及び若者雇用等に関する検討の経緯

## ○地方大学の振興等に関する緊急抜本対策（平成28年11月28日 全国知事会）

### 1 地方大学の振興

低廉な授業料、入学料の設定や、地方が行う地方大学振興のための諸事業に対して、特別の財政措置を講ずること。併せて、地方大学・学部を新增設する場合には、大学設置基準の弾力的運用を認める等の特例措置を講ずること。

### 2 地方の担い手の育成・確保

地方就職者に対する奨学金の返還免除制度の創設や、地方が行う研修・訓練等に対する支援の充実などにより、地方を担う個性豊かで多様な人材の育成・確保を図ること。併せて、初等中等教育や地方大学を含む高等教育については、地域の将来を支える人材育成に欠かせない基盤であり、教職員定数や国立大学の運営費交付金等の充実をはじめ、機能強化を図ること。

### 3 大学の東京一極集中の是正

東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京23区から地方への移転の促進等を図るとともに、それに対する特別の財政措置を講ずること。

### 4 立法措置による東京一極集中の是正の実現

次期通常国会において、上記 1 から 3 までに掲げる対策に必要な立法措置を講ずること。



## ○まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）

地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を取りまとめる。

## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

#### (1) 地方創生

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

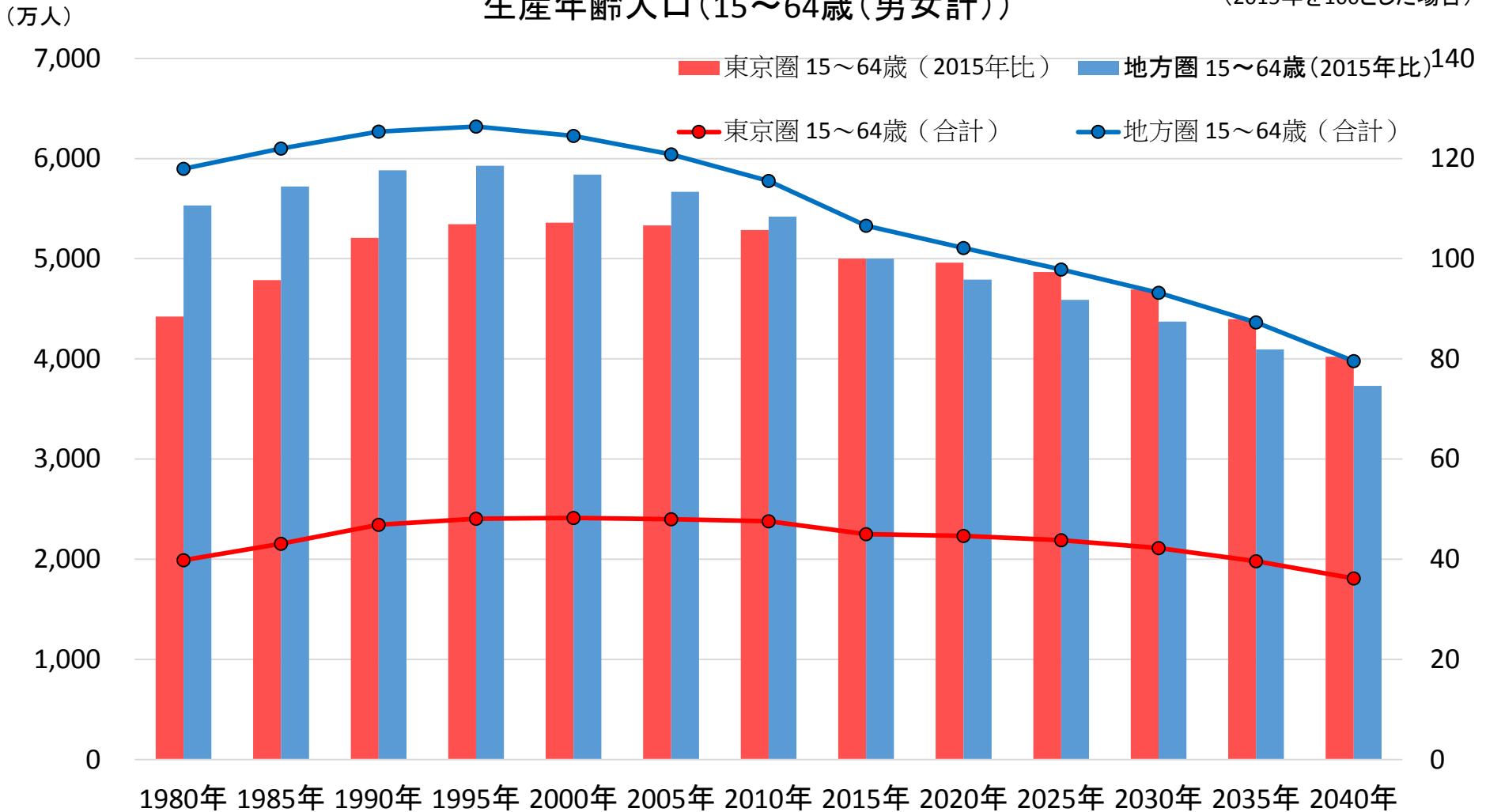
地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上及び東京一極集中の是正のため、地方大学において特色ある取組が推進されるよう、産官学連携の下、地域の中核的な産業の振興と専門人材育成等に向けた取組を支援し地方大学の活性化を図るとともに、大学生の集中が進む東京23区においては大学の定員増は認めないことを原則としそのための具体的な制度等について検討し、年内に成案を得る。また、本年度から、直ちに、こうした趣旨を踏まえた対応を行う。さらに、地方における若者雇用創出のため、地方創生インターンシップの推進や、奨学金返還支援制度の全国展開を進めるほか、企業の地方拠点強化策の加速化の検討、中央省庁のサテライトオフィスの実証、試行を行う。

# 東京圏及び地方圏の生産年齢人口の推移（推計含む）

○ 今後、東京圏及び地方圏ともに生産年齢人口は減少する見込みであるが、地方圏の方が減少の割合が大きい。

## 生産年齢人口（15～64歳（男女計））

（2015年を100とした場合）



出所

- 1980～2010年については総務省統計局「国勢調査」による。ただし、年齢不詳人口は年齢別人口の規模に応じて比例按分しているため、「国勢調査」の表象上の値とは異なる場合がある。
- 2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」による。

# 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和34年法律第17号)(平成14年7月12日廃止)

## (目的)

第1条 この法律は、工業等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この法律で「既成市街地」とは、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第3項に規定する区域をいう。

2 (略)

3 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。)若しくは高等専門学校又は同法第82条の2に規定する専修学校若しくは同法第83条第1項に規定する各種学校(政令で定める専修学校及び各種学校を除くものとし、以下単に「専修学校及び各種学校」という。)の教室をいう。

4 この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又は教室で、その床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

5 前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて500平方メートル以上で政令で定める面積、大学及び高等専門学校の教室については1500平方メートル、専修学校及び各種学校の教室については800平方メートルをいう。

6 この法律で「学校」とは、大学、高等専門学校及びに専修学校及び各種学校をいう。

## (工業等制限区域)

第3条 既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とする。

## (新設及び増設の制限)

第4条 工業等制限区域内においては、制限施設を新設し、又は増設してはならない。ただし、都県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内においては、都県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」という。)の許可を受けたときは、この限りでない。

2 (略)

## (許可の基準等)

第8条 知事等は、第4条第1項ただし書の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 当該制限施設の新設又は増設が工業等制限区域内にある作業場又は教室の移転に伴つて行なわれるものである場合で、その新設又は増設が工業等制限区域内における人口の増大をもたらすこととならないと認められ、かつ、その移転が都市環境の整備及び改善に寄与すると認められるとき。

二 (略)

三 その他政令で定める場合に該当するとき。

2 知事等は、第4条第1項ただし書の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、国土交通大臣及び関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。ただし、新設又は増設後の床面積の合計が3000平方メートル未満の作業場については、この限りでない。

(大学並びに専修学校及び各種学校から除外される学校)

第二条 法第二条第三項の政令で定める大学は、大学院及び専ら夜間において授業を行う大学とする。

2 法第二条第三項の政令で定める専修学校及び各種学校は、専ら夜間において授業を行う専修学校及び各種学校とする。

(許可の基準)

第五条 法第八条第一項第三号の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 当該申請に係る教室を申請に係る場所に新設し、又は増設することがその学校における教育及び研究の目的を達成するために特に必要であると認められる場合

七 当該申請があつた日前二年以内に、製品の需給、金融等の経済事情の著しい変化その他やむを得ない理由により作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は天災その他これに類する理由により滅失した作業場又は教室と同一の団地内において、それらの作業場又は教室の床面積の合計(作業場若しくは教室以外の施設とされ、又は滅失した後にその団地内において新設され、又は増設された作業場又は教室があるときは、その床面積を控除するものとする。)を超えない範囲内で、制限施設を新設し、又は増設する場合

下記の場合で知事等の許可を受けたものは規制の対象外(国土庁大都市圏整備局長通知)

- 収容定員の増加を伴わない場合であつて、カリキュラムの改善や学部・学科の改組転換等に伴う授業科目数の増加、各科目ごとの受講者数の少人数化、教室使用率の適正化、新たな教育機器の導入、学生・生徒の体位の向上等に対応する場合
- 社会人、留学生又は帰国生徒の受入れに係る収容定員の増加に対応する場合
- 夜間教育(専ら夜間において授業を行う大学を除く)又は通信教育に係る収容定員の増加に対応する場合
- 上記及びに該当する場合のほか、収容定員が増加する場合については、当該学校における教育及び研究のために密接不可分な既存の関連施設と近接して必要な教室の新設又は増設を行う場合(例:病院等における実習が義務づけられており、実習を行う既存の病院等に近接して教室を設置する必要がある場合)

# 「高等教育計画」等について①

昭和46年中央教育審議会答申において、高等教育の全体規模、地域的配置などについて、長期の見通しに立った国としての計画策定の必要性が指摘された。これを受けて、昭和51年度以降、5回にわたり「高等教育計画」が策定された。そこでは、18歳人口の増減等を踏まえ、高等教育規模を想定した上で、大学等の新增設の抑制等の措置がとられた。なお、平成15年度より抑制方針が基本的に撤廃された。

	「高等教育の計画的整備について」 (昭和51年3月)	「高等教育の計画的整備について」 (昭和54年12月)	「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備 について」(昭和59年6月)
計画期間	昭和51-55年度	昭和56-61年度	昭和61-平成4年度
期間中の18歳人口の動向	昭和40年代の減少が下げ止まり、概ね150万人台で推移。	161万人から185万人に増加(途中、昭和59・60年度に落ち込む)。	185万人から205万人に増加。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 昭和50年度の38.3%に対し、55年度に40.3%を想定。	[大学・短大の進学率] 昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度に37%を見込む。	[大学・短大・高専の進学率] 昭和58年度の35.6%の水準を、18歳人口がピークに達する平成4年度でも維持。
定員の取扱いの方針	○入学定員を2.9万人増(進学者数は3.2万人の増)。	○入学定員を3.4万人程度の増(実員では4万人程度の増)。	○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万増とともに、臨時的定員を4.4万増。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度における一応の目的を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を進めるため、全国を8ブロックに分けた整備の目的(試算)を示す。	○大都市の大学等の新增設を抑制。 ○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目的を示す。
分野別の考え方	計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、 ①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成 ②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものは計画的に整備。	○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備。 ○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない。	○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応(「看護婦その他医療技術者の養成等」等が設置審で決定)。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。

↑ ※昭和50年に私立学校振興助成法が制定され、国が私立大学の教育研究に係る経常的経費を補助できることとなった。その関連で私立学校法の一部改正が行われ、財政負担が無制限に膨張することが無いよう、私立大学の学部等の設置廃止や収容定員に係る学則の変更が認可事項となった。

## 「高等教育計画」等について②

	平成5年度以降の高等教育の計画的整備 (平成3年5月)	平成12年度以降の高等教育の将来構想 (平成9年1月)	我が国の高等教育の将来像 (平成17年1月)
計画期間	平成5-12年度	平成12-16年度	平成17年度-32年頃
期間中の18歳人口の動向	198万人から151万人に減少。	151万人から141万人に減少。	137万人から減少。
進学率の考え方	[大学・短大・高専の進学率] 平成12年度について、ケース1(40.0%)、同2(41.2%)、同3(42.2%)の3つを想定し、当面ケース1を念頭。	[大学・短大の進学率] (平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算。	18歳人口に対する進学率の指標としての有用性は減少。「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行。
定員の取扱いの方針	○大学等の新增設は原則抑制の方針。 ○臨時的定員は定められた期限の到来による解消が原則。なお、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要。	○大学の全体規模は基本的に抑制的に対応。 ○臨時的定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める。	○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換。
地域別の考え方	○大都市の大学等の新增設を抑制。ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない。	○大都市の大学等の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る。	○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃。
分野別の考え方	○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。看護職員は整備を図る必要。	○時代の変化に即応するためには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることも必要。 ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない。	○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の抑制は維持。(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)

↑  
※平成13年に総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」が出され、抑制方針及び工業(場)等制限法の見直しが提言された。この提言を受け、平成15年審査分より抑制方針が撤廃されるとともに、平成14年に工業(場)等制限法は廃止された。



平成十二年度以降の大学、短期大学、大学の学部、学部の学科、短期大学の学科（以下「大学等」という。）の設置及び収容定員増に係る学則変更に関する審査に当たっては、当面、次の方針により取り扱うものとする。

## 二 具体的な取扱い

### 2 工業（場）等制限区域の取扱い

別表に掲げる工業（場）等制限区域における大学等の設置及び収容定員増については、次のいずれかに該当するものを除き、原則として抑制することとする。

- ア 収容定員の増を伴わない改組転換又は同一設置者の大学及び短期大学の範囲内の収容定員の増加を伴わない入学定員の振替
- イ 計画的な人材養成に係るもので、制限区域内に立地することが特に必要なもの
- ウ 夜間教育又は通信教育を行うもの
- エ 社会人、留学生、帰国生徒の受け入れに積極的に対応するもの
- オ 小規模な収容定員増を伴う改組転換で、独創的・先端的な学術研究の推進等の観点から極めて重要性が高いもの
- カ 編入学定員の設定で、入学定員に対して一定規模のもの